

398
125



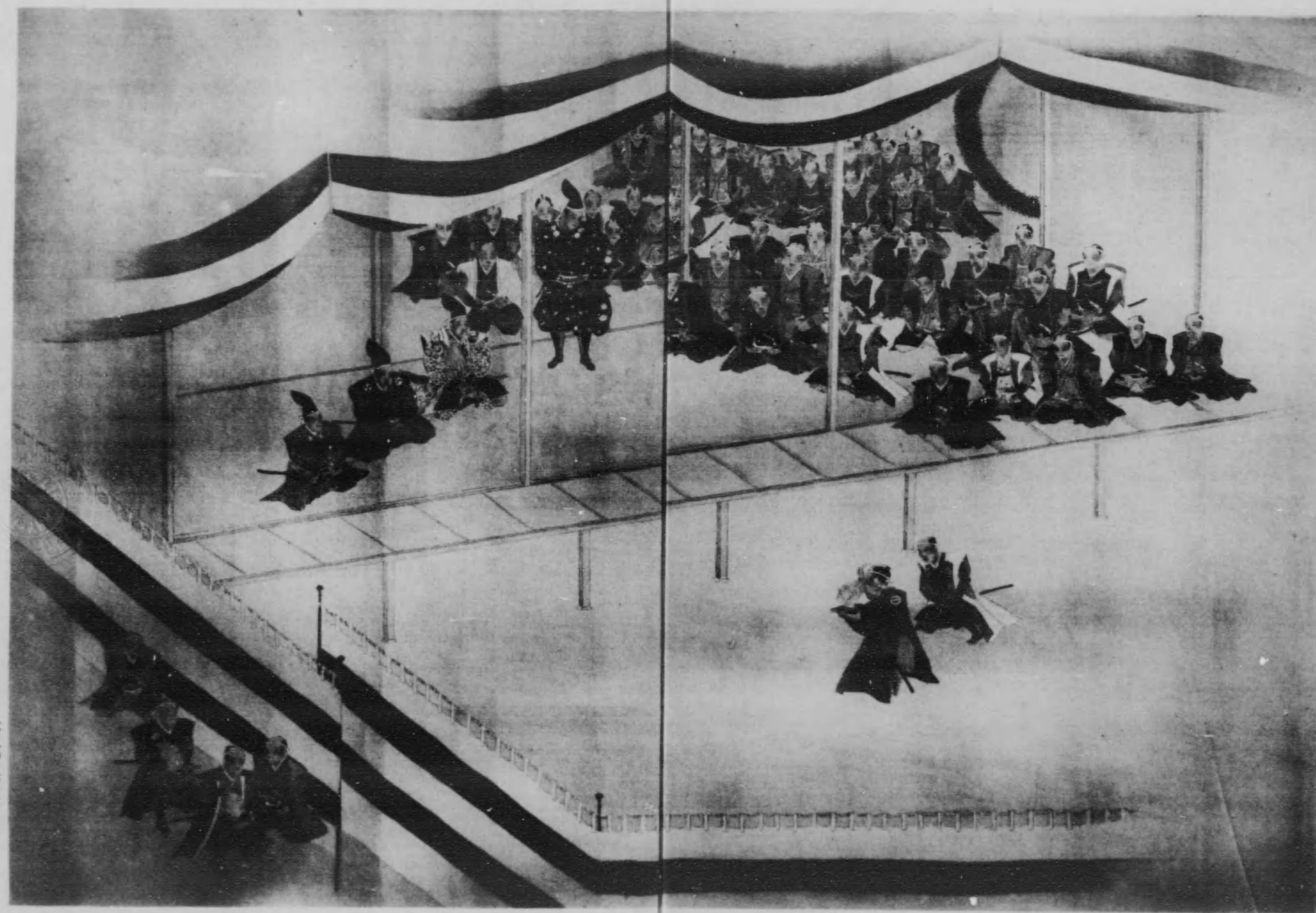
始



39f-12f

廣島市史

第三卷
大正
12.12.20
内交



元治元年長州三家老首實檢の圖

(尾州徳川侯府家所蔵)



從一位勳一等侯爵淺野長勳壽像

第四三頁、六四五頁參照



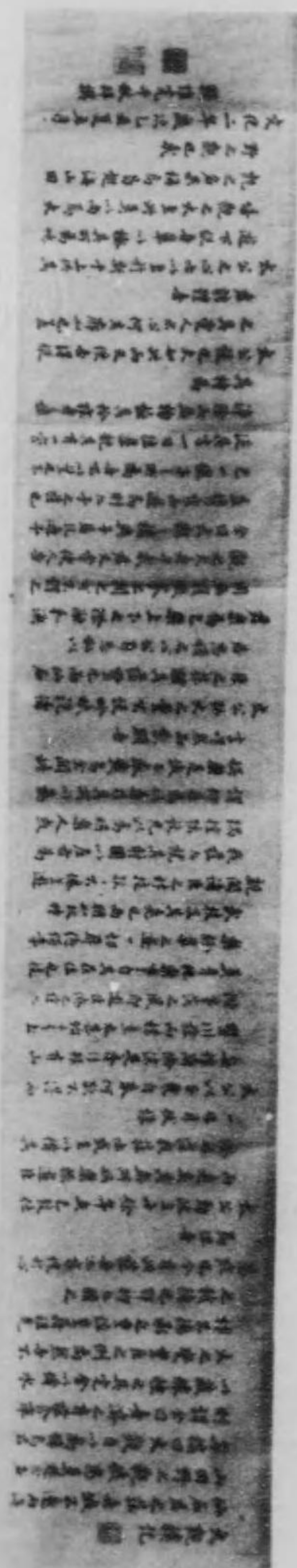
贈從四位賴春水畫像

(賴朝次郎氏所藏)



春和園の園井に記

(今中権六氏所蔵)

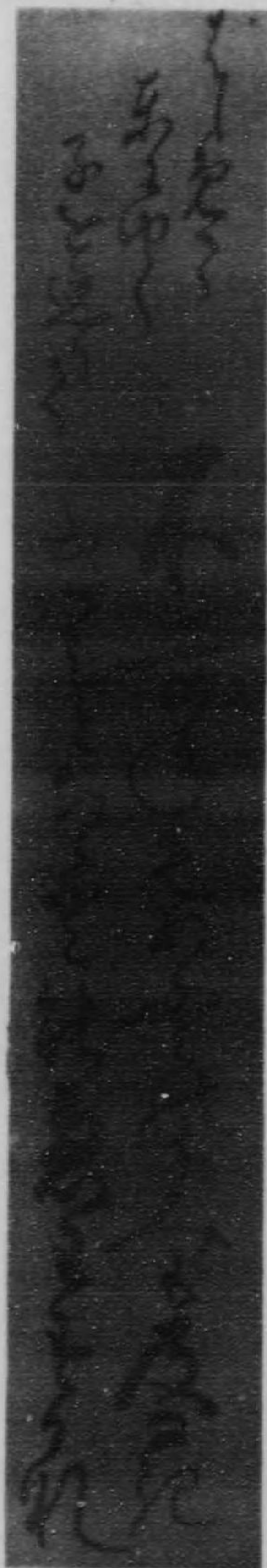


第四〇六頁参照

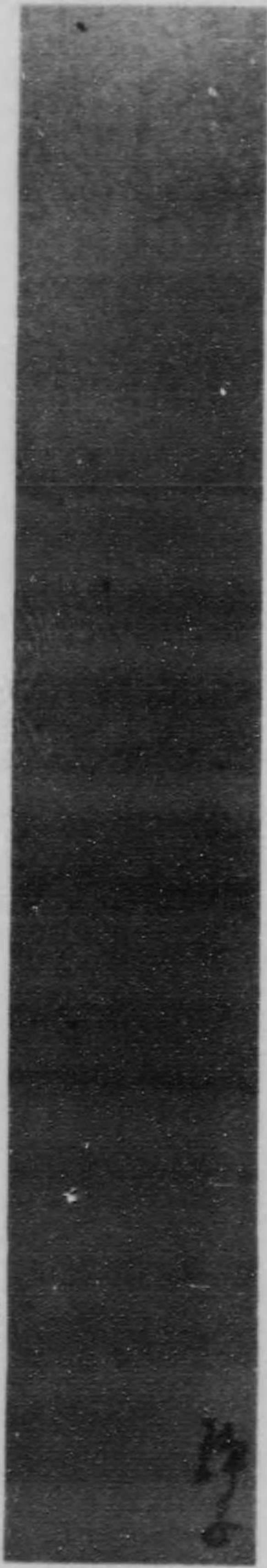
書に井撰の水春頼は文記

頼山陽の母梅颯夫人の和歌并に自署

(頼綱次郎氏所藏)



面 表



面 裏

第七三頁参照



贈正四位頼山陽畫像

第七頁參照



天明年間殿島芝居の繪圖

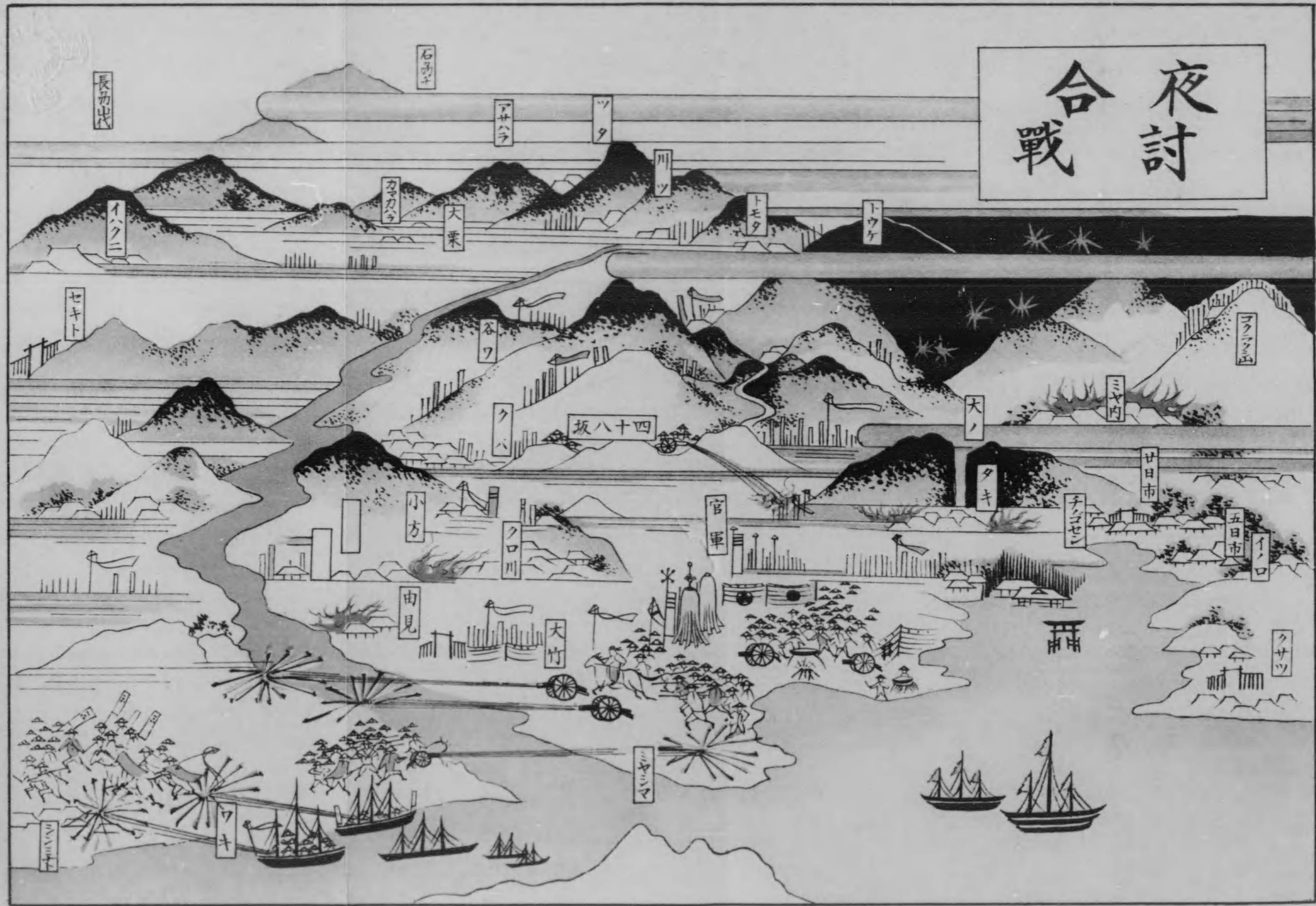
(原島縣殿島町殿島神社所藏刷額)

慶應二年長州征伐當時の江戸繪

第六六頁一七〇一頁参照



(維新史料編纂局所藏)



慶應二年長州征伐當時の江戸繪

第六六頁一七〇一頁參照

(維新史料編纂局所藏)

廣島市史 第三卷

目次

第四期 淺野氏時代(續)

第七章 天祐院時代 自寛政十一年八月
至文政十三年十二月……………一

藩主 齊賢 附内室孚希姫宮……………二

第一節 齊賢の治世……………三

文運隆昌の時代 治績 藩主の慈仁 國主祭

第二節 儉約令の續行……………五

公役 五年間一層嚴敷御儉約 嫁娶の儀式 今後年限に關らず嚴敷御省略 公役 文政三年の儉約令 國産の奨勵 下士卒の救濟

第三節 風俗の改良……………一四

嚴島祭禮御供船 嚴島參詣船 苗字帶刀 國名官名の受領 男女

奉公人宿請人取締規則 大綱引遊戯 玄猪祭 小兒の角力遊戯
 大相撲の興行 博奕富圖賭物勝負 闘鷄 身振狂言 寄進の踊狂言 芝居 見世物興行 家相劍相の卜者 給仕女 酌婦 神道講
 釋 心學講演 伊勢御影參

第四節 殖産の獎勵……………三八

國産獎勵國益増進 藩主公族の商家工場視察 唐物取引を藩營となす 御勘定所諸品支堀川藏の新設 繰綿 砂糖 二文字屋の砂糖專賣 傘 黄楡樹の栽植 椿苗の栽植 製陶業 竹屋町の陶窯 江波皿山の陶窯 海苔 海老等海苔 抄海苔 楨皮の産出 藍玉の製造 線香の製造 奈良晒風布の織始 製墨所の開始 べんがら製造 小倉織の製造 荒地開墾と江波染港 定飛脚問屋の開始

第五節 文學の隆盛……………六〇

賴春水 賴杏坪 賴山陽 賴津庵 賴元鼎 賴采眞 坂井東派 坂井虎山 金子蕉隱 津村聖山 津田仁山 植田象山 加藤定齋 加藤棕庵 金子樂山 金子華山 金子霜山 中村龍川 松島愚公 梅園大嶺 梅園直雨 賀美公臺 門司東里 市川寧 山口西里 山口西園 山口鳴鶴 山口西郭 吉村秋陽 末田稻麿 橋本稻彦 太田午庵 飯田篤老 岡田清 片田行義 和歌 俳諧

第六節 藝備孝義傳の編纂……………一二八

第一編の編修 體裁 江戸幕府と聖堂とに獻納 町大年寄に頒與
 第二編の編修 體裁 江戸幕府と聖堂とに獻納 第三編の編修 體裁 拾遺二卷の編修 江戸昌平靈に獻納 饒津神社に奉納

第七節 藝藩通志・知新集の編纂……………一三一

藝藩通志の編修 體裁 漢文の藝藩通志 知新集の編修 町大年寄に示す 體裁

第八節 嚴島大鳥居の再建……………一三五

安永の雷火 神前の卜籤 用材の探求「芹初め」の式 落成式 鳥居の大きさ 廣島城下の寄附銀

第九節 諸系譜・諸士畧傳・濟美錄の編纂……………一四二

御系譜の編修 諸士畧傳の編修 濟美錄の編修

第十節 銀札通用の繼續……………一四四

文化二年以後二十五箇年間の通用繼續 天保元年以後二十五箇年間の通用繼續

第十一節 淺野長政公二百回忌法會……………一四七

御位牌堂の改築 齋米百石に増加 毎歲祥月法會の制 大法會
祭文 城中内祝の庭 特赦 大石燈籠石水盤の獻備 法會の制定

第十二節 尾長東照宮の大祭禮……………一五六

大祭の準備 御迎の辨 神事 藩主の社參 神輿の渡御 神輿の
還御 藩主再社參 城中の盛蓮 大祭の費用

第十三節 編年記事……………一六〇

第八章 溫徳院時代……………二三八
大光院時代 自天保二年正月 至安政五年十月

藩主 齊肅 附内室末姫……………二三八

藩主 慶熾 附内室利姫……………二四〇

第一節 儉約令の續行……………二四一

江戸に於て藝封 五箇年間格外御省略の令 天保四五年の饑饉
米價の調節策 明年より五箇年間格外御省略の令 藩主襲封後初
ての歸國 士祿四つ物成に復す 士民藩主の歸國を慶賀す 第一
回の公役 藩債を大阪に募る 士祿減率「半知」を爲る 寶曆の故
例に依り萬端作略

第二節 天保の大饑饉……………二四九

天保七年の大洪水 米價騰貴の緩和策 祿米に麥渡し 米價の暴
騰 市民銀札に對し不安の念を抱く 江戸幕府天保九年の儉約令
天保九年の凶歉 銀札の下落 市況振興策と八幡社の砂持 商
工業の保護

第三節 天保の儉約令……………二五九

第二回の公役 士祿「二つ物成」に減率 質素儉約の勵行 江戸幕
府天保の改革 藝藩に於ける影響 綿座預り切手の發行 執政關
藏人の退隱

第四節 六會法の設立……………二六八

六會法 同法の趣旨 同法の方法 同法の實施 第一回の花圖興
行 第二回の花圖興行 同法の廢止 償還の延期 償還殘餘銀の
獻上 士祿を「二つ物成五分」に復す 振替賣買取引趣法

第五節 改印札の發行……………二八四

銀札の下落 藩府理財の方策を求む 士祿「三つ物成」 御殖し方
今中大學執政首座を爲る 町御奉行の更迭類々 改印札の發行
四拾割の相場 舊兩替屋の廢止 新舊兩札の引替法則

第六節 嘉永の大儉令……………二八八

第三回の公役 江戸霞ヶ關藩邸の類焼 減祿「二つ物成」の再行
當年より三箇年間格外嚴敷御取縮 大儉の勵行 大儉中作略筋申
合頭書の一 同上の二 大儉中の市況 大洪水 明年より三箇年
間萬端格外御取縮

第七節 銀札の下落……………二九八

平野屋豐嶋屋兩替店の騒擾 舊銀札の暴落 五百掛相場 銀札場
兩替改歩并に金銭相場 舊札并に綿座切手の引替 銀札減少の影
響

第八節 饒津神社の造營……………三〇七

明星院 傳正院殿長生院殿兩尊牌の安置 御位牌堂の建立 御位
牌堂の收樂 社殿造營の經始 造營要件の決定 社殿の設計并に
寸尺 兩部神道に勸請 工事 造營係員 地鎮祭 工匠人夫の員
數 經費 明星院内御位牌堂の落成 一の鳥居と本地堂内陣の落
成 本社殿及本地堂の上棟式 神號 山名 神靈奉迎使 社殿清
祓安鎮の祈禱 神靈の奉迎 永代社領 明星院寺領と白神社社領
の加増 社殿安鎮祭 神靈の幽薄 藩主の神靈奉迎 神號の扁額
清祓式 正遷宮式 安鎮祭 公族の參拜 士民の參拜 正遷宮

第九節 嘉永三年の大洪水……………三四〇

完了の祝賀 西本願寺の祝賀使 饒津神社の定番 京都吉田家の
代拜正使鈴鹿越後守來る 大祭禮 流鏑馬の儀式 藩主社參と御
名代拜參 御影殿 御法樂 毎歳の祭禮日 明星院住職別當職權
僧正となる 造營の行賞 二の鳥居建立 諸士より獻燈 弘化四
年の大祭禮
寛政以來未曾有の大洪水 西部の被害 中島組の被害 中部の被
害 東部の被害 南部の被害 被難民の救恤 虛妄の流言 天氣
快晴萬民安全の祈禱 被害の箇所と員數 水難溺死者の追吊大法
會

第十節 嘉永七年安政の大地震……………三四八

前代未聞の大震災 天候の激變 微震 大震 人心恟々 旭光紅
の如く禽鳥鳴かず 再大震 蜚語流言 神佛に祈禱 万代日記
城内の震災 臨時國主祭 御家老以下の登城奉伺 震災後の天候
震災の終熄 領内の損害

第十一節 定期航路の開始……………三五六

廣島三津ヶ濱間 廣島廣浦間 廣島下の關間 廣島竹原間 廣島
新湊間

第十二節 藩政の改革……………三六二

改革黨の出現 三家老建白書の捧呈 建白書 藩主の熟覽 執政等の黜陟 改革黨失敗の原因 改革黨の再舉 御家老淺野遠江の直諫 遠江骸骨を乞ふ

第十三節 編年記事……………三七八

第九章 幕末時代 自安政五年十一月……………四五〇
至慶應三年十二月……………四五〇

藩主 長訓 附内室峻姫……………四五〇

藩主 長勳 附内室綱姫……………四五三

第一節 第一回の征長役(一)……………四五九

禁開發砲の亂 長州追討の勅命下る 大膳父子の官位褫奪 征長軍の攻口部署 英佛米蘭四國聯合艦隊の下關砲撃 藝藩主より幕府に上書 阿波國蜂須賀侯の上書 因州島取侯の上書 備前國岡山侯の上書 肥前國佐賀侯の上書 征長總督の入京 總督副將の參内 大阪城中の軍議 諸軍大阪より廣島への發向順序 廣島城下の戒嚴令 藩主藝州口先鋒を命ぜらる 諸軍參集につき城下の商人を戒む 兵糧米の準備 屯集諸軍宿舍の徵發 軍用薪炭其他

軍需品の供給準備 市中の金錢相場を定む 征討軍出陣の始 開戦の日限 大膳父子謹慎待罪の歎願書を上る 西郷吉之助等廣島に來る 西郷吉之助植田乙次郎等岩國に入り吉川監物と會見す 平和に局を結ぶに決す 監物の使者より進軍猶豫の歎願書を藝藩主に呈す 征討軍幕府官僚の廣島着陣 征長總督本營の準備 諸商人の買占見懸賣を禁す 町門の警固

第二節 第一回の征長役(二)……………四九七

草津村海藏寺にて長防征討趣旨の申渡 國泰寺の長州三家老首實檢 進軍停止の令 吉川監物謝罪の爲め草津村に來る 監物を廣島に召喚す 征長總督尾張前大納言の着陣 總督本營に於て首實檢 朝廷幕府に奏聞 廣島城下の警衛 廿日市及五日市の警固 監物の消息并に事機の内報を藝藩に内託せらる 長州使者來廣し 毛利大膳父子以下の伏罪書を總督に獻す 長州處分案の評議 廣島屯集諸軍の狼藉及飲料水を戒む 長防鎮靜狀況の按檢 藝藩主の建言書 諸軍に撤陣の令 總督より長州處分の狀を朝廷に奏聞せらる 總督より長防鎮靜の願末を幕府に報す 長州三家老の妻子 總督尾張前大納言の凱旋 幕府上使大久保紀伊守の來廣 藩府警備を撤す 藩府長州伏罪總督凱陣を京師に報す 長防諸隊の暴動 藝藩支家近江守の撤陣 尾州藩の重臣澁川又左衛門來る 又左衛門の復命

第三節 第一回征長軍の宿陣

五三二

藝州口追討軍の兵數 總督府并に幕府官僚 諸侯 諸侯伯の御用
通商人

第四節 第二回の征長役(二)

五五〇

毛利大膳父子の江戸表召喚 改元 長州家老連署の歎願書 大竹
河畔の高札 毛利淡路吉川監物の大阪表召喚 藝藩主に長州士民
より歎願書を獻す 淡路監物登阪猶豫の歎願 長州家老大戸備前
の來廣 廣島城門郭門の警固 長州家老大戸備後介井原主計の來
廣 井原主計の歸國 備後介病を稱して登阪を辭す 幕府より征
長の戦備を命ず 長防二州攻入口 江波島番所の構設

第五節 第二回の征長役(一)

五七五

幕府大小監察の來廣 國泰寺に於て大戸備後介の糾問 大戸備後
介廣島に留りて幕府の沙汰を待つ 幕府大監察一行の歸阪

第六節 第二回の征長役(三)

五九九

小笠原閣老の廣島表出張 小笠原閣老の旅館 小笠原閣老一行の
着廣 幕府の軍用金 長州三末家并に吉川監物の廣島表召喚 藝
藩主の建言 備前因幡へ藩使の差遣 藩世子上阪せんと欲す 大
膳父子以下の廣島表召喚 大戸備後介の歸國 長州の軍令狀布告

長州脱兵の倉敷代官所襲撃 長州家臣の來廣 井伊隊の進軍

幕府歩騎兵の進軍 音戸の瀬戸倉橋島の警固 大膳父子裁許狀申

渡期日の延期 大膳父子名代大戸備後介の着廣 長州三末家并に

吉川家名代の着廣 幕兵の着陣 大膳父子の裁許申渡

第七節 第二回の征長役(四)

六四三

大戸備後介の拘執 辻執政に謹慎 壯烈なる藝藩志士の會合 藝
藩主の建言 藝藩先鋒隊の小方村警備 藝藩主の建言 廣島城下
屯集の兵數 幕府長州の關係断絶す 副總督松平閣老の着廣 藝
藩主の建言 小笠原閣老小倉に赴く 辻執政の謹慎を解かる 明
石侯着廣 松平閣老より宣戦狀を岩國に送る 藝藩主征長軍先鋒
を辭す 藝藩主の建言 征長軍の嚴島渡海 總督紀伊中納言の着
廣 大島郡の砲撃 二川隊の歸還 津山侯着廣 藝藩の海岸警衛

第八節 第二回の征長役(五)

六六六

大竹川(二名小瀬川)合戦 藝藩士城六兵衛の戦死 岩國藩士の書狀
諸軍の農兵 四十八坂の激戦 戦地の罹災民調査 二川隊友田
村に移陣 長防軍の高札 友田口の戦 瀧大島屋附近の戦 大野
村の戦 大戸備後介等の拘執を解く 四十八坂の戦 閣老松平伯
耆守の免職蟄居 二川隊の津田村進軍 幕兵廣島に引揚ぐ 松ヶ

原口の會見 副總督水野閣老の着廣 二川隊其他藝藩諸隊の歸陣
 長防兵の侵入 廣島城下報國隊町兵の編制 洋式銃隊稽古場の
 新設 長州兵に詰問 征討諸軍の進攻 宮内村の戦 折敷畑の戦
 槍出峠の戦 折敷畑の戦 四十八坂攻波の攻戦 友田村の談判
 長州兵の夜襲 白砂子條約 將軍家茂の薨去 總督より藝藩主
 に諮詢 藝藩主の答書 藝藩主の建言 藝藩國境警衛隊の歸陣
 藝藩主の諭告 幕府將軍の表を發す 征長總督列侯諸將の歸還
 石州口の戦況 小倉口の戦況

第九節 第二回征長軍の宿陣……………七二一

總督府并に幕府官僚 諸侯

第十節 嚴島の止戰談判……………七二七

一橋慶喜出陣の説 薩藩主の上表 藝藩主の建言 松平春嶽の建
 言 慶喜出陣の中止 勝安房守の來廣 嚴島に渡海 植田乙次郎
 岩國に使す 談判地の協定 長州廣澤兵助等一行嚴島に渡來 止
 戰談判 安房守の歸廣 海路歸京 止戰の朝命傳達

第十一節 編年記事……………七三九

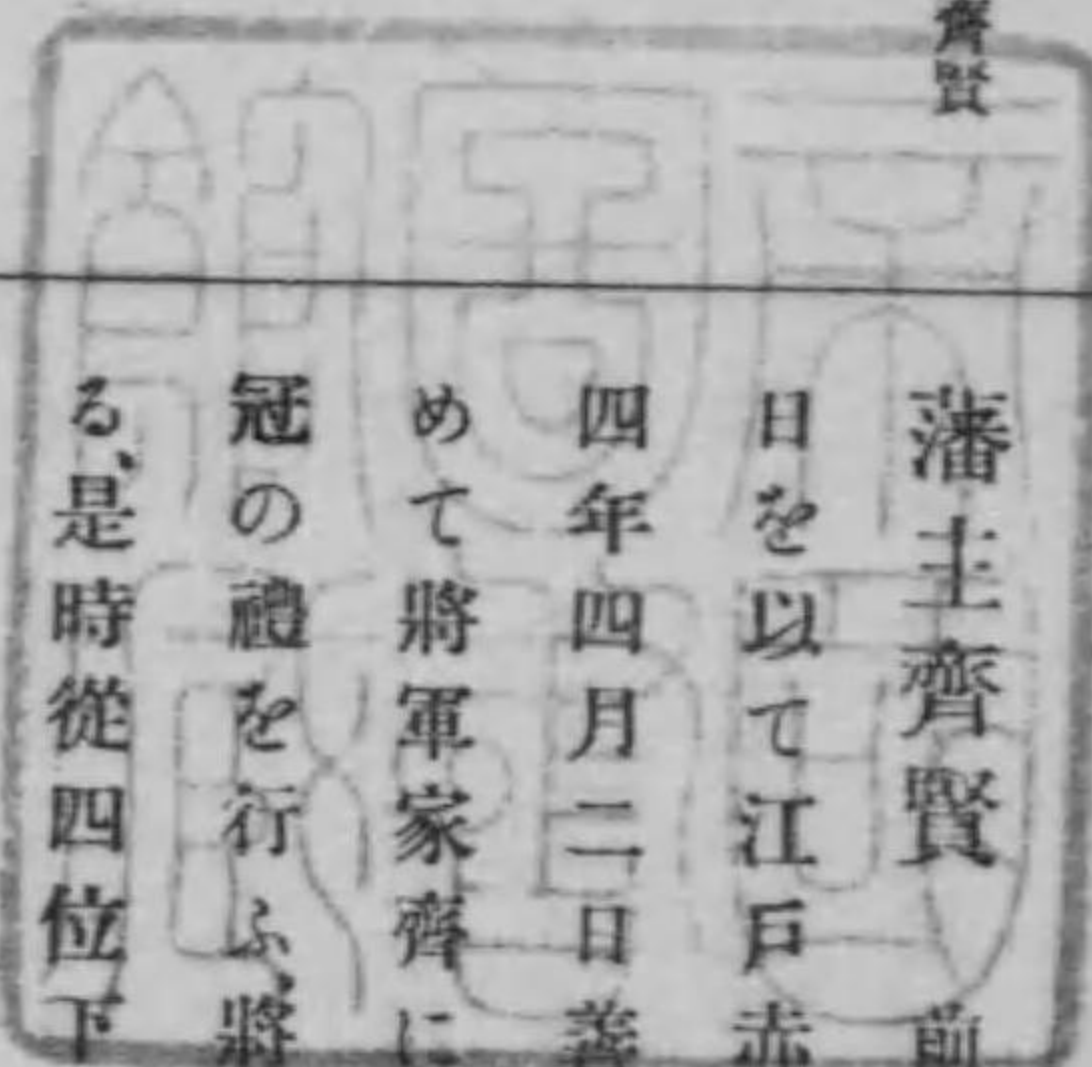
第十章 忠孝節義者表 (明治維新以前)……………七九六

廣島市史 第三卷

第四期 淺野氏時代 (續)

第七章 天祐院時代 自寛政十一年八月
至文政十三年十二月

藩主齊賢



藩主齊賢 前藩主重晟の第二子にして、幼名時之丞、安永二年九月二十一
 日を以て江戸赤阪邸に於て生る。母は尾張中納言宗勝の第七女陽姫なり、同
 四年四月二日善次郎と改名し、同月九日儲嗣となる。天明七年三月十五月初
 めて將軍家齊に謁す、時に年十五、寛政元年二月二十三日江戸柳營に於て加
 冠の禮を行ふ、將軍家齊より偏名を賜ひて齊賢と改め、備前利恒の刀を賜は
 る。是時從四位下に叙し、右京大夫と稱す、同六年十二月十六日侍從に任せら
 る。同十一年八月二十一日封を襲ぎ、九月朔日登營して襲封の恩命を謝す、同
 月四日安藝守と改稱す、享和元年六月二十一日濃州尾州勢州水路修繕并に
 熱田桑名渡海路其外跡仕立御普請の課役を命せらる。是時公役金六萬五千

淺野氏時代(天祐院)

八百七十一兩三分、永五十九文八分を献納し、十二月十二日將軍家齊より其勤功を賞し、時服三十領を賜はる。文化六年四月二十二日關東筋川々御普請の課役を命せられ、金六萬二千三百四十五兩一分、永百九十五文九分を献納し、十二月十五日時服三十領を賜はる。同十三年十二月十六日左近衛權少將に昇任せらる。同十四年五月三日東海道筋甲州川々御普請御手傳の課役を命せられ、金六萬二千七百七十八兩一分、永百九十七文八分を献納し、十二月朔日時服三十領を賜はる。同年九月仁孝天皇即位の大禮を行はせ給ひし時、御年寄淺野縫殿を正使とし、御使番山田九十九を副使として、京師に遣はし、之を奉賀し、禁裡御所に御太刀并に白銀三十枚を、仙洞御所に白銀二十枚を、中宮御所に白銀十枚を奉獻す。文政十三年十一月二十一日廣島城中に於て逝去せらる。年五十八。天祐院殿德順履信大居士と謚し、廣島國泰寺に葬らる。内室孚希姫宮 有栖川一品中務卿織仁親王の女なり。寛政五年二月十五日入興、同八年五月二十九日薨去せらる。翔翔院殿環寶淨蓮大夫人と謚し、江戸青松寺に葬らる。

第一節 齊賢の治世

藩主齊賢は寛仁の明主にして、心を名教に存し、先君の遺範を守りて、濫りに舊章を改めず、而して前藩主重晟は致仕の後、菟裘靜養の地を城内竹之丸に卜して之に住し、敢て治遊絲竹の娛を爲さず、自ら奉ずること簡朴、士風を振興し、民力を撫育し、以て政治を輔佐せられければ、藩政益、廓清し、教化日々に振ひ、こゝに文化、文政の間に於て、藝藩文運隆昌の時代を現出するに至れり。今其治績中の主要なるものを列舉せむに、(一)數、儉約の令を下して、民力の休養を謀り、(二)風、教上の諸弊を蕩滌して、民風の改善を圖れるは勿論、(三)殖産を奨励して、國力の富強を謀り、(四)有司に命じて、大に舊典を詳覈し、祖先累世の實錄齊賢を撰修し、又舊臣の傳記舊臣傳を輯録して、舊勳世臣の功蹟を彰はし、(五)藝藩通志百五十九卷を撰修せしめて、封内の大小郡邑名物、風土を詳記し、(六)藝備孝義傳を上梓して、之を封内に流布しければ、教化大に振興し、孝子義人日に増し、月に加はり、褒賞亦殆んど虚歳なく、其他軍職を増置して、諸士を部署し、以て外夷の不虞に備へ、兵法家に命じて、武備を嚴密にし、守城結陣

藩主の慈仁

の法、海陸軍の戦術益、精密を加ふ、是を以て江戸幕府より命ずる所の大森海寇の防禦、大に完備し、頗る見るべきものありしと云ふ、藩主齊賢は専ら心を政治に用ひ、民力の休養を圖られし外に、慈仁の心特に深かりき、嘗て郊外に放鷹す、農民路傍に藍葉を曝す、僱従の輩これを踏んで過ぎ、意を用ゆる所なし、因りて是れ何物ぞと問ふ、藍なりと答ふ、齊賢曰、然らば、是れ貴重すべきのもの、豈蹂躪すべきものならんや、宜しく戒しむべしと、公弟右京長懋これを聞き、其慈仁に感じ、和歌を詠じて之を讃す歌に曰、かりてはす藍より出でし藍よりも猶いろふかき君のめぐみは」と、其仁厚なる概ね斯くの如し、是を以て庶民皆敬愛心服せざる者なし、文化三年九月廣島竹屋町廣瀬屋才次と云ふものあり、同町民と相議り、毎歲藩主の誕生日を以て壽命及武運の長久を祈らんことを請ひて許可を得、同月二十一日を以て之を創始し、名けて「國主祭」といふ、是より各町村皆これに倣はざる者なきに至れり、其祭壇は各町の一所に數尋の高棚を架し、簾を垂れ、神主を奉安し、紅燈銀燭を以て之を裝飾し、巫覡を招き、祝詞を唱へて之を祈禱するなり、庶民群集して之を拜す、祭壇は前夕已に成りて、鼓聲鑿々たり、人々相賀すること佳

國主祭

節の如しと云ふ、爾來竹屋町は九月二十一日を以て祭り、他の町村は九月一日を以て之を祭る、國主の代を替ふるも此期日を變ずることなし、以て維新後廢藩置縣に至りて止めり、齊賢の病むや、庶民憂慮し、或は裸跣被髮にて神社に詣で、或は寒水を浴して其平癒を祈禱するもの前後相踵ぎ、數十百群に至る、以て庶民より景慕敬愛せらるゝの深甚なるを見るべし、故に其逝去せし時、百姓哀悼感泣せざる者なかりしと云ふ、

第二節 儉約令の續行

前代重辰治世の晩年、寛政七年六月を以て、藩府は既に「七箇年間萬端嚴敷御取縮の令」を布けり、其期限は齊賢襲封^{寛政十年}の後に至りても、尙四年を餘したれば、其期間は別に言ふべきこと無し、然るに享和元年に至りては七箇年の期限も満ち、同年六月二十一日には江戸幕府より濃尾勢州水路修繕并に熱田桑名渡海路其外跡仕立御普請の公役を命じたれば、其年八月晦日藩府は令を下し、「近年藩用多端にして、財政益、逼迫するが故に、更に明年より五箇

公役

年間一層殿敷御儉約格外御省略を仰出されしに依り、御家中末々に至るまで其旨趣を體し、各自質素儉約筋を遵守すべきなり」と戒め、同二年正月十三日には、御儉約五箇年の間は、従前の如く毎歲町觸を以て殊更達示することなしと雖も、五月の幟甲、三月の雜道具、其他破魔弓、羽子板の類は、都て質素の品のみを用ゆべし、若其趣旨を忘却するの輩、これあるに於ては、屹度咎め仰付けらる可しと令したれども、此頃嫁娶の儀式に關しては、親子の情愛、或は養子たるもの、養家の氣受け等を慮り、其儀式道具類、漸次華美に流るゝの弊風やまざりき、是を以て同年十一月藩府は士卒の結納引手物等に關して、准據すべき標準を示し、決して之に超過するを許さずと達せり、其文に曰、

嫁娶の式、分限よりも軽く執計ひ候様にこの儀は、前々より度々被仰出、既に寛政二成年にも、猶又厚被仰出候處、親子の情愛、或は養子たるもの、其家長者の氣請等を量り、竝を見合、只様大造之拵いたし候より、格外不如意候輩は無據片付無之方角も有之、又相應相暮し候輩も、夫が爲に勝手向不如意に至り、忠孝とも不任心底様押移候ては、難相濟事に付、自今は第一衣類の拵嚴敷作略に致し、當前不差問程にて、縁組可有之、内端祝式等は迄の仕

來に不相泥、格外手輕にいたし候様にこの御趣意に付、其段堅可被相守候、依而此度嫁女の行列持參の道具、別紙之通、并に結納引手物等、左の通御定被下候間、是又堅相守、諸事至て手輕に可被仕候、

但此定之内、双方申合、猶作略いたし候方は、御趣意に相應じ候事に付、手輕筋専ら可被申合候、

一 結納之儀、千石以上の輩は帶二筋、其以下は左の通りに候事、

但、百九十石以下は帶代料可被指遣候、

- 干鯛 一折
- するめ 一折
- 昆布 一折
- 帶 一筋
- 樽 一荷

大身、小身之輩取遣候節者、小身之輩分限に應じ可被執計候、

一 引手物之儀、千石以上棒さや刀差、其以下惣而棒さや刀計之事、

一 御歩行組以下は侍中へ被仰出候趣に准じ、銘々身上に應じ、如何様共作

略いたし、手輕に取計候様可被申聞候、

一右之外、諸事寛政二戌年被仰出候通、可被相心得候、

右之趣、相組支配方不洩様可相達候、以上、

十一月

今後年限に關
らす殿敷御省
略

と斯くて文化三年に至りては、先きに發せる五箇年間萬端嚴敷御儉約格外御省略令も其期限に満ちたるが故に、九月令を發して、今後は年限に拘らず萬端嚴敷御省略ある可き旨を觸示し、十二月朔日重ねて令を下して曰、

御儉約筋、年限に不拘彌、以勘辨相盡、御國用不差支様、都而御内輪之儀は、萬端質素を相用、表向掛り候義は假成にも禮節に叶候様にこの儀、去年被仰出、御作略被相行候へども、御内外共、品に寄り不被得止義は、明年より以前へ御戻しの廉も可有之哉、乍去御世帶向御安心之御場合に至り候ての事には決而無之、兎角御物入は差湊ひ、御勝手向彌増御逼迫に至り、御家中を初め御撫育等も御手届兼、彼是御不安之事に候、改而被仰出候にも不及候得共、別而御内輪の儀は尙又萬事御格外御作略被遊候思召に候間、此段相心得、御家中未々に至迄、銘々暮向之儀令覺悟相凌候様可申聞旨、被仰出候、

右之趣、支配有之面々末々迄、不洩様可被申聞候事

十二月朔日

此令文を見るに、都て御内輪の儀は萬端質素を相用、表向掛り候義は假成にも禮節に叶候様にこの儀、去年被仰出、御作略被相行候へども、御内外共、品に寄り止を得ざる義は、明年より以前へ御引戻の廉もこれあるべき哉、といへるは、從來連續發せし所の萬端嚴敷御取縮令に比して、多少其趣を異にし、禁奢の精神の稍、緩和したる傾向あるは、輕忽に看過すべからざるなり、文化六年四月二十一日江戸幕府より關東川々御普請の公役を課したれば、藩府は同年六月十七日を以て藩士卒に御借米を命じ、當時異國船打拂の爲め海防を嚴備すべき時なるが故に、特に隨從の人馬を減少することを許さず、唯年頭其外太刀馬代御禮錢の額數を半減し、各自衣食を節し、専ら儉素を旨となすべしと令し、其費金六萬二千三百餘兩と永百九十五文餘を幕府に納めたり、其後藩府は文化十年次で文政三年に於て再度令を下し、明年より七箇年間封内萬端嚴敷御省略の旨を申渡せしが、文政三年十二月二十一日遂に嚴重なる儉約令を發布し、明年正月より之を實施すべきことを命ぜり、其

公役

文政三年の儉
約令

令の一は藩士卒の間に實行し、一は市民の間に實施せし者なり、士卒に下せる令文に曰、

御家中初、都而質素節儉筋相守、風儀正敷仕候様、連々被仰出、一統承知之事に候處、近年音物杯御制禁之上品ケ間敷品取扱、自然と優美之風俗に移合、苦々敷事に付、此度尙又町新開へ嚴敷儉約筋觸示、音物類花美費ケ間敷品は一切差留候間、爲心得相達候、勿論御家中之輩おゐては連々被仰出候通、士風正敷、質素節約筋被相守候事には可有之候へ共、時勢に連れ、嫁娶之式、饗應筋音物等の振合、奢美の風俗に移合、向に寄候ては、御制禁の淫聲をも取扱候方角も有之哉に相聞、甚以不都合之事に候間、兼而被仰出候御趣意堅相守、風俗正敷様可被心掛候、

一着服之品も、銘々分限に應じ、夫々御定之趣は候得共、近年心得違、御定より上品相用候向も有之由、如何之事に候、勿論御定之内にても、上品の分相用候様にこの御趣意には無之候間、平日専ら魚服相用、過分之儀毛頭有之間敷候、銘々召仕之者も、不都合之着服相用候者は、見當り次第、役筋之者相糺候筈に付、主人々々より無油斷可被相示候、

一町家之者共、夕諸色買掛り代銀拂方等、不取引之儀有之候ては、商人共迷惑筋之儀に付、理不盡之仕形被致間敷候、是又家來々々の内には主人之調物直合不正之取引方商人へ頼、代料之内家來之手元へ取掠候類之者儘有之、或は胡祭之節は主人之用聞元へ罷越祝儀等なる不風俗之儀も有之趣も相聞、彼是不届之事に付、此後右類之者は早速其筋へ申出召捕候筈に付、主人々々別而心附、兼而可被相示置候、右之趣一統へ相示候様被仰出候間、相組支配方末々迄不洩様可被相達候、

十二月

次に市民に下せる儉約令に曰、

町方へ示し書

一大年寄妻子着服は、亭主分に準じ候事、
一都而町新開の者、着服の儀は、寛政年中以來相示置候通、相心得させ可申候事、

但、上着は布木綿之外一切不相成、尤帶は無地吳紹八丈迄は不苦事、
一婦人髪之飾、大人小人とも、兼而相示置候通、手堅相守り候様相示可申候

事

一女子襟掛縫模様天鷲絨類都而地合結構之品不相成候事

一婦人履物縁り取類一切相用申間敷并商賣とも差留候事

一小兒手遊類隨分手輕之品仕入可申代料一錢目己上之品者商賣不相成候事

一破魔弓羽子板并端午菖蒲刀鎗長刀幟下ヶ類以來隨分手輕之品仕入可申代料二錢目以上之品商賣不相成事

但端午人形類は此度差留候事

一上巳内裏雜并人形とも先年も相示候通寸法八寸以上内裏は一飾に付代料三十目人形道具類は右に準じ代料十五匁以上の品は商賣不相成候事

一嫁娶之式は凡寛政度觸示し候趣を踏へ夫々分限に應じ相當之處其方共并町役人共考合申値の趣申出候は尙可及差圖候事

一都而參會之節料理向之儀并吉凶に付音信贈答前條同様申値考合之趣申出候は是又可及指圖候事

十二月

と是れ寛政の儉約令を復活して之を當時に實施せんと試みたるなり然れども文化文政の交は年穀豐熟にして人々奢侈に流れ江戸を初め諸國華奢の風行はれたれば獨り廣島のみ此風潮に逆行することは不可能なるべく殊に儉約令は享保以來多年の例となり士民の之に狎るゝの餘り自ら輕視するに至るは自然の勢なれば藩府が斯る令條を勵行するは容易の業にあらずしが如し此令を發して幾ばくも無く中島本町瀧村屋利兵衛外四軒の店頭には華美なる破魔弓羽子板を曝らして販賣せしを以て五家とも追込の罪に問はれ又廣島城下の市民宮島市立の時華美なる衣服を着けて渡海參詣せしもの少からざりければ殊更ら町觸を出して『宮島は隔絶せる土地にて殊に時々市立もこれある場所柄ゆへ何んと無く他所同様制外の様に相心得し者これある歟當町新開の者どもの内同所にては制禁の衣類等兎角相用ゆる者も往々これ有るやに相聞ゆ甚以て心得違の事なり御領分中は何方へ罷越すとも勿論當所同様の義なれば兼て觸示しの旨趣堅く相守り聊たりとも心得違の義なかるべし』と戒めたることあり極端なる儉

國産の奨励

下士卒の救済

約の勵行は、徒に市井の衰微と下民の困窮とを致すに過ぎずして、市況不振の狀に陥らざるべからず、是を以て藩府は從來の消極的政策をのみ墨守して之に甘んず可きにあらず、進んで國産奨励の道を講じて、市況の挽回を圖らんとし、國産奨励の事は第四節に詳記 又た下士卒に對しては、文政四年十月二十六日を以て令を下し、『近來連續米價低廉、且御家中の祿米は減石にて、御歩行組以下足輕類は家計に難澁せる者も少からざるが故に、小頭請合を以て町方より借銀せる者は、當春并に來年の分とも、藩府の銀を以て無利息年賦にて御拂換へせらるべく、又此後にも從前の通り小頭受合相調ふにつき、町方にて貸渡し申すべく、尤も利息は月八朱を超ゆべからず』と申渡し、以て下士卒の生計窮迫を一時救済せり。

第三節 風俗の改良

嚴島祭禮御供船

嚴島祭禮御供船のことにつきては、寛政十二年六月町御奉行より令を下して、(一)嚴島御供船の儀は、兼て許可せる條文を堅く相守り、隨分手輕に之を執

嚴島參詣船

行すべし、是まで許可なき裝飾を施すは一切禁止たるべし、(二)宮島にて御供船の繫留する際、雜船と入交り、混雜するに就き、此度より御供船の繫留所は宮島奉行所より其位置を定めらるべき筈につき、宜しく同廳に就きて差圖を受くべし、(三)御供船飾立の儀は、元來諸民信仰の深念に基くこと故、格別華美を競ふべき筋にはこれ無く、宮島着岸の上は同處の賑ひにも相成るべきにつき、成規の飾付を爲すは苦しからざるも、廣島にては飾付を爲すに及ばず、成る丈け手輕に爲すべきこと肝要たるべしと申渡し、享和三年五月十三日再び令を下して、『御供船の船飾り付は、當今儉約中なるが故に、愈、以て簡朴に取計ひ、決して超過の飾付致すまじき様、連々申付たる通りに相心得べし』と戒めたり、かくて文化九年の頃には、嚴島社祭禮の時、廣島附近浦邊嶋方の水夫どもは廣島の仲背どもをかたらひ、渡海參詣の乗客を爭奪する風頗る行はれしかば、同年六月廣島船年寄四名連署し、願書を町大年寄に差出して、其禁止方を町御奉行に請願せり、其書に曰、

上

中島川 平田屋川

西堂川 廣瀬川

一 例年六月十六日・十七日、嚴島御祭事につき、御當町より渡海の乗人、御城下の船にて人を乗せ候後にて、近き浦邊之船に人を乗せ候儀は、不苦候得ども、近來は浦邊嶋方の船頭ども、御當所濱中脊の者どもをかたらい、川内の船持に構はず、勝手次第に人を乗せ申候、全躰地船は勿論、他所船にても、乗人の儀は其川の船年寄もこへ相届け出船仕候御法則に御座候處、其儀も忘却仕甚以不風俗の事に奉存候に付、川内之船先きに乗人を引受け、其餘は他國船勝手に人を乗せ候趣に、船持共へ相示し置申度奉存候、自然心得違ひ、不法の申分け仕候船頭は、船年寄もこへ告知せ候はゞ、他所船頭へ得斗御法則の趣申聞かせ、納得いたし候様取斗ひ申度奉存候に付、此段様子申上、御窺ひ奉申上候、以上、

中島川 船年寄志和久屋

万右衛門 印

平田屋川 同 塗師屋

權三郎 印

西堂川 同 三穗屋

善三郎 印

廣瀬川 同 安達屋

與三右衛門 印

三國屋榮次郎殿

室屋喜右衛門殿

三原屋三郎右衛門殿

茶屋次郎右衛門殿

對馬屋七郎右衛門殿

町御奉行香川所右衛門、寺田源藏は乃ち之に對して許可を與へ、且船年寄に其取締方を命じ、以て浦邊嶋方船頭の非行を禁止せしめたり、

町人が苗字帶刀を許さるゝは、藩主の命に依り特別の優遇を與へらるゝなり、又醫師畫工が法橋・法眼と稱し、鍛冶職其他が何守又は何大椽と稱するは、京都宮門跡の許可を経るを要しき、然るに町人或は屋號の屋字を省きて苗字に紛らし、或は故ら苗字を作りて他藩に旅行せる際これをを用ゐ、或は乘馬帶刀し、或は武藝を講習するあり、醫師畫工其他諸職人にして猥に國名官名

苗字帶刀
國名官名の受

男女奉公人宿
請人取締規則

を稱するあり、享和元年七月江戸幕府は堅く之を禁止し、國名官名は仁和寺宮大覺寺門跡并に勸修寺御門室以外に其受領を願立つ可らずと令せり、男女奉公人の取締方法につきては、享和元年十一月二十日稻荷町某家の下婢豊田郡乃美尾村百姓ゆき姫なるもの、主家より暇を乞はず、其母の病氣を偽り、主家を出で、勝手に他家へ奉公せしを以て、兼々仰出されし令文に違ひ、甚不埒の所業たるを咎め、直ちにうたを召捕へて之を、新圍ひ入れに處し、其世話人も亦うたと同罪に斷じたることあり、其他當時の奉公人中これに類似の非行を爲すもの少なからざりければ、同年享和元年十二月二十九日初めて廣島城下奉公人宿請人の取締規則を定め、町御奉行水野市允寺西六之亟の連署にて町觸を發したり、其觸文に曰、

別紙之通、此度被仰出候に付、町新開不洩様、得斗可申聞置候、尤受人に相立候もの共、左之通相心得、迂濶之取計無之様可仕候事、

但、來戌正月出替より、

- 一 高切符相望候者、
- 一 無宿者、

- 一 他國者、
- 一 所生慥不成者、
- 一 不埒成る者、

凡右等之奉公人へは決して請人に立申間敷候、得斗相しらべ、正道之者へは請人に相立、奉公先き不承合已前に、別紙之通請狀を奉公人持參いたし、銘々奉公先き聞合、主従相談も相極め候はゞ、直に其座にて宿請狀主人へ指出し可申候、然れども半濟にて双方難相決候はゞ、請狀は奉公人之手元に差置可申候事、

但、宿請狀主人へ差出し置候得者、全奉公有附に付、其心得可有之、尤其上にて直に暇出し候共、切符日算用を以囉ひ可申候、是以奉公人手元不埒之取引有之候而者、其儀難申出候事、

(宿請狀之案文)

奉公人請狀覺

百姓何右衛門倅

何 兵 衛

一 何郡何村住人

淺野氏時代(天祐院) 風俗の改良

何宗何寺旦那

右奉公人私請人に相立

御公儀御法度は勿論都而御家風相守せ可申候若不埒之儀も御座候はゞ何時にても私引受埒明け可申少しも御主人様掛御苦勞申間敷候依而御受合申上候處如件

町名

年號月日

請人名 印

右之通宿請之者より奉公人へ相渡夫を以奉公可聞合暇を囉ひ候節者右請狀戻し囉ひ候儀者約束次第之事

十二月廿九日

五組え

別紙之通被仰出候間町中末々迄不洩様可相觸者也

十二月二十九日市允六之丞

五組 大年寄中

大綱引遊戯

綱引遊戯につきては往昔毛利氏廣島の築城を竣はりし時之を祝さんが爲めに慶長四年正月十四日築城の工事に用ゐし繩條を集めて大綱を製し城

玄猪祭

北の空地に於て數萬の人夫二隊に分れ一隊は二宮太郎右衛門一隊は佐々木太郎右衛門これを統率し百人組頭衆以下種々の服装に陣羽織を着し采配を以て組子の者を下知し大綱引の遊戯を演せしに濫腸せり是より後毎歲正月十四日より三日間白鳥に於て群童の間に之を行ひ遂に年中行事の一となり又金屋町との場にて此遊戯行はれしが寛政享和の頃には甚だ盛んにして管に小兒のみに限らず大人も混加し深更に及ぶも尙ほ其競技を撤せざるの風あり是を以て寛政三年正月十二日町御奉行は觸書を出して之を戒めしも寛政の末より復々盛んとなりしかば享和三年正月十一日重ねて寛政の觸書を示して町新開の方角に寄り正月十四十五十六日小兒相集り綱引を爲し來れる由近年夜に入りては大人も混交し段々超過の趣相聞ゆ不埒の至なり素より古來慣行のこと故敢て之を停止するには及ばざれども今後は唯其形式のみを取行ひ夕七つ時を限りに競技を撤すべし若心得違の輩これ有るに於ては直ちに之を召捕へ屹度申付くべしと嚴達する所ありき

發せるを見る、文化十年九月亥の子祭につき町觸を出して云く、近來亥の子祭に當りて、大人等往々小兒の群中に混じ、町内軒別に石突きを爲し、銘々心に叶はざる家々にては、祝言は相唱へず、却て聞苦しき雜言等を相唱へ、町境にては爭論致し、又獅子舞になづらへ、猥りに他家の座上に舞ひ上り、不行儀の振舞ある而已ならず、御家中近邊の町々にては、屋敷内を舞ひ歩るき、座上に踊り上り、不敬不埒の次第もこれある趣相聞ゆ、今より後ち右躰の不行儀これあるに於ては、兼て忍びの役人を相廻し置き、直ちに召捕へしむ可きを以て、兒童を持つ親々には特に厚く説き示し、以來は全十五歳以下の兒童のみ相集り、獅子舞等は戶外にて之を演じ、決して戸内に踊り入らず、街道ばかりを舞ひ歩るき申すべし、石つき等は家々の繁昌をこそ祝ひ申すべく、決して之に托して宿怨を洩らし、惡口雜言等少にても相唱へ申すまじきことなり、若不埒の小兒これあるに於ては、用捨なく訴へ出づべし、夜間石つき獅子舞、全く相成らずと申渡し、十月三日には町御奉行附御歩行より五組大年寄に對して、『例年亥猪の節、町境にて小兒等喧嘩すること毎々これある由、素より亥の子祭は其町内の除難繁昌をこそ祝すべき儀なるに、却て喧嘩の稽古

を爲すが如き情況にては、小兒の生ひ立ちにも關はり、甚以て不行跡の義なり、是に依て自今決して喧嘩など致さず、隣町相互に輯睦し、總て靜謐に執行すべきやう、其親々より十分に戒め申すべきは勿論、町役人・肝煎等も篤く注意して之が取締をなすべし、殊に當年は町廻りの者を派出し、萬一喧嘩など致す輩あらば、縱令小兒たりとも直ちに召捕へ、時宜に依りては明年より亥の子祭を禁停せられんも計り難し、決して心得違これなきやう、町々へ熟と申聞け置くべし』と命じたり、次に小兒の角力遊戯につきては、文化十三年八月二十一日町御奉行植木直太夫より町大年寄及町年寄に諭告を與へて曰く、近來廣島城下の諸所に兒童群集し、角力の遊戯を演じ、甚しきは土俵四本柱等を構へ、且往來門口に笹竹等を立て、其最負先きより菓子類の進物を受け、又往々兒童の兩親或は近隣の者等も口論がましき儀に及び、風教を紊すの憂ある由、甚以て不埒の事なり、此儀公然の沙汰となり、右等の兒童遊戯を禁停せらるゝに至りては、却て迷惑も仕る可きにつき、以來心得違不風俗の儀これなきやう、夫々町儀に於て説諭を加へ、これが取締に注意すべしと戒めたり、

大相撲の興行

相撲は、既に天明の頃、荒神町の力士亂獅子善四郎二代目養嗣并に白神組六町目力士嘉兵衛各自に相撲稽古場を開設し、又安藝郡府中村に於ても力士甚内稽古場を開設せしより、漸次斯道の隆昌を謀りしが、文化の末頃には、兒童の遊戯にすら相撲の盛んに流行するに至れること、前項に述べるが如し、文化十三年九月廣瀬神社の秋祭に際し、其境内に於て、初めて晴天七日間の相撲興行を公許せられ、後ち二年を経て、文政元年の春、觀音村沖新開の修築落成しければ、其竣工祝典の爲め、九月荒神町力士亂獅子目五代善太郎は藩府の許可を得て、盛んに諸國の力士を招集し、同新開に於て大相撲を興行せり、是時初めて市中に「太鼓打廻はし」を爲し、又最負客より寄贈の旗幟を相撲場に立てんことを請ひて、

一此間書付を以奉申上候通り、他所相撲取共、近々着船仕候得ば、早速興行仕候積に御座候、尤其節者、町中へ太鼓打廻り申度奉存候、并最負之方角より貰ひ申候幟建申度奉存候、右幟、木綿之外、花美之品者、決而相用ひ不申候間、何卒兩條共御赦免被成遣候は、此上も無御座難、有仕合可奉存候、此段御内々御窺申上試候、以上、

寅九月十二日

庄屋 四郎左衛門殿

亂獅子善太郎 印

と願出たれば、町御奉行は乃ち其旗幟の華美ならずして、格別目立つものにあらざれば、敢て差支へなかる可き旨趣を示して、之を黙許せり、是れ廣島に於て相撲興行に「太鼓打廻はし」幟立をなすの始めなり、其後ち廣島近郊に於て小相撲を興行せしこと數、ありしも記録に存せず、唯文政十年沼田郡楠木村今安佐郡三篠町の内に於て霧島部屋の相撲を晴天五日間興行し、看客頗る多かりしことを、年々大小記に録するを見るのみ、

博奕と賭物勝負との禁は、前代に於て數、嚴令を下せり、殊に正月の遊戯として、小兒が「つゞやさら類を弄ぶも、博奕類似の惡習として之を禁じ、店頭に博奕道具を販賣するは勿論、つゞやさらの類にても、其店有限りの品を沒收し、罪科を加へたり、然れども博奕は、恰も護謨球の如く、隨て禁すれば隨て弛み、壓すれば縮むも、壓力を去れば復た忽ち膨脹し、遂に禁絶する能はず、況んや前代に於て一時屏息せし富圃に於てをや、享和三年閏正月他國の富圃に携はることを禁止して云く、他國の富圃に携はることは、前々より固き禁制の

博奕富圃賭物勝負

關鷄

處近來多人數近國より富場に罷越す趣相聞ゆ、萬一當所のもの右躰の儀これあらば、甚以て不埒至極なり、若心得違の輩あらば早速召捕へ、糺明の上、嚴科申付くべしと令し、文化二年三月關鷄に依り賭物勝負を爲すを禁じ、文政十三年三月二十二日には、藩府より、御家中のもの、文武獎勵につき、弓銃術に事寄せ、往々賭物など取扱ふの弊風あるを以て、嚴く之を禁じたるのみならず、御家中は素より、町新開郡中端々の者に至るまで、博奕賭物の諸勝負禁制の儀、毛頭忘却すべからざる旨を令せり。

身振狂言

良家の子女が三味線、身振り等の稽古を爲すは、淫靡の風を養ふものなりとて、前代既に寛政元年の令に依り之を嚴禁せり、其後ち寛政七年に至り、嚴島祭禮御供船に輕き囃子音曲を用ゆるを許可せしも、尙ほ淨瑠璃、正傳ぶし等を用ゆるを嚴禁したり、然るに後ち其禁漸次弛緩せしが如く、文化元年六月紙屋町今津屋周藏外三名のもの、六町目村千代藏に頼まれ、鹽風呂榮藏の宅にて多人數を寄せ集め、身振狂言を演じ、又新川場町小吉、竹屋町左吉の兩人は、源勝院を欺きて其客室を借受け、身振り、物真似等を演じ、多數の男女を集めたるを以て、其所爲上を犯し、風俗を紊すの恐あるにつき、夫々追込に處せ

寄進の踊狂言

られたることあり、又同年同月廣島城下にて年中諸祭禮の時、處々にて俄に屋臺やうの物を仕組み、小兒に狂言致させ、三味線、太鼓等にて囃立て、曳き廻る風あり、不埒至極の事なりとて之を禁停したることさへあり、されど踊狂言等を公開の席上にて演ずることは、未だ之を許さざりしが、文化文政の交、諸國華奢に流れんとする風潮には、獨り廣島のみ之に逆行すべくもあらず、文化十一年九月初めて廣瀬神社祭禮に寄進の踊狂言を興行するを許可せり、是れ同社境内に於て初めて晴天七日間の寄進相撲興行をなせしより、二年前の事なり、次で文政九年二月頃には、佐伯郡草津村に牛馬の市立ちあり、宮島より芝居同地に來り、人斬勘四郎の劇を演じて、看客充満、數日に亙り、人斬勘四郎の事は編年記事文政七年八月の條下に詳出す、同十一年二月には、阿蘭陀國より江戸幕府に献上の駱駝を、將軍家齊の台覽に供したる後ち、諸國を巡歴して廣島に來り、左官町本覺寺に於て見世物興行を開催し、同十二年十二月には、虎の見世物來り、翌年三月には、佐伯郡己斐村に於て大象の見世物興行を爲し、觀客頗る多かりしと云ふ、

芝居

見世物興行

家相劍相のト者

文化の頃、家相を見て吉凶を卜する者あり、頗る民心を盡惑し、市民其言を信

じて、甚しきは住宅を改築し、或は土藏の位置を移すの風行はれしかば、文化五年三月令を下し、庶民妄りに無稽の言を信じて、無益の失費を爲すことなかれと諭示し、且自今家相ト者の類、廣島城下を徘徊することあらば、直ちに之を召捕へて罪科に處すべく、若他所より城下に入來るものあらば、決して之を逗留せしむること無らしむ、然るに文化九年の頃、再び男女の劍相を見て、其吉凶をトし、衆心を惑はすもの城下に徘徊したれば、十月二十五日町觸を出して、先年諭告したる家相を占ひ、吉凶を豫言する徒と同一に見做し、一切これに取合ひ申すまじく、縦令斯の如き徒輩、諸方より當町に入込み來ることあるとも、決して之を淹留せしむる事勿れ」と、堅く戒めたり。

當時嚴島は、廣島市民の遊覽娛樂の地域たりしは、勿論、諸國旅客の有名なる遊覽地なりければ、藩府は藝妓娼妓の此地に住居することを公許し、遊廓をも設置せしが、廣島城下にては一切かゝる賤妓の住居を許さざるは勿論、藝子の類が他所より入り來り、城下を徘徊する事をすら堅く之を禁じ、隨時放逐せり、是れ前代數、嚴令を下して、取締を實行せし所なり、然るに廣島城下に、酒席の配膳給仕其他杯盤の間を周旋する爲め、料理屋が給仕女、酌婦を雇

給仕女

ふは之を默許したりき、文化十三年五月町御奉行植木直太夫寺田源藏は廣島五組の大年寄を召し、給仕女取締法を口達せり、其文に曰、

演說之覺

一此度給仕に被雇候女之類、其親兄弟夫等迄も御呼出、御吟味之上、被仰付候御示筋、於其者ども、毛頭違背可仕様無之候得共、右等雇候者之心得、猶又被雇候者共も、右御示通り之小内者、拙者共、申聞候間、其旨被相心得懇に示諭可有之候事、

一右躰之女、其親兄弟夫等にて、渡世之業前無之、無商賣等にて給仕に被雇候事而已、渡世に致させ候儀不相成、畢竟耽と業前は有之候得共、難澁に付、無據右躰渡世之助けに仕らせ候儀は、不苦候事、

一右被雇候女、被雇候間は、全く其家の家來同前に付、給仕に不限勝手廻りの手傳等、何角念入可相勤、扱又右之者共、難澁を給仕等に被雇候事故、過例の着服仕候儀、不相當勿論之事に候、仍て已後給仕等に被雇候内、過例の着服仕候得者、當人者不及申、前文之通家來同前之儀に候得者、雇候主人も不念心得違に相當候條、其段相心得罷在候様、屹度可被相示置候事、

一 郡而人雇之賃錢、大抵差定り候員數も有之候處、給仕女に限り、過分の賃錢遣候趣、御不審も有之儀に付、以來雇ひ候者賃錢貳匁餘分遣し候儀、決而不相成、素カ被雇候者カ賃錢貪候儀は仕間敷候得共、自然左様之儀にて、賃錢過分遣し候儀相顯候得者、急度御沙汰可有之と致恐察候事故、此段厚相示可被置候事、

一 右雇候女、給仕等に差出候節、客カ花と唱祝儀遣し候儀、素カ座頭盲女等之藝者と違ひ、全く給仕而已之儀に候處、右躰祝儀遣し候儀不相當に付、以來決而不相成候事、

一 右被雇候節、三絃之箱等持せ參り候儀、全く遊者同様不風俗之至に付、以來決而不相成候事、

一 幼年之男子身振等いたし、祝儀を取、渡世に仕候儀、不風俗に付、以來夫を以渡世に仕候儀、決而不相成候事、

一 右被雇候者、自然御家中方カ申來り候節、隨分敬儀を盡し相斷罷出不申儀は兼ての御示し通に候條、堅相守可申候、尤郡而家々に寄り、親已來之由緒有之出入致候敷、又は家來筋之者無賃錢にて客來之手傳ひ等致候

分は格別之事、

右之通、届ケ敷被相示不風俗之儀無之様、厚可被相心附、勿論此度御吟味無之分にても、右に類し候者、并其等自然△△△候者有之候共、總而同様之儀に候間、其段も可被示置、將又他所者無願にて逗留致させ候儀者、御大法にも背候事故、改而申談には不及候得共、入切手差出候分にも、稀には遊び者躰病氣養生等に事寄せ致逗留候、内容來之座敷へ被雇候類有之哉に相聞、不埒至極に付、以後左様之類有之候は、其段早速可被申出候事、

子五月

と即ち(一)給仕女の父母兄弟配偶者が、一定の職業に従事せずして、袖手徒食し、唯妻女が給仕女となり得たる賃錢のみに依りて衣食せんとするを固く禁止せり、然るに彼等一定の職業に従事することも、生計難澁なるが故に、據なく妻子を出して渡世の助けとなさんは苦しからずとして之を許し、(二)給仕女は其家の家來と同様に勝手廻りの手傳をなし、過分なる美服を纏ふを禁じ、(三)給仕女の賃錢は貳匁を超ゆべからず、客よりは花と唱へ祝儀を與ふる

こと勿れ、(四)給仕女の雇はるゝ時、三絃の箱等を持參することは、決して相成らず、(五)幼年の男子が、身振り等を演じて祝儀を取ることが、渡世の業となすは、不風俗なりとして之を禁じ、(六)御家中より給仕女を招き來れる節は、随分敬儀を盡して之を斷はり、決して罷出づべからず、但、家々に依り、親以來の由緒これある歟、又は家來筋の者が無賃錢にて主家客來の手傳に往くことは、禁制の外たるべし、(七)他所者を無願にて逗留せしむるは、國法にも背くこと故、改めて申渡には及ばず、されど入切手逗留を差出し置き、遊女躰の者を病氣療養等に託して逗留せしめ置き、客來の筵席に雇はれ罷出づる類、これ有るやに相聞ゆ、不埒至極の行爲なりと申渡せり、是れ給仕女の取締法なり、然るに酌婦は給仕女と其趣を異にせるものゝ如く、此法を設けて後ち幾もなく、同年七月五日中午、島組支配大年寄三國屋藤井榮次郎より、他組支配の大年寄四人に宛て、發せる内密書に曰、

御四人様

藤井榮次郎

御内密

今日、外御用有之、寺田公へ掛御目候節、右酌婦事に付、此間喜右衛門様方

酌婦

被仰廻候通、金藏娘兩人宅にて三味線取扱候儀、御差免し、并同商賣料理屋へ手傳に參り候節、三味線取扱候儀も御差免しに付、外右類料理屋の妻子、宅にて取扱候儀、并同商賣へ手傳に參り三味線取扱候儀、同様御差免被成候に付、其段相心得、下方及方等宜取計可申段、御尊に御座候、依而料理屋有之、町々肝煎呼出し、筆役か申談せ可然と奉存候、右爲御申合、如此に御座候、以上、

七月五日

追而外客來等へ被雇候節は、是迄の通り三味線取扱不相成候趣に付、左様御承知可被成、乍懸念此段も書加申候、以上、

と、是れ酌婦は、給仕女と區別して、官許を経れば三絃を彈奏して酒興を助くるを得せしめ、料理屋の妻女が、自宅にて賓客の爲めに三絃を彈奏すること、并に他の料理屋に手傳に往き三絃を彈奏することを許せしも、其他一般の素人家に雇はれたる節は、客前にて三絃を取扱ふことを一切禁止したるものゝ如し、されば酌婦となれる者は、給仕女に比して収利も多く、遊客の意を迎ふること多くなるは、自然の勢なれば、料理屋は競つて酌婦を抱へ置き、

營業の繁榮を圖り、隨て給仕女より酌婦となるもの逐日増殖し、華美の風を粧ひ、娼を客に呈すること殆んど藝妓と異らざれば、翌年文化十四年十月終に町觸を發して、酌婦の三味線を取扱ふことを一切禁停せり。

神道講釋

當時の精神教育としては、儒佛兩教の教化の外に、神道講釋、心學講演等も行はれたり、神道講演は文化九年の春、豊前國小倉柳浦住の江神社の祠官峯伯耆守、當地に來り、尾長村天神社に於て神道講釋を爲し、三月二日次で空鞆町稻荷社、四月十日白神社、五月七日廣瀬神社、六月四日に於て同講釋をなせり、心學は此頃始めて廣島に發芽し、藤井寬齋の主唱に因る、寬齋は中島本町の富豪大年寄三國屋四代和七郎後ち政助と改名すの雅號にして、夙に儒學を修め、父の一亭に似て和歌連歌を好み、又青蓮院一品親王の門下に入りて書を善くす、嘗前々藩主宗恒の其宅に臨まれし時、寬齋弟榮次郎と共に御前に於て揮毫し、唐筆各一對を兩人に賜はりしことあり、寬政八年二月隱居して後ち専ら石門の心學を傳習し、大に教化を助けり、其弟榮次郎また深く石門の心學を喜び、號を黃山と云ひ、自ら資を捐て、廣島天神町天神社前に觀心舎を開き、奥田賴杖を迎へて之が舍主となす、賴杖名は在中、通稱を壽太と云ひ、藝藩士奥田善介の弟な

心學講演

り、初め矢口來應に善導手引を受け、後ち京師に上り、上河洪水に親炙し、石門心學の蘊奥を究めて歸る、講演ただ力め、斯道大に振ふ、觀心舎都講に藤井榮次郎後ち岸右衛門と改稱し、黃山と號す、藤井清右衛門遠、久米與兵衛道、内藤平七、善導教授に増原丈四郎正、栗原與兵衛如、坂田保兵衛味、中村辰夫素あり、其他野坂善兵衛、森助六等の如きは、其社友中重なるものとす、是より先き心學界に於て鏘々たるもの矢口來應あり、實名は直方、幼稱を幸次郎と云ひ、後ち八郎平に改む、來應は其號なり、天明二年二月朔日を以て生る、實父を増原惣次と云ふ、寬政八年十一月二日、十五歳の時、矢口長五郎の養子となり、矢口家を襲ふ、嘗思へらく、養祖父八郎平は小吏より譜代の格に昇進し、養祖母は孝行を以て藩賞を受く、吾此家を續ぐ、因縁決して淺からず、必ず一業を爲して家名を揚ぐる所なるべからずと、深く心に期する所あり、而して享和元年五月勘定吏となり、江戸に參府交代す、其往來すること十九回、一回滯留する二年に上ることもあり、當時江戸は心學濫觴の時代にして、大島有隣、江戸に在りて盛んに斯道を布く、來應偶、耳を之に傾け、大に感激する所あり、爾來有隣を師として、性理の蘊奥を究め、遂に其道を得て、廣島に歸り、土手町に一舎を設け、名けて敬信

舎と云ふ、來り聽くもの日に多きを加ふ、後ち鐵砲屋町に移り、毎月十六日より二十日まで毎夜道話の席を開き、且つ會輔定日あり、社友相會して切磋琢磨し、或は輪講を爲せり、其社友中に林左仲太相原丈四郎、久米與兵衛、柳道與田壽太、杖頼安藤左文次、神垣孝庵、山田甚太夫、中村内藏助、水總栗原與兵衛、心如三善文桂、丸山吉助、平川重三郎、方代又右衛門、藤田幸左衛門、則勝兒玉小三、藤田敬祐、宮本亥三二等あり、來應の妻仲子、氏林亦良人の薰陶を受け、修行熟達せしを以て、後には善導教授の印鑑を得、常に夫を扶けて社友を導き、専ら婦人を擔當し、教誨能く勤む、依て其門弟中善導教授たるに至りしもの、万代組子、種野信子、田上田鶴子、樫村とせ子等あり、又輔仁を許されしは、万代貞子、赤松志厚、尼竹内里加子、久保田知世子等あり、後世來應を以て廣島に於ける石門派心學界の泰斗と仰げり、文化九年の頃、石州濱田の城主松平右近太夫、江戸より心學大家大島有隣を招きて、領内を遊説せしめし事あり、藤井榮次郎之を聞き、其翌年十月乞ひて有隣を廣島に招聘し、己が別莊なる元柳町梅花園に百餘日滯留せしめ、十月二十七日より中島本町慈仙寺に於て道話の講筵を開き、尋で材木町誓願寺に講筵を開き、聽衆堂に滿ち、教を信するの徒益、多くなれり、

時に中島新町に木村權六と云ふものあり、大工職を業となし、性質傲慢粗暴なり、有隣の道話を聽き、俄然悟入して、徳行者となり、心學の門に入り、其子源藏、謹直孝行なるを以て、父子共に賞賜せられ、文政八年二月十七日源藏の子權六も亦孝行なるを以て賞を受けぬ、慶應三年十月三十日蓋三代相繼ぎて褒賞を得たるは、世間稀に見る所なりと云ふ、
文政十三年三月より翌閏三月に互りて、近畿地方に於て流行せる伊勢御影參の盛況は、敢て明和八年に譲らざりしかば、閏三月町御奉行は、其風の移り來らんことを慮り、明和八年の觸書を示して、『當春已來、上方筋にては、伊勢參宮のもの多くこれある由相聞ゆ、追々西國筋にも其風推移り來るべし、郡中町新開ども、拔參宮の義に就ては、明和八年の觸示に依り、役人共相心得、一層注意し、若右躰の者これあらば、嚴敷差留むる様申付くべし』と町役人に申渡せり、

第四節 殖産の奨励

殖産興業の奨励は、前代既に施設する所なきにあらずと雖も、當時の爲政者は、未だ儉約の勵行と文教の振興等に繁忙にして、専ら意を殖産興業の方面に注ぐこと能はざりしが如し、齊賢の治世となりて、大に力をこゝに盡し、文化の末以後は特に國産奨励・國益増進の聲を世間に喧傳するに至れり、是より先き元祿六年藩主綱長は、油屋町野上屋^{四代}市右衛門所有の佐伯郡己斐村製油工場に臨み、其事業を視察せられ、次で享保六年藩主吉長は、西方郊遊の際、こゝに立寄りて親しく工場を觀覽し、後ち敬^{臨之以莊則敬孝慈則忠學善而教不能則勤}の揮毫を同家に賜ひて、其業を奨励せられたるを初めとし、歴代の藩主・世子の同工場、其他の商家に臨まれたること少からず、乃ち左表に示すが如し、

元文三年	世子宗恒	己斐製油工場
寶曆六年	世子重辰	油屋町野上屋十代目
天明元年	公子要之助	中島本町三國屋三代目
天明三年	公子空之丞	次郎左衛門宅
三月廿九日		瓦焼瓦師山科十三代目
		惣右衛門の工場

藩主公族の商家工場視察

國産奨励國益増進

唐物改所を藩營となす

天明七年九月廿五日	前藩主宗恒	三國屋三代目次郎左衛門宅
寛政元年四月廿日	公子友之助	白神三丁目三原屋九代目
寛政十二年九月	前藩主重辰	三原屋十代目助三郎宅
享和元年三月	前藩主重辰	己斐製油工場
享和元年九月廿二日	前藩主重辰	白神三丁目三原屋助三郎酒造場
享和元年	前藩主重辰	三國屋五代目榮次郎宅
文化二年	同	白神一丁目唐物改役富士屋喜兵衛宅
文化八年四月三日	同	新屋惣兵衛宅
文化八年	同	細工町米屋五代目忠左衛門宅
同	同	細工町世並屋六代目市郎左衛門宅

【注意】藩主公子の己斐村製油工場に臨まれしこと此他に數回あれども、年月明らかならざる故に省けり、

斯の如く、藩主は好んで一般商工民との間の接觸を保ち、民業を視察して、殖産の奨励を謀られしのみならず、從來諸國移入の絹布・藥種等を検査・征税するは、民業の一として、富士屋喜兵衛・世並屋市郎左衛門・同甚太郎等に唐物改

問屋を命じ其業務を執らしめしが文化九年改めて官業となし唐物改所を
 白神組一町目東側脇本陣客館の裏に設け、検査を厳にし、征税を密にして、
 領内産業の保護を謀り、文化十四年に至りては、藩府進んで國産の諸品を江
 戸及京阪に移出販賣することを開始し、御勘定所に諸品方の一席を新設し
 て、其事務を掌らしめ、塚本町太田屋九代七郎兵衛を御用聞と爲し、翌文政元
 年堀川町の南方平田屋川の堤上なる鹽田屋五右衛門の宅を買収して、倉庫
 を新設し、封内産物米傘の蓄積場とし、併せて諸品方の事務所となす、之を堀
 川藏と稱し、後ち諸品方又は産物方と改稱す、太田屋九代七郎兵衛に御用聞
 筆頭を命ぜられ、世並屋吉郎右衛門、坪屋彌三郎、岩國屋長兵衛、室屋九郎に同
 御用聞を命ぜられたり、此頃川上産安佐郡地方より産出する間蒨類の賣捌け方不況に陥り、産
 出地の下民難溢し、且廣島城下の荒物商人も亦賣行不振にて困窮しければ、
 諸品方に於ては熟議して、一旦其産品を買収して堀川藏に貯藏し、而して世
 間需用の趨勢を見計ひ、漸次荒物商に賣渡すべき法を設けて之を救濟せり、
 翌文政二年正月十九日太田屋七郎兵衛、諸品方改役頭取となり、細工町長門
 屋二代權八に諸品方御用聞筆頭を命ぜらる、五月堀川藏の南隣なる貯米倉

御勘定所諸品方(堀川藏)の新設

繰綿

を併せて諸品方の用に供す、蓋し諸品方の規模を擴張せしなり、文政五年平
 塚町山代屋孫三郎の製造せる繰香品質優良にして、他國産のものに勝り、且
 廉價なりしかば、藩府は之を保護し、諸品方に於て其製品を堀川藏に引受け、
 同品の拂下げ方を取扱ふこと、定め、町觸を出して成るべく國産の繰香を
 使用すべきことを令せり、そは後ちに繰香製造の項に於て詳述すべし、
 繰綿は廣島に於ける主要産品の一にして、夙に元祿十年綿改所を廣島に設
 置し、寛延二年に至りて其事業を官營となし、産綿の品質を精査して販路の
 擴張を謀り、安藝のシラフ白符の意ならんの聲價を高からしめしは、既に第二章第三
 章第三節に於て述べしが如し、享和元年八月三日繰綿につきて、町御奉行よ
 り觸書を發して曰、(一)此節新繰綿の季節に及びたれば、繰綿屋は勿論、其他に
 於ても同品を取扱ふ者は、綿改所の定法彌、以て堅く相守るべし、(二)貨繰り致
 す者は正道を相守り、綿を潤濕して重量を増加する等、都て奸策を弄する行
 爲あるべからず、(三)繰綿賃札裏書には従前の通り干支月日人名を記載すべ
 し、(四)都て繰綿屋どもは勿論、綿商、賃繰りに至るまで、自己の利慾のみに迷ひ、
 國産の聲價を毀損するも顧みざるに至らば、甚以て不届の儀につき、各自御

國恩の程を相辨へ、商事正道を旨とすべし、萬一心得違ひの輩これあるに於ては、屹度罪科申付べきの條、役人どもより善く々々相示し、賃繰等を生業とせる輕輩には特に周密に説き示し置くべきなりと諭示し、後ち文政元年、同四年の兩度、町觸を出して、「綿は御國産物、一統融通の品なるが故に、若し諸國に於て不評となることあらば、從來の販路を塞ぎ、從て城下不景氣の因となるべし、是等のところを厚く相辨え、改所定法彌、正道を相守り、繰綿屋は勿論、同品取扱ふ者どもは一層慎重取引致すべし」と警告せるを見る、然るに文政の末頃、廣島諸新開にて綿作をなすもの、唯目前の利益にのみ惑ひ、只管産綿の多收ならんことを欲し、種々流行の新綿種を取寄せ、就中品質不良なる朝鮮赤木白花等を好んで栽培し、古來の品質好良なる青木其他の栽培を廢するの惡風増長せんとするの趨勢ありければ、當時の町御奉行植木直太夫、嘗て求馬は、斯くては國産の好評を失墜せんことを患ひ、文政十三年三月口演書を下して、朝鮮種の播種を停止し、往古以來の青木其他の良種を選択栽培すべきことを奨励したり、其口演書に曰、

御當地新開吹綿の儀は、御國産第一の品柄、一統融通廣大の事に候處、近年

他邦に於て殊の外不評仕候より、直段下落は勿論、都て不揃と相成り、此餘彌増不評仕候ては、往々一統作人の難澁に押移り候儀は、眼前の事に候、其基は近來流行の新綿種々取寄せ、中にも朝鮮綿赤木白花など専ら作付、此綿至て性合宜しからざるにつき、他所不評と相成候、是等の儀は一統心得もこれあり度候處、當前之利分に拘り、向來之憂を顧みず、追々植増し、御國の名産を取失ひ、全く銘々の難澁に落ち合ひ、其段甚歎ヶ敷被爲思召、夫と申すも畢竟は下方御惠被爲下候厚き御趣意に候得者、是等のところ得斗相辨え、何様近來新種の朝鮮綿など惡敷種は一圓指止め、往古より作り來り候青木其外品合宜敷分ばかり作立候時は、忽ち他所の氣受も宜敷、買船多く參り、直段等も大に引立ち候得者、一統一方ならず徳用に相成候は、現在の事に候間、何分是等の御趣意通、深く勘味し、相互に申値ひ、右様惡敷種を指止め申度既に讃州邊に色々新種を植付候處、他所の不評一統大に難澁に移行候儀もこれある由相聞ゆ、御當地に於ても右様に相成候ては甚相濟み難く、此場合肝要に候得ば、孰れにも他所の不評取直し候様致度、全躰繰綿の儀は、作人便利のみにもこれ無く、御國中一統の潤ひ、別て町新開

融通第一の品柄、不評彌増候ては御城下の衰微と相成候間、不被得止急度御沙汰被爲、在候義も計り難く、吳々も前段の御趣意を得斗相辨え、往々繁榮仕候様相互に希ひ申度、最早間もなく種子植付候時節にも移合ひ候間、銘々手元にて性合宜敷種子相運び、早々用意有之度、右の趣は御上厚き御仁惠の思召を以て御内々被爲仰聞候間、其段心得違無之様、御趣意通り堅く相守、耕作出精有之候事、

と云へり、

砂糖は、寶曆十一年十二月十九日六町目村の植木屋次郎右衛門なる者より、砂糖甘蔗植付の爲め、荒地貸下を願ひ出でたることあれば、其頃より廣島新開地方の渚洲に甘蔗の栽培を爲し始めしならん、然れども其後ち久しく甘蔗或は砂糖に關する舊記録を存せざれば詳なること知り難し、當時砂糖は専ら他國産の移入を仰ぎ、主として薩摩國産の黒砂糖を移入せしもの、如し、文化元年九月十三日廣瀬組支配大年寄芥河屋目九代孫右衛門中島組支配大年寄三國屋目五代犀右衛門の兩人より町御奉行に上つりし覺書の中に、薩摩出の黒砂糖入津の節は、代銀百目につき改料壹匁宛を唐物改問屋世並屋

砂糖

市郎左衛門同甚太郎兩人の内に納むる旨を記せるを以て知るべし、而して此頃四年文化其移入したる黒砂糖を廣島城下にて賣捌くものは、株藥種屋のみに限り、京橋町友屋彦右衛門橋本町横田屋四郎右衛門、播磨屋町井筒屋忠八郎同町金川屋又四郎同町宮島屋茂右衛門同町増田屋源右衛門中島本町對馬屋忠八郎塚本町野上屋與三郎堺町川崎屋久兵衛、天満町日向屋茂八郎細工町槩屋正右衛門同町世並屋市郎左衛門、紙屋町世並屋甚太郎の十三軒にて之を賣捌き、獨り菓子商二文字屋源右衛門のみは黒砂糖の外に氷砂糖、白砂糖を販賣することを特許せられたり、氷砂糖、白砂糖は肥前長崎より移入せしなり、二文字屋は横町にありても、と新屋と稱し、小間物を販賣せしが、四代目源右衛門の時より屋號を二文字屋と改め、初めて菓子製造を家業と爲し、藩府の御用をも蒙れり、八代目源右衛門の時に至り、横町の町年寄役を勤め、文化二年十二月多年菓子類の御用を奉仕せるを以て、特に藩主より年頭謁見を聽され、町年寄筆頭に列せられたる者なり、然るに何時の頃よりなりけん、藩府にては沼田郡上安村今の安佐郡安村大字上安安藝郡庄村に於て甘蔗を栽培し、試に黒砂糖を製造し、文化五年十月其産出の黒砂糖三十一樽、十一壺を唐物

改問屋世並屋市郎左衛門同甚太郎の兩人に拂下げ、試に販賣せしめられ、比治山砂糖所に於て城下の藥種商を集め、入札拂を爲せしことありしが、數年にして其製造を廢止し、文政十年には、甘蔗の栽培、地味不適にして、近年連續不熟なるが故に、終に其栽培をも廢止するに至れり、二文字屋源右衛門深く之を遺憾とし、自力を以て砂糖を試製し、漸次其製法に熟練し、若干の効果を收めたれば、町御奉行松野唯次郎、龍神轉は源右衛門の篤志を賞し、且つ砂糖の「一手製造」を特許して之が奨励を爲し、文政十二年二月二十三日藩府は、終に他國より移入する砂糖賣買方取締の爲め、源右衛門に砂糖一色問屋を申付くるに至れり、同日兩町御奉行より五組大年寄に命じて云く、「從來廣島城下に於て砂糖製造の儀につきては、先年來藩府に於て御趣意もこれあり、段々試行せられ、其後ち暫く中止せしが、横町二文字屋源右衛門其筋厚き志これあり、自力を以て試製に着手し、漸次其製法に熟練し、近年一手製造の儀を許可し、追々業務振興したるを以て、此者見込通り販路手廣に相開けなば、一統御國産の砂糖第一に用ゆる様に相成り、全く御國益の儀兼て仰出されたる趣意にも應じ、一段の事ゆへ、自今他國より移入せる砂糖賣買方取締の爲

二文字屋の砂糖專賣

め、此者に砂糖一色問屋を申付けられしに依り、其旨相心得、此後ち他國より砂糖持來る時は、右の趣旨を荷主に告げ、二文字屋源右衛門方へ案内を遂ぐべきやう申聞け置くべし」と、是より二文字屋は砂糖の專賣問屋と爲りしなり。

傘は此頃既に重要な國産の一となり、諸國に於ける廣島傘の聲價は頗る高かりき、然るに傘製造の主要原料たる轆轤は、從來佐伯郡廿日市にて之を製作し、城下に移入し來りしが、文化九年の頃より頻りに其價格を騰貴し、之を用ゐて傘に製造する時は、收益引合ひ難きを以て、町御奉行香川所右衛門・寺田源藏は、紙屋町傘屋万兵衛同町釣燈屋七郎兵衛に命じ、廣島に於て轆轤を製造することを經畫せしむ、兩人苦心して、種々工夫を凝らし、稍、成功を見たれば、文化十年二月町御奉行は、其製造業を保護奨励する爲め、城下の傘工に口演書を下せり、其要に云く、「當地にて産出の傘、近年漸次諸國より注文入り來り、販路も開け、移出額も増加し、當今の情況にては、御國産の一端とも申すべき程の儀に相聞ゆ、就ては此上其筋の職人ども、細工に念入れ、粗製濫造を慎み、彌、好評を博し、諸方より注文入り來る様一統注意致すべし」との藩君

の御沙汰これあり、一同感激に堪へず、さて右傘用轆轤は當今佐伯郡廿日市より製出せる品を専ら採り用ゐしが、其價格去年以來頻りに引上げ、傘に仕立て、捌け口、引合も六ヶ敷趣相聞ゆ、是に依り郡方へ内談に及ばれしころ、轆轤の價格もこの如く低廉にては到底引合ざるにつき、當時の價值引下げ難き旨廻答ありし由、是に依り當町紙屋町傘屋万兵衛釣燈屋七郎兵衛の兩人、右一儀につき兼て百方周旋せしも、廿日市の方、右の如き次第なるが故に、已むを得ず當所に於て兩人に試製の儀を内命し、且つ彌、成功の上は漸次御力入もこれある可きに依り、廿日市より近年販賣し來れるものと同價格を以て賣出すやう試作せしめたるころ、當時は廿日市并に上方とも高價の場合なるが故に、格別製造費を節約し、從來廿日市より取寄せたる直段下直のところにて産出する見込立ちしを以て、自今傘屋共、縱令他所より一時價格を引下げ賣崩し來る者ありと雖も、他所の轆轤を猥りに直買すべからず、何分傘の儀は當時當地産物の一品なるが故に、斯の如く上に於ても段々御苦勞を執り來られしに依り、傘屋どもは右兩人に當地にて出來直段等見込の趣を承り合せ、漸次當地にて需用すべき程の額を供給するに至らば、他

所よりの移入は差止めらるゝとも故障なきや否やの儀、一統傘屋どもの意向を申出づべし』と申渡せり、然るに是時傘屋よりは、下方一同毫も差聞これなき旨を申出たれば、町御奉行は愈、兩人を激勵し、轆轤製造の保護を謀り、終に當地の需用に應ずべき程の額を産出するに至り、文化十一年七月町御奉行より再び口演書を五組大年寄に下して、『傘用轆轤の儀につき、郡中より製出せる品、近年頻りに高價と相成り、傘屋ども一統甚しく迷惑せる趣、先春相聞ゆ、是に依り町御奉行所より厚く力入れこれあり、廣島城下に於て試製せしめしところ、直段引合ひ、既に此節に至りては、當地傘屋ども所要の額數だけは製出する由、素より其品質嗜好等の儀は、傘屋ども一統互に力を入れ、助言を加へ、成るべくは當地産品にて相濟むやう致すべき趣は兼て示し置きたり、畢竟城下一統民衆の爲めに、厚き御趣意より出でたる事なれば、其筋の者は幾重にも永久相行はるべきやう仕りたく、萬端共に深切に心附け、殊に重立ちたる者どもよりは力入れ申すべきは勿論の事なれども、最早差向轆轤を他地方より取入るゝ儀は差止めらるゝも差聞これなきや、念の爲め再び相調べ、自然存寄の者これ有らば、人別銘々書面を以て申出づべき旨傘屋

一統に相達し、其様子申出づべし』と申渡したれば、諸町の傘屋よりは『一統難有御趣意にて、勿論何の存寄もこれなき段』を申出で、茲に佐伯郡廿日市其他の郡中より製出せる傘用轆轤の移入を禁止し、専ら廣島産出の品をのみ用ゆることゝなれり、

黄櫨樹の栽植

黄櫨の果實は當時蠟燭製造の原料なり、藝藩にては櫨實の産額僅少にて、諸國移入の品を仰ぐも、尙ほ其需用を充たすことを得ざりければ、却て移入を獎勵し、宇品島に於て他國移入品の検査を爲すに際し、櫨實のみは十分一銀の課税を免じたる程なりき、享和三年豊後國日田郡の人大藏永常通稱總兵衛字は孟純號は、大阪に於て「農家益」なる書を著述刊行し、黄櫨栽培并に製蠟方法を説明し、且有利の業なる事を唱導してより、諸國にて黄櫨の栽培大に流行したれば、廣島にても文化七年二月九日白島九軒町の堤上桃林の間に黄櫨樹を栽植せり、是れ前藩主重晟の殖産獎勵の内意に出でしなり、文政十一年の頃亦重晟の内意に依り、廣島諸新開の堤上に製紙の原料たる楮苗を栽植せり、是より先き、元文の初年竹屋橋以北の濱邊に家屋を建つることを許可せしが、同橋以南の濱邊は文化九年に至りて初めて家屋を建つるを許され、人民

楮苗の栽植

製陶業

竹屋町の陶窯

江波皿山の陶窯

此地に陶窯を設け、陶器を製造せるものあり、陶窯の地を皿山と云ふ、故に其工場を皿山屋敷と稱す、是れ廣島に於ける製陶の始めなり、次に江波の製陶は何年より始まりしや明かに知れざれども、今中大學日記に、文政十二年四月八日、藩の執政今中大學、眞菰の別荘に於て御番頭澤左中名は壽號三石、東町御奉行松野唯次郎等と共に、江波皿山の竈元油屋忠右衛門と職工五人とを召し、製陶術を實見せしことあれば、其頃より始まりし者ならん歟、同年五月二日今中大學は關藏人と共に、江波皿山に往き、製陶の實況を視察し、翌月二十七日住田兵内を江波皿山掛と爲し、町廻り並に班して其業を監督獎勵せしめ、十月四日には、藩主放鷹の際、江波皿山に臨み、製陶の業務を觀覽せられしことあり、後ち天保四年四月二十六日林彌三次を江波皿山掛と爲して、住田兵内に代らしめ、切米四石二人扶持を給し、町廻り並と爲せり、

海苔は、寶曆二年三月三日江波村の柳屋又七なるもの、江波山上に登り、海面を眺め、初めて海苔生産の業を發念し、苦心を重ねること十餘年、明和四年十二月に至り、生産業を成功せり、翌五年江波村民は足立平三を總代とし、海苔瀉借用の儀を當時の代官西野權左衛門に願ひ出づ、權左衛門即ち江波村に

海苔

海老等海苔

出張し、箕瀉を實査して其願を許可す、是より村内舉て此業を營み、逐年盛大となるに至れり、寛政元年柳屋二代目又七、海老等海苔の製造を發明し、爾來藩主より京都九條家其他縉紳家に對する毎歲献品の一事なり、後ち柳屋三代目又七、江戸に赴き、品川大森地方にて抄海苔の製法を視察して歸村し、其術を村民に傳授し、始めて江波村に於て抄海苔を製出す、是より海苔製造業に一新面目を興へ益、盛大となり、廣島海苔の聲價海内に弘まるに至る、三代目又七同村の長百姓を命せられ、公益の爲め盡せしこと此他に少からずといふ、

抄海苔

楨皮の産出

從來楨皮には國産の品なく、専ら他國産の移入を仰ぎ之を用ゐしが、文化の末頃、當國に於て初めて楨皮を産出し、藩府御船作事所にて専らこれを使用せり、然るに其品質良好にして、價格も他國産に比して低廉なるが故に、文化十三年二月八日町御奉行は五組大年寄に命じて云く、當時殖産奨励國産増進の趣旨に基づき、町方に於ても成るべく國産の楨皮を使用すべし、若見本入用の輩あらば、御材木場内御山方より之を取寄せ見るを得べしと、文化元年以來、廣島城下の町人友屋彦右衛門井筒屋清三郎平野屋喜四郎等

藍玉の製造

線香の製造

の三人、玉屋清次と共に藍玉を製造して、將來國産の一たらしめんと欲し、自力を以て苦心試作し、終に品質良好の藍玉を製出するに及びたれば、文政三年の春、町御奉行の許可を得、新たに藍座を設立して之を製造販賣せり、是れ廣島に於ける藍玉製造の始なり、斯くて此のこと藩府に聞へ、同年十二月二十八日藩主より彦右衛門清三郎喜四郎等の奇特なる行爲を賞して各銀十枚を賜ひ、又彦右衛門には特別に銀三百目を加賜せられたり、平塚の山代屋孫三郎なる者、從來線香を製造販賣せしに、此頃文政初年に及び他國産を凌駕する優品を製出し、且價格も低廉なりしかば、藩府は其業を保護奨励して、漸次發展なさせしめ、自然に卑賤男女の生業を増加し、國益の一端となるべきを慮り、文政五年六月二十二日御勘定所諸品方に於て、其製品を堀川藏に引受け同品の御拂方を取扱ふこと、定め、觸書を出して、自今市内の線香商は成る可く國産品の拂渡を受くべく、又民間にては山代屋孫三郎、茶屋甚兵衛の兩人に命じて之を賣弘めしむるに依り、小買の者は専ら之を購求すべしと申渡せり、
文政の末葉は藩府が力を國産奨励に盡したる効果の最も顯著なる時なり、

奈良晒風布の織始めも、二文字屋の製糖も、新開堤上に楮苗を栽植せしも、江波皿山の製陶を保護せしも、文政十二年なり、又新開綿作に朝鮮種を禁止せしも、新庄村に製墨所を開設せしも、ペンガラ製造を始めしも、小倉帯地を産出せしも、共に文政十三年のこころなりき、

奈良晒風布の織始

文政十二年二月廿一日町御奉行松野唯次郎龍神轉より五組大年寄に命じて曰、近來鹽屋町木地屋彦三郎堺町油屋庄七の兩人、奈良晒風布を織り始め、品質殊の外佳良なるも、製産多額ならざれば收支相償はざる趣きに依り、漸次其業務の振作するを得ば、其機織并に扱学賃績の手工は老若婦女小兒等に適し、下方渡世の一端にも相成るべきが故に、希望の者は右兩人のもとに罷越し、織法の儀は委細織方の者より傳授を受くべき旨を町々一統に説き示し置くべしと、製糖楮苗製陶朝鮮綿種のこころは前に述べたれば略す、

製墨所の開始

文政十三年三月藩府は製墨場を沼田郡新庄村今の安佐郡三篠町大字新庄に設置して、製墨御場所と稱し、大和國奈良の製墨師中川半次郎、其子庫次郎、及徒弟善助、源助、惠助、恒助、善作、善兵衛、儀助、安兵衛、助次郎等を招致して、これが製造に着手せり、而して其事務は總て御勘定所御山方掛の管理に屬せしむ、閏三月西白鳥

町佐伯屋庄藏に製墨松煙方御用受引並に改役を命じて、製墨松煙方の儀につき諸事心付きあらば其旨を申出で、且又製墨職人等の作法は勿論、都て願筋の儀もあらば熟議の上これを帖元に申出づべき旨を命じ、又閏三月十日より廣島城下の商人に製墨を拂下げて賣弘めを爲さしめ、其拂下方法に關する規則を定めたり、其規則に曰、

頭書

一此度於御山方製墨法行試、沼田郡新庄村おゐて場所出來、御役所構有之、
墨製取計候事、

一墨屋共、好之通追々出來いたし候事、

一是迄南都墨師中川半次郎、杯よりの卸直段よりは少く引下相渡候間、夫等之義は右半次郎承合候事、

一代銀者即日納めの事、

一下地半次郎得意の墨屋共は勿論、其外とも注文もの、好之墨員數書付にして、右半次郎傳ひ願出候得ば、代銀に引替相渡候事、

但、新庄村製墨場所にて相渡候、同所へ受取罷出候事、

一御拂定日、毎月左之通、朝四ツ時より夕七ツ時迄受引いたし候事、

朔日 四日 七日 十日 十三日

十七日 二十日 二十三日 二十六日

右之外、委細之儀は墨製共より半次郎示し合、何角承合候事、

但半次郎儀は墨製御場内に被差置、滞留候事以上、

べんがら製造

べんがら製造は、文政十二年船入村瓦焼今河原町、松島屋喜郎九なるもの藩府の許可を得、沼田郡久地村縁藝所より産出の縁藝を原料とし、べんがらを製造せしを始めとす。當時松島屋の住宅は河原町の東部にありて、今も其地名を、べんがら座と稱せり。然るに松島屋の製出せしべんがらは、價格低廉にして小賣を希望するもの甚だ多きが故に、翌年文政十三年六月卸賣所を平田屋町茶屋保次郎の家に設置し、石見屋町三吉屋啓助、堺町二町目井筒屋庄藏等の十名に其小賣を爲さしめ、御國産辨柄取次所の看板を出さんことを請ひ、之を許可せられたり。其後天保の頃倉本屋久兵衛なるもの、松島屋に代り、同地に於て其業を襲ぎ、維新後までも繼續せしが、近年其業を廢止せり。小倉織の帶地袴地着尺地類は、從來他國商人これを持參して卸賣をなせし

小倉織の製造

が、文政の末頃、廣島城下に於て漸次其品を織り出すに至りしを以て多分絹座に於て織出せしもの、文政十三年六月令を出して、自今右品の内、帶地は他國産を移入することを停止し、又國産小倉織卸賣所を平田屋町中島屋太郎右衛門、白神組二町目對馬屋甚十郎の兩人に命じ、小倉織支配所の卸直段と同價格を以て取次賣渡さしめ、吳服反物屋及古手屋をして之を買受け賣弘をなさしめたり。

右に述ぶるが如く、藩府は工藝の奨励、國産の増殖を謀り、又御勘定所内に諸品方の一席を新設し、以て國産の諸品を江戸及京阪地方に移出することを開始せし外に、荒地の開墾を奨励し、江波築港を興し、又廣島と京阪諸國との間に定飛脚問屋を新設せしも、當時の事に屬し、文化史上輕忽に看過すべからざる事なり、

荒地開墾と江波築港

荒地開墾は、文化八年閏二月二十七日郡御役所の發議に依り、新開方御普請方相會して、沼田郡江波島今の市内江波町に新田を築成せんことを協議し、土工を起し、遂に之を竣成せり。同九年廣島竹屋村字平塚の住民山代屋四代孫右衛門より請願して、國泰寺村南堤防外なる蘆葦沮洳の地を開きて田圃となし、其

功に依りて竹屋村の庄屋を命せられたり、
 文化十四年藩府は江波島民の請願を許可して江波港を修築竣工し、又文政
 元年春、藩府議を決し、廣島觀音村南堤防外に新田を築く、新開町年寄頭取定
 年番引受左官町苧麻商傘屋^{目七代}彌八元締方を命せられて會計并に工事を
 督し、五箇月にして竣工し、沖新開と稱す、是時藩府より彌八の功勞を賞し、銀
 若干を賜はり、大割庄屋同格に列し、年頭謁見を許さる、此工事中、研屋町吉田
 屋長三郎、橋本町伊豫屋惣三郎が子善五郎は各銀六十貫匁を獻じて工費^{傳手}
 稱^銀を助く、因りて翌年五月二人共に俸十二口を給し、長三郎は年頭謁見を
 聽され、善五郎は大割庄屋格に列せらる、工事の竣工するや、九月荒神町力士
 亂獅子^{目五代}善太郎は藩府に請ひ、大に諸國の力士を會し、同新開にて大寄相
 撲を興行せしは前にも云へるが如く、相撲興行の際、市中に「大鼓打廻はし」を
 爲し、又最良客より寄贈の旗幟を相撲場に建つること、廣島にては此時より
 始れるなりと云ふ、

定飛脚問屋の
開始

飛脚問屋は寛政十年四月樽屋喜三郎なるもの、初めて町飛脚問屋を營み、東
 は尾道岡山・大阪まで、西は上の關徳山下の關・長崎まで、北は三次・本地・濱田ま

での往復書狀送達業^{荷物輸送を除く}を開始し、左の如き看板を掲げ、

(看板) 幅一尺五分 長さ二尺

ちうや共 御やうしやなく可被仰付候
 町飛脚 壹里貳里にても
 上は江戸迄下は長崎迄御やうしやなく
 可被仰付候

且賃錢を定めて渡世の業となさんことを請願し許可されたるを始めと爲
 せり、然るに此樽屋喜三郎は後ち町飛脚問屋を廢業したる者の如く、文化九
 年六月十五日京都の町人帶屋次兵衛・近江屋伊左衛門の兩人、藝州飛脚問屋
 取次所の看板を軒頭に掲げんことを請願せし時、藩府より之を許可して、廣
 島鐵砲屋町讀岐屋嘉七との間に往復飛脚の取次を爲すことを命じ、樽屋の
 名を記載せるを見ず、文化七年五月十九日、猿樂町(田島道石借屋住居)與十郎
 なるもの從來御勘定所御用飛脚并に諸御役所御用狀其他諸方届狀等を送

達するを以て渡世の業と爲し、營業着實にして過失なく、且便利なるを以て、鐵砲屋町・讃岐屋・彌七彌七は嘉七の子ならんと協議し、今後毎月六回の定飛脚を差出し、又店看板を掲げたき旨を連署出願せしを以て、是日これを許可し、是時より廣島城下に定飛脚問屋東西二軒あるに至れり。

第五節 文學の隆盛

元和五年淺野氏入封の時、堀杏菴隨從して廣島に來り、こゝに廣島文學并に醫術の基礎を置きたれども、居ること僅に三年にして去り、石川丈山これに代はりて、京都より來り、藝藩に仕へて、廣島に住すること十四年間、杏菴の後を受けて、文教の根基を鞏固にし、文武並行の學風を振起せしことは前に述べしが如し第一卷第三〇六頁文、教の振起の條、參照。其後ち慶安より享保に至るまで、凡そ八十餘年の間、歴代の儒員たる者に、黒川道祐・堀立庵杏菴の長子・津村和堂・山名雲巖・植田良背・味木立軒・堀南湖立庵の孫・寺田臨川・堀景山立庵の孫等の輩あり、而して其學説は、植田良背が山崎闇齋の門に出で、神儒學を唱導せるの外は、一として程朱の

説を奉せざる者なかりし。

黒川道祐	朱子派	京都に住して藝藩に仕ふ 元禄二年十一月四日歿す	傳記は、第一卷第三六六頁、備國郡志の編纂の條中にあり。
堀立庵	同	京都に住して藝藩に仕ふ	第二卷第九十八頁參看
津村和堂	同	延寶五年三月藩に仕ふ 正徳五年十一月七日歿す	傳記は、第二卷第七六頁にあり。
山名雲巖	同	延寶元禄の間に藩に仕ふ	第二卷第七八頁參看
植田良背	山崎闇齋派	元禄三年三月十二日藩に仕ふ 享保十二年四月十五日致仕す	傳記は、第二卷第八六頁にあり。
味木立軒	朱子派	元禄三年十二月廿四日藩に仕ふ 享保十年四月二十日歿す	傳記は、第二卷第八七頁にあり。
堀南湖	同	元禄八年十二月十一日藩に仕ふ 寶曆三年七月十一日没す	傳記は、第二卷第九八頁にあり。
寺田臨川	同	元禄十七年正月廿一日藩に仕ふ 寛保三年十二月致仕す	傳記は、第二卷第一〇七頁にあり。
堀景山	同	享保四年九月五日藩に仕ふ 寶曆七年九月十九日歿す	傳記は、第二卷第二二九頁にあり。

この外に、學僧に禪林寺三世僧虛樞第一卷第三九頁參照、報專坊十二世僧慧雲第二卷第六八八頁參照あり、民間に尼子建菴傳記は、第二卷第七一頁にあり、加藤岳樂第二卷第二八二頁參照あり、又た農業全書十卷を著せる宮崎安貞第二卷第八五頁參照、算學便蒙を著せる中尾源内第二卷第二八五頁參照、嚴島道芝記

を著せる小島常也第二卷第九頁參照ありき、

然るに正徳五年六月二十四日藩主吉長は武道の鍊磨を奨励すると同時に、文教の振興を計らんと欲し、文武兩輪の奨學親書を執政に下し第二卷第五頁參照、五月五日廿日の兩日を定日とし、城中に於て、側儒植田良背をして孟子を講じ、近習の輩をして聽講せしめられ、翌年享保元年六月九日藩府は江戸より林大學頭の門人天津源之進を招聘して、儒員と爲し、俸二十口并に書籍料拾兩を給して、廣島城下に家塾を開き、士庶を問はず其門に入りて學ばしむ、後ち享保十年十一月側儒寺田臨川に命じて蓄髮せしめ、侍講の當番を解き、白鳥武藝稽古屋敷内に講學所後ち講學所と改稱を開始し、一藩の士を教授せしめらる、是より諸士日に學に進み、之を久ふして教化大に行はる、元文より天明に至るまで、凡そ五十年の間、加藤十千第二卷第二頁參照、森司馬第二卷第六頁參照、松本安美第二卷第六頁參照、岩室恭豐第二卷第六頁參照、寺田桂巖瑞川の子第二卷第七頁參照、福山鳳州第二卷第七頁參照、増田來次第二卷第五頁參照、川南濱第二卷第五頁參照、河江惇明第二卷第七頁參照、駒井白水第二卷第七頁參照等の德行文學の士輩出せり、天明二年に至り、藩主重晟、一代の大業として、藩學問所を城内二の御屋敷に開始せらる、是より文運益隆昌に赴き、寛政文化以來、朱子

派としては賴春水、賴杏坪、賴山陽、坂井東派、坂井虎山、金子蕉、隱津村聖山、賴采眞、賴聿庵、賴元鼎、金子霜山、津田仁山、植田兼山あり、山崎關齋派には加藤定齋、加藤棕蘆、金子樂山、金子華山あり、又た物徂徠派には中村龍川、松島愚公、梅園太嶺、梅園直雨、賀美公臺、門司東里市川寧あり、而して伊藤仁齋派としては山口西里、山口西園、山口鳴鶴、山口西郭、陽明學派としては吉村秋陽等の碩學名儒輩出し、文政弘化の頃には、我藩士等自ら廣島文學の隆昌を相賀して曰、今や金子霜山は經學に精しく、加藤棕蘆は皇典に顯はれ、坂井虎山は詩文に長じ、賴聿庵は筆札に妙、而して梅園直雨は天文曆數に明かなれば、天下の學者此地に來り遊ぶと雖も、毫も耻る所なからむと云ふに至りしといふ、
賴春水 名は惟完始め惟寛と書せり、字は伯栗、一字は千秋、通稱は彌太郎、春水は其號なり、別に數號あり、江戸霞關に在りしとき霞崖と號し、又自ら性情の嚴峻なるを戒めて和亭と號す、古賀精里、嘗その聰明を過用するを箴しめ、書を爲し、明の拙巢記を贈る、故にまた拙巢とも號せり、其先は備後國三原の人、小早川氏に仕ふ、高祖父道圓に至り、始めて藝州竹原に移り、曾祖父道喜、祖父善祐、皆耕耨を業とす、善祐享翁諱は惟清を生み、享翁の配道工氏、春水を生む、時に延享三年

六月晦日なり、春水幼にして聰明穎悟、神童の稱あり、好んで筆研を弄す、父母相歡び、郷醫鹽谷道碩に就き、初めて句讀を受けしめ、又近隣なる照蓮寺に就き、請ひて其藏する所の烏石の千字文を鈎摹し、持歸りて臨學せしむ、時に豊田郡忠海町に平賀晋民といふものあり、中南と號す、大に於て歿す、護園の學説を傳へて、博洽の聞あり、往て從學せしむ、明和元年齡十九、疾ありて醫を上國に求む、泉州堺にありて、趙陶齋に會ひ、書法を學ぶ、得るところ頗る大なり、嘗て人の囑を受け、大日本史を謄寫すること三部、書益、進み、筆札の妙敏を以て四方に名あり、遂に師友を大阪に求め、且學び且教へ、以て生計を爲す、時に片山北海、葛子琴、河野伯潛等の諸名士、詩社を大阪に結び、混沌社と號し、才藻を以て相競ふ、春水其社中にありて、齡最も少く、而して世の稱する所となれり、既にして洛陽の書を読み、心に會する所あり、會、尾藤二州、片山北海の門にあり、北海は古訓疏に従ふもの、春水これを誘ひ、同く學び發明する所多し、又古賀精里を得たり、是に於て感奮志を立て、其もと習ふ所を棄て、相俱に仁義道德の要義を講究し、中井竹山、履軒、西山拙齋、菅茶山等と毎に相切磋し、名聲日々に起れり、天明元年藩學問所を起すの議あり、儒員を求む、春水の名を聞き、有司をし

て之を辟さしむ、十二月大阪より到り、十七日命を拜し、儒員に列し、俸米三十口を賜はる、是日増田來次は徒士より、香川南濱は庶民より擧げられて命を拜すること、春水と同じ、共に藩命を奉じて學館設立の事に參與す、明年天明二年二月學館成る、春水の學説は程朱派に屬し、香川南濱、増田來次の學説は古學派に屬す、是を以て議論往、相合はず、屢、困難に遭ふ、然れども遂に屈せず、屢、建議し、以て釐革するところ多く、數年の後、程朱の學を以て學館の正學と爲すに至れり、藩學問所の設立、井に學説異同の論争は、第二卷五二九頁、五七六頁に詳記あり、天明三年江戸の藩邸に赴き、世子後ち齊賢の侍讀と爲る、世子甫めて髻亂なり、春水その倦厭を生せんことを慮り、百方これを導き、小學より孝經論語、大學に次第し、之をして學を樂ましめ、以て漸次君徳を大成せしめむと圖れり、是を以て世子の學益、進む、春水以爲らく、人君の學は儒生の如くなる可からず、宜しく早く之を實用に施して、其活用を觀ざるべからずと、遂に藩主重晟に建議して、其事を言ふ、時に世子弱冠、重晟命じて米銀の政を觀せしむ、蓋春水の議に察する所ありしなり、重晟老し、世子齊賢其封を襲ぐや、春水扈從歸國の日、書經無逸の篇を系統圖に作り、以て上つる、齊賢の政を親らし、仁恕善く斷するを視るや、心中甚だ之を喜び、言




及びて毎ねに感涙を垂る、齊賢も亦これを愛し、其參觀するや毎ねに之を従ふ、嘗歸國せし時、繪師をして傳説の像を畫かしめて之を賜ふ、蓋し意を寓するなり、春水の江戸に在るや、諸侯その盛名を聞き、之を延招して其講説を聞かんと欲するもの多し、春水これを藩主に請ひ、侍講の餘暇を以て往き講ず、時に春水の同志柴野栗山、尾藤二州、古賀精里、皆幕府の辟に應じて、昌平黌教授たり、寛政十二年八月、林大學頭、尾藤二州、古賀精里の三人連署して、春水を擢用せむことを閣老に請ふ、幕府これを容れ、同年九月二十一日、閣老松平伊豆守より、藝藩留守居役を召喚し、旨を命ず、二十八日、春水昌平黌に登る、命ずるに、論語の講義を以てす、是れ薩藩赤崎彦禮と同くする所なり、爾來在府中、毎月二七の日を以て登黌講經するを例と爲す、翌年國に就かんとす、幕府より賜ふに銀五枚を以てす、此講經の事あるや、古賀精里の前例あるを以て、藩府は春水も亦羅し去られむ事を憂ふ、後ち齊賢薩州侯と營中にあり、古賀精里は出で、兩侯に面し、慰めてその然らざるを曰ふ、是より先き、春水儒者の名を以て藩に仕へ、尋で學問所の教頭と爲り、天明八年七月十四日、御奥詰次席に班し、明後年^{寛政}八月新たに邸を杉の木小路に賜ひ、寛政六年五月朔日

藝備孝義傳の編輯を命せられ、同九年六月十九日編輯成り、稿本を上つる、同年八月社倉法に就きて意見書を陳すること、頗る詳なり、封内社倉法の普及せる亦與りて力あり、同十七年二月廿五日更めて祿百五十石を賜ひ、御側詰同格に班し、文化四年又祿三十石を加へ、同十年十一月十日御歩行頭次席となり、職祿百廿石を加へ、本祿を併せて三百石となる、蓋し特例なり、春水二弟あり、長は惟彊^{春風}、次は惟柔^{杏坪}、皆これを導き學をなさしむ、惟彊は其郷にありて、醫を業として仕へず、惟柔は春水に尋で擢んでられて、儒員と爲れり、文化十年の冬より春水病に罹り、同十三年二月十九日に至りて終に起たず、享年七十一、比治山安養院に葬る、配飯岡氏、名を靜といふ、才識あり、善く書を讀み、和歌を詠ず、梅麴と號す、二男一女あり、長男諱は襄、久太郎と稱す、故ありて廢嫡す、出で、京師に住し、別に家を作す、二男夭す、弟惟彊の子元鼎^{通稱}、二弟を養ひて嗣となす、亦た先ちて歿す、遺腹の子あり、尙ほ幼なり、襄の子元協^{通稱}、既に成童たり、家を繼ぎ、二叔父藩命を受けて之を保護す、春水の著書多からず、壯年の時、本朝編年史^{書名を監古}を編纂し、國體を明かにせんとするの志あり、藩府に意見書を上りて之に着手せしも、未だ數十葉に過ぎず

して止むと云ふ、其體裁は略ぼ日本政記に同じ、後年襄の政記を著はせしは、蓋し父の遺志を繼ぎたるなり、其他師友志、在津紀事は共に平常の交遊を叙し、負劍録は東遊紀行に屬し、藤衣は服喪中の記録に屬し、石礎は世子納配の時鬮中の戒を陳ぶ、東遊紀行以上は漢文を以て行り、藤衣以下は和文を以て列ねたり、其名は多けれども皆大冊のものにはあらず、多きも三四十葉、少きは十葉にも及ばざるなり、春水勤王の志あり、其郷里竹原磯宮八幡宮の祠官唐崎常陸介と交遊し、又た江戸に於て高山彦九郎正之と交情甚だ密なりしと云ふ、大正四年三月十九日特旨に依り従四位を贈らる。

賴杏坪

賴杏坪 名は惟柔、字は千祺、一字は季立、杏坪、春草は其號なり、寶曆六年藝州竹原に生る、家兄春水の帷を大阪に下して教授するや、杏坪從ひて學び、片山北海等の混沌社に入り、毎に諸名家と唱和す、天明三年春水が藩世子齊賢の侍讀として江戸に赴きし時、杏坪その僕に扮して從ひ遊ぶ、時に年二十八、服部栗齋に師事して、深く朱子學を修む、同五年八月二日藩府徵して藩學問所の儒者に擧げ、五人扶持を給ひ、廣島に歸る、寛政元年十一月十七日又五人扶持を加へ、世子齊賢の侍讀と爲る、是年胡町の借宅より城内學問所の舍宅門多

十笏却齋酒一白
 寒窗如心卷圖遊
 閑門戲得真悟
 活不嚴惟前家
 似舟
 活舟子 書




贈從四位顯杏坪の書

(頼朝次郎氏所藏)

に移る、兄春水と命せられて藝備孝義傳初編を録す、同六年十五人扶持に進む、同九年春水に代りて江戸に祇役し、世子に侍讀す、同十一年世子封を襲ぐ、是より參覲毎に隨從す、時に江戸に柴野栗山、尾藤二州、古賀精里の三博士あり、其他名家多し、杏坪その間に往來し、其經說詩文を得るや、己れ作る所と併せて之を進獻し、以て君德に資せむと期せり、享和三年十二月二十二日御奥詰次席に班し、文化五年祿三十石三人扶持に至る、その江戸に在るや、出羽國山形城主秋元永朝より懇望あり、其長子右衛門佐久朝のため藩命に依りて之を教導す、同七年六月朔日八町堀京口門前に邸を賜はり、同月これに移り、同八年七月十五日御納戸奉行上席に班し、城内郡御役所に勤務し、郡政を佐け、同九年三月より數月間始めて郡村を巡歴し、三次惠蘇兩郡の父老百二十人を集めて酒を飲ましめ、共に歡を盡し、養老の意を示す、九月二十七日更に鐵砲町に邸宅もと服部寛次の宅を賜はりて之に移る、同十年一月二十七日采邑百十石を賜ひ、備後國三次惠蘇兩郡の代官となる杏坪任所に赴くや、孝義を勸め農耕を勵まし、信賞必罰、能く民心を得、治績見るべきもの多し、後文

年六 惠蘇郡高野山組十一村多く嘉禾を生ず、長さ五尺四五寸、一莖二穗、一穗に

して四五百粒實に古來稀有に屬す、藝藩通志、災祥の末項この事を記して「寒地惡處、かく瑞穂の多く出るは、希代の祥なれば、里正等采りて、これを進獻せしを、又社稷の神に納めらる」と云へり、同十一年二月八日國泰寺東側の宅も、と小島角左衛門の宅に移る、同十二年正月十一日使命を帯びて、長崎に赴く、往來沿道の文士墨客出て迎ふるもの多し、歸途肥前彼杵港にて草場珮山に、佐賀にて古賀穀堂に、中原驛にて深濠石溪に、筑前田代驛にて村山漢五の子、東一に遇ひ、既に歸りて長府に到るや、越鯉淵、國島結城、弓削田新、松淵道淵、小田廷錫、石原柳庵、諸葛函溪等の諸友來り逢へり、同十三年二月十七日更に、奴可三上二郡の代官を兼ね、同十四年更に藝藩通志編纂の命あり、文政元年六月朔日郡廻り同格に昇任し、俸祿九十石を加へられ、初めて修志局を開く、同八年藝藩通志成る、國文のもの百五十九卷、漢文のもの十七卷とす、十二月編纂の功を以て采邑五十石を増し、紋服を賜ふ、頻りに惠蘇奴可の減租を論じ、有司と議協はず、同十一年二月三次惠蘇を、同三月奴可三上を罷められ、三次町奉行を命せらる、然るに尙ほ人民の紛亂を生ずるの恐あるを以て、復た郡廻り本役と爲し、四郡を支配せしむ、時に齡七十三、家を擧げて任所に赴き、盡

瘁治績を積み、同十三年閏三月朔日致仕して廣島に歸り、四月十一日白島の宅に移る、致仕後吟哦口を送り、天保四年四月八日眞菰の宅に移り、同五年七月二十三日病を以て歿す、享年七十有九、比治山安養院に葬る、配は加藤氏、十千の孫女なり、嗣子名は舜熹、字は子晦、采眞と號す、藩府に仕へ、御普請奉行に至れり、杏坪の編著するところ、三次郡事例通考、原古篇、諭俗要言、春草堂詩鈔、食祿箴、一得錄、適崎詩草、唐桃集、詩文集、辨家隨筆等あり、明治四十二年八月二十五日特旨に依り從四位を贈らる、

賴山陽

賴山陽 名は襄訓讀す、字は子成、通稱は久太郎、山陽外史と號し、京都に入りて、後ち別號を三十六峰外史といふ、春水の長男なり、母の名は靜梅、颯と號し、大阪の儒醫飯岡義齋の長女なり、安永九年十二月二十七日大阪江戸堀一町目の寓居に生る、祖父享翁又十郎稱す、藝州竹原に住す、山陽の胎中にあるとき、豫め通稱を選して贈る、春水因りて之に従ふ、詩あり、

忽喜嗶々報弄璋、
不知吉夢是何祥、
家君占斷熊羆兆、
能作預名久太郎、
久の字は、初め音讀せずして訓讀せり、後ち西遊前に自ら改めて德太郎とい

ひしが、又た故ありて舊稱久太郎に復せり、然れども其稱呼は復た前の如くならずして音讀すべしといふ、天明元年十二月父春水は藝藩儒員に擧げられ、大阪より廣島に移る、山陽は母と共に大阪に留り、翌年天明二年六月春水に迎へられて廣島に來り、研屋町の借家に住す、同八年正月十六日、齡九歳にして、始めて藩學問所に入り、又藩士築山嘉平捧盈に從ひ、劍術を習ふ、寛政元年三月二十二日十歳論語の素讀を卒業し、句讀師高橋八三郎に就きて論孟を讀む、天資穎悟、他の群童と異なり、是年中秋、明月の夜、叔父杏坪及梶山與一に從ひ、詩を作る、同二年八月朔日十一歳藩府より父春水に邸宅を袋町杉の木小路に賜はり、此に移居す、十月二十二日始めて易經を素讀す、同三年二月十二歳春水江戸にありて山陽の名を選び、襄のぼると命す、四月八日易經の素讀を卒業す、是より小學近思錄を爛讀し、學業益進み、屹として大人の志の如し、同四年十三歳秋、春水江戸に在り、山陽詩を作りて之を贈る、諸老傳へ見て歎異す、薩藩の儒士赤崎彦禮これを昌平疊の博士柴野栗山に語る、栗山曰、春水子あり、之に教へて實材となさず、乃ち詞人たらしめんと欲するか、宜しく史を讀み、古今の事を知らしむるに如かず、而して史は通鑑綱目より始むるを可とす

と、同五年夏十四歳赤崎彦禮國に歸る、春水其廣島を過ぐるに託して、山陽を見んことを請ふ、六月四日山陽は杏坪に伴はれ、彦禮を其客舎に訪ひ、初めて之に對顔し、栗山の言を傳聞し、是より感憤、通鑑綱目を讀み、又諸多の史傳史論を讀めり、生來孱弱の質なるに、日夜讀書、遂に病を發し、九月二十三日鬱憂症と爲り、多疑にして狂語せり、十二月まで癒えず、同八年十七歳六月宿痼復た發し、幸にして早く癒えたり、十月叔父杏坪に從ひ、石州有福に遊浴す、同九年十八歳三月十二日杏坪に從ひ、江戸に赴く、母氏送別の歌あり、

はじめて東にゆく子を送りて

不二のねもあふみのうみも及なき、きみとちゝとの恵はするな、

山陽は東遊途上數多の詩賦あり、之を東遊諸詠といふ、諸驛名區皆其風光史蹟を描寫し、幾多の感慨を含蓄せり、既にして江戸に到る、叔母の婿尾藤二州の家塾に入り、傍ら昌平疊に通學す、才學大に進めり、一日栗山に詣る、栗山曰、通鑑綱目を讀みしや否や、曰、盡く讀むこと能はずと雖も、大意を領するのみと、栗山曰、可なりと、其昌平疊にあるや、諸友山陽を試むるに線香一炷を以て四言三十首を作り、漢土將帥を賛せしむ、山陽これを難しとせず、題に應じて

成る衆皆その敏捷なるに驚歎す其家塾に在るや夜間二州に侍し其近代英雄を縱論するを聴き往三鼓を聞くに至れり是時二州頻りに織田信長を讚歎し英邁なるを稱す其英邁を稱するは蓋し其勤王を慕ふなり江戸に在ること未だ一年に満たずして宿病復た發す寛政十年三月叔父杏坪に隨ひ江戸を發し木曾路を経て五月十三日廣島に歸來せり同十一年十二月廿二日父母は山陽の爲めに新婦を娶れり婦は藩醫御園道英の嫡女名は淳樾山與一これを周旋し奥山龍藏これを媒灼す山陽江戸より歸りて以來既に二年餘滿腔の鵬志あるも徒らに踟躕として廣島にあれば竟に其志を遂ぐ可からざるを知り常に再び東遊の念に禁へず偶廣島東引御堂町或は胡町と記すに記す橋本稻彦といふものあり年齒山陽に及ばざること一歳なり伊勢の本居宣長の門人にして國學に通せり近時歸省し將さに再遊せんとす山陽は酒井嘉祐山口恕介と共に訪問し談論すること數回毎ねに意氣相投せりといふ七月二十一日寛政十二年山陽は稻彦の上阪する近きにあるを知り之と會談せり山陽の母梅颯日記に曰

廿一日雨、久太郎稻彦近日出せん船する由にて行宅にては面白からず

とて尾長へ行がけ興つきゆかず酒井へより歸り又稻彦へ行九つ頃歸る是れ山陽が莫逆の友を送る當日の光景なり歸途重ねて稻彦の家に詣る果して何等の談ありしぞ山陽稻彦と訣別後四十二日即ち九月三日偶竹原祖叔父頼傳五郎の訃音到る時に春水は祇役して江戸にあり山陽は訃報を持して杏坪の宅に詣る五日母より命じて竹原に吊せしむ從者太助を附す何んぞ料らん山陽は途上より逸走し竹原に至らざらんとは是に於て一家の騷擾言ふべからず使者を四方に派遣して之を搜索せり梅颯日記に曰

○三日晴、申の刻比、自竹原叔父大人訃音來る、御多門○案頼杏坪學問所御へ多門に居ればなり久太郎書持參、飛脚夜宿、

○四日雨、飛脚夜明て立、久太郎悔に遣す相談御多門より伊助聞歸る、明日遣す事に定る、夜同人御多門へ右に付行、

○五日雨、久太郎六つ半比出立、太助供、

○八日晴、御多門より伊助よびに來る、直に行、不歸、夜九つ半過ちよと歸る、又御多門へ幸助つれ行、嚴島御札持歸る、○夕かた御園○案山陽の岳父道英見廻、貞松來る、○風呂等たかせ、久太郎歸を相待居る所、御園貞松承知の事故、貞松

申す、今夕にては有まじく候。客來る入候様にいふ、更て話す、此元無人故參り候様に、御多門使に與一行て様子云し、竹原へ行かず道より外へ行し由、竹原にて相しれ、儀右衛門傳藏太助一緒に御多門へ來りし由、○動氣つよく、夜一向に不眠、先刻御園ふり藥二貼、

○案するに、右の日記文中「更て話す」以下の意味を解釋すれば、梶山與一御歩行組にして、春水杏坪に學び、山陽の朋友なり御多門頼杏坪の使にて御園氏へ來り、頼氏無人

なれば、訪問すべしと傳言せり、久太郎殿は竹原頼氏へ行かず、途中より他方へ赴き、所在不明となりしこと竹原頼氏にて知れ、儀右衛門傳藏太助と共に杏坪の許へ急報し來りし由といへりとの意なり、是に依りて母氏の病氣を發したるなり、

○九日晴、竹原より人來りなど、くはしき事は、今日きく……

○十一日雨、伊助朝飯後御多門へ行、晝過歸、御園見廻、林見廻、夜迄話す、竹原書狀御多門へ來り、様子少々わかるよし、御多門より與一伊助へ申來、傳聞、

○十三日晴、○風入本共取置、

思ふことなくて見ましやとばかりに、のちのこよひぞ月に泣ぬる、

清光、御園晝前見廻、又夜來、

○十四日晴、太助竹原へ左右聞に遣すよし、○御その朝の内見廻、○案自名あはず、與一今度の一事後初て見る

○十六日晴、津和野山口か飛脚にて參りし書狀返書來る、万四郎あて……

○十七日晴、お淳○案山陽の妻朝飯よりはらいたみねる、順迪○案中西よびに遣、見合藥調合、晝飯後歸、○夜御その見廻、

○案するに、山陽の竹原途中逸走するや、從者太助、呆然竹原に至りて之を告ぐ、竹原頼春風は之を廣島の藩學問所頼杏坪に急報し、春水留守宅には暫く秘密に附し、杏坪も始めは之を告げず、梶山與一を使として之を山陽の岳父御園道英に内報し、其從僕貞松を以て山陽の母氏に内話せしめ、道英は其女お淳の病を訪ひ來れども之を語らず、蓋し之を驚かさむことを恐れてなるべし、淳子の病むは妊娠の爲なりしなり、

頼杏坪より大阪の知人篠田剛藏に贈りたる書翰の内に曰、

(前略)久太郎義、近年放縱に有之候處、當年家兄留守中、浪遊に耽り候故、親戚朋友切戒懇諭も仕候得共、不相改、當月五日竹原大叔父病死仕候に付、爲吊禮家來添差遣候處、途中より逐電仕候家來歸り、私方も早速に聞き、竹原よりも追手差出候得共、既に時日も經候事故、今以尋得不申哉、今日迄様子相知不申、弊藩封内より備後福山領へ出候迄は相分り申候、左候得者何分洛攝間に潜匿候事と被察候、此間中井御父子(竹山・蕉園)に書狀にて此儀申遣候、貴家へ別紙(中略)御報可仕の處、あまり至急にて不及其儀、中井へ傳語頼み遣し候へば、御聞可被下と奉存候、弊藩の法、嫡子出奔仕候得者甚だ越度に相成候事に御座候、其上狂漢の事に御座候得者、如何なる事仕出し可申も難計、宗家一子の處も有之、公私共に難捨置尋得て連歸り不申候ては相濟不申候、何卒御手が、有り之、蹤跡相分り候儀、御座候は、中井父子へ御相談被成て、可然御取計可被下候、本人義素より別に刑憲を犯し、遁去候様の義に毛頭無之、但豪俠狂妄の所爲にて御座候、然し狂妄なりに宿志も有之事と相見へ候得者、當分は必潜居候て追手を忍可申、若し御見當り、卒爾

に御留置被成候は、必逸去可仕候間、御見留の事も御座候は、隨分御談合にて、御周旋御取計奉囑候、誠に弊家存亡の所係に御座候得者、費用何程入候ても不苦候間、御手厚に御取計可被下候、恐惶謹言、

九月十九日

頼 萬四郎

篠田剛藏様

尙々家嫂も驚き、心痛の至に候處、傍より色々慰し置候、江戸へは申不送、何分尋得候上にて申遣度候、

當時未だ山陽の大志を知るもの無し、唯だ杏坪は其才を愛し、其志を識ること却て兄春水夫妻にも過ぐるものあるが故に、書中に『豪俠狂妄の所爲云々』又『狂妄なりに宿志も有之』といへり、その恐るゝ所は藩法の嚴格にして、一家の存亡に關すると、春水には山陽の外に男子なしといふにあり、故を以て之を追ふこと急なりしなり、而して山陽は固より藩法の嚴なるを知らざるに非ずと雖も、その出奔のため、未だ累を父母に及ぼすこと、斯の如く甚しきには察到せざりしならん、山陽は大阪に至り、又去つて京都に入る、京都の金山重左衛門は藩用を勤むる商賈なり、杏坪は書を飛ばして之に囑し、山陽の

所在を探らしむ、偶、山陽は新井新九郎といふ者を訪ひ、其家に滞留し、遂に重左衛門の知る所と爲る、十月四日通報廣島に到る、人を遣はして之を捕へしむ、歸路備後國尾道附近に至りて又遁る、復た捕ふ、十一月三日廣島に歸り、杉の木小路の邸に入り、一室に幽せられ、其名を假りに憐二と改む、是より先春水は江戸に在りて、山陽出奔の報を得、恐懼に堪えず、遂に狂病再發を以て廢嫡を請願す、藩主齊賢は御小姓中島榮次をして恩命を傳へ、養子を立てしめらる、是に於て竹原の頼春風の長子熊吉を養嗣となさんと請ひ、許さる、之を後の權二郎元と爲す、而して山陽の妻淳子は、春水道英と信書協議し、離婚せり、翌年享和二月六日淳子男子を生む、都具雄と名づく、是れ後ちの通稱餘一(聿庵)なり、山陽は幽居六箇月間、看書をだも許されず、只だ父母の手書を見んと請ひて、かの春水、杏坪の合著藝備孝義傳の序文、及び其母が曾て山陽の江戸に赴く時の訓戒の和歌數首の中、又別に述懐の歌を見せられしのみ、四月享和二十六日其幽室の模様を更めて仁室と稱し、漸く書を讀み筆を執ることを得たり、既にして父春水江戸より歸り、一日嚴誠を與ふ、同二年八月又江戸に祇役す、十二月十日梅颯日記に據れば、山陽著述せる所のものを手島伊

助の手を経て母氏に捧ぐ、其書何んの書たるを詳にせず、或は日本外史の一部たるにはあらざる歟、同三年四月老侯重辰國に在り、還甲の祝賀として、封内罪囚を特赦せらる、時に山陽は「一通りならざる才氣これ有る者なれども、萬一再び驅け出し候様なる儀に至り候ては、築山嘉平を初め頼彌太郎頼萬四郎までも相濟み難き事に至り申すべきや」等の議ありて、未だ赦されず、五月春水江戸より歸るや、築山嘉平名は通欽、號は奉盈の援助に依り、八月二十二日陳情書を執政淺野縫殿に出し之が赦罪を請へり、十二月六日執政は藩主の裁許を得て、「園より差出し、門外は仕らせず、家内對面勝子次第たるべき旨」を達せり、是より山陽は親子相見え、食膳を同くすることを得たり、然れども尙謹慎中を以て月代を開くことを得ず、假名憐二をも廢するに至らざりき、是より先き春水は竹原頼春風の子熊吉を以て假養子と爲し、十月に至りて、更に本養子となさん事を藩府に請ひしに、翌文化元年正月十五日、山陽齡二十五、藩府は春水を召し、執政列席し、堀江典膳より「請願の趣に依り、熊吉を本養子と爲すことを得る旨」を達せらる、是に於て山陽は全く廢嫡の身となれり、文化二年正月十四日、山陽齡二十六、父の病に侍して詩を作り、命に依りて腹稿せり、

其臘燼一寸の間を以て、觀徳川氏二十八將圖歌七十句の長篇を得しが如きは、萬人の皆歎稱する所なり、五月九日山陽は家塾生教授の補助并に外出をも許され、尋で八月に至り一日程又は一泊等にて郡方へ旅行し、又竹原一類内へも訪問旅行する事を許されたり、是に於て山陽は始めて父に従ひ、遠く竹原に至り、叔父春風、父執菅茶山の文酒に侍することを得たり、時に幽屏後三年なり、山陽が外出の許可を得るや、五月十五日一家祭典を行ひて之を祝し、小宴を開きて之を賀し、其前日は春水養子熊吉の通稱を改めて權二郎と爲し、是日は山陽の假名憐二を廢して久太郎の舊稱に復せり、權二郎名は元鼎字は新甫、山陽と友愛、學を好み、藩學問所の句讀師に至りしが、文化十二年二十六歳にして病歿せり、山陽は幽居三年の間讀書の自由を得しを以て、精を勵まして史書を読み、又た意を經世の學に注ぎ、その曾て企てたる志に由り、幽居中論贊の外に大畧日本外史を著述し、又た新策を成功せり、日本外史の名稱は最初より日本外史といひしにはあらず、日本世史といひ、十六氏世家といひ、十三世家といひ、霸史といひ、本朝霸史といはんことをせしを、竹原なる石井豊州○に謀り、遂に日本外史とするに至りしなりといふ、而して其文

の絶妙と、其論旨の端正なるを、其編體の新奇なるは、大に識者の驚歎する所となり、後ち遂に大に世に行はれたり、文化六年九月十六日、山陽齡三十の時、備後國神邊なる菅茶山より春水に書を贈り、自己が經營せる閩塾の教授を山陽に託さむことを欲し、春水に之を切望せり、是を以て春水は竊かに山陽の舊師なる築山嘉平と相謀り、遂に議を定め、未だ山陽にも告げずして、藩府に請ひ、十二月二十一日藩府の聽許を得、山陽に命じて神邊に往かしむ、同月二十六日の夜、杏坪父子山口清介等來り送別の辭を述べ、杏坪は山陽に向ひ、此行宜しく神邊を以て立身の根據地となす可しと告げ、春水は菅塾を督する六箇條の誠告書を與へたり、翌二十七日山陽は廣島を發し、途上五絶十首を嘯吟しつゝ、神邊なる黄葉夕陽村舎の廉塾に到れり、然るに神邊の地たる樵歌牧笛の一荒驛にして、固より山陽の如き大志ある者の居るべきところにあらず、只君子これに居る固より陋とするに足らざるのみ、居ること八閱月、山陽は再び京阪の地に雄飛して、其志業を成さんと欲し、己が素懷を述べて舊師築山嘉平に贈れり、其書翰の要に曰、

任幸便一筆申上候……愚父方迄書狀差出并に詩文等不束ながら奉懸御

目候、是も愚父差圖に御座候、然る處別段に内々心事申上度義御座候て、外手筋より此書差上申候……誠に父儀士民より御取立を被り、外諸士よりも御國恩海山に御座候へば、其子たる者、粉骨齧身仕候ても、御奉公可申筈に御座候處、右之通之身分に相成致方無之、又假令再御使被遊下候義萬一出來仕候ても、生得多病弱質之私、少しの事にも耐兼候故、自身に甚だ無覺束奉存候、強而相勤候て、却て事を傷り不忠不孝を増し候様の事も難計、且又私一家重疊に官祿を忝仕義故、一人は浪人仕方天道にも叶可申哉、又御奉公不仕とも、御報恩の致方無之とは不可申、自身に是程の事はたしかに出來可申と存候事にて、尺寸の報を心懸居申候事に御座候、經書講釋等も不得手の儀、得手と申ては史學文章に御座候、是にて少々にても御國の御用に相立候儀仕度、即籠居以來、日本外史と申、武家の記祿二十二卷著述成就仕居候得共、是は區々たる事にて、引用の書ども不自由私心に滿不申、愚父壯年の頃より本朝編年の史輯め申度志に御座候處、官事繁多にて、十枚計致置候まゝにて相止候、私義幸ひ隙人に御座候故、父の志を繼、此業を成就仕、日本にて必用の大典とは、藝州の書物と人に爲呼申度念願に御座候、

此儀三都に居申候て、書物を廣く取集め、多聞の友を多く取り不申ては出來仕らぬ事に御座候……凡古より學者の業を成し候地は、三都の外は無之候、如何なる達人にても田舎藝は用に立不申、關齋仁齋などの様の業は都會ならでは出來不申、如此人々にても左様に候へば、まして凡人は猶更の事にて、不肖の私に御座候得ども、何卒その場所へ出名儒俊才に附合も候はゞ、學業成就、名を天下に擧げ、末代迄藝州に何某と被呼候はゞ、螢火にて月光を増し候義にて、少しは御國の光とも可申候哉……今生の思出に大場所へ罷出、正學を以て四方を靡せ申度事、生前之念願、不過之候、此義は尊公様にも御承知の義にて、數年來一日も難忘思込候事、尊公様にも御承知之義にて、先年も私箇様の身分に相成候上は、却て本意を遂候義出來可仕と被仰聞候故、夫を樂に月日を送り候處、彼是小十年にも相成、懸り人の様に黙々不面白暮居候……福山の公邊にては、私を取放し不申様に、役人共寄合彼是と談合仕、私に知行取らせ、士儒に取立申度内意、菅先生より被申聞候、先生には私所存を御承知無之、不仕合之私故、是は宜敷事に有付事故、承引可仕旨被勸候、私對申は、是は案外之事を承り申候、私奉公出來候身

に候へば、本國にて仕可申筈之義に御座候、本國にても奉公不仕候上は、如何様の御勸にても、決而此義可仕様無御座候旨答申候へば、夫は小國故嫌申候や、小國にても俸祿は随分宜敷旨被申候故、私は義之字を申候、義に協不申義に候へば、譬加賀薩摩より所望に預り候ても、見向も不仕了簡に御座候、大恩の本國に尺寸の勞を盡し不申、他國にておめ々々出仕候事、私畜生に御座候はゞ可然、苟も人にて御座候へば、何之面目にて天下の人に對し可申哉と申切候……借又私義福山家老の方へ詩會に罷越候節、客分のあしらひと存居申候處、菅太中養子と申様のあしらひにて、呼棄に致申候、それさへ口惜存居申候處、役人の方にて、私に本姓を捨、菅氏を名乗せ申様の積に相聞え申候、全體學統相續と申て、寺の後住の様の者と申事故、可然義と存居候處、右之通にて一儒者の身に大に恥と存候事、父に對し申譯無之候……叔父萬四郎、別之節、何分神邊を根城と存じ、隨分都會へも遊候事出來候旨、私に納得させ候爲に候へども、此方へ參候へば、中々左様の事にて無之、よし左様の事出來候ても、私本志は成就不仕候……家父叔父共御承知の氣遣手に御座候故、兎角手放候事致兼、此度此許えも、兄弟同様の

太中にあづけ置候へば氣遣無之、其中に年も寄候へば、分別直り可申と心組可申候へども、私は若氣者と申のみにては無之、前段の大志御座候故に御座候、此念願と申も、人に少しも世話を懸け、物入をさせ候事にては無之、唯一言之許を受け候へば、直に私一分の才覺を以て、一人口食事は如何様とも仕申候、家元より仕送等に預候義は一錢も煩はし不申積りに御座候……この所に彼是と月日を積候内、菅先生養育の恩義は日々に重り候て難去相成可申、さりとて多年の念願、無に仕候も、殘念至極申計も無之、如何可仕哉と案じ煩ひ、當所へ參り候てより下地病氣増重仕り、食事等も大に減少仕、肉脱仕候ように御座候て、ぶら々々仕居申候、已に當所にて學頭仕候もの、段々此以前死去仕候もの御座候由、何卒尊公様の御憐愍にて、一人御救被下、本意を遂候事は出來申間敷哉、左様にも相成候はゞ、英氣は百倍仕、多病の身も學問出精、天下の人に一人も追付せ不申了簡に御座候、身分落着、業事成落仕候上は、家父も安心仕、少々は御國の御用に相立候事出來仕可申候、何卒兩親存生中に此場を見せ度奉存候……此事菅先生へ打明可申とも存候得ども、難申出、恐父恐叔父杯へ申出候とも、中々差許不

申候て、出來候事も出來ぬ様に相成可申、左候ては生涯の怨に相成、恩を傷候事に御座候……尊公様ならでは、此議御決斷被下候人は無之候、半年餘りも、ごつおいつ案じつめ候て、此度不願禪生涯の浮沈と覺悟相究申上候、乍懼能々御勘辨被下、何卒宜しく御計も御座候て、尊公様の御心附として被仰出可被下、私事先年より御領分内にも出行難成身に候處、格別の御取計を以て、當所迄罷越申候、又々高飛を仕候事如何可有之哉、何分尊公様御了簡にて、宜敷御取計被遣、私生涯の大望御達させ被遊候は、此御恩生々世々忘却仕まじく候……乍恐、當君○案、清齊賢御英明に被爲、在候段、乍陰欣躍仕候、あつばれ身分人並に御座候は、爲國家粉骨盡忠節ものに御座候、致方も無之事、せめて前文通り自身出來候覺へ御座候事にて、よそながら尺寸の報恩仕度奉存候、乍憚私杖柱とも奉仰願候、尊公様に御座候得ば、私の爲めにも御長壽不被下ては相濟不申候、失言の罪、眞平御高免被遣可被下候、ごても筆には盡き不申、申留候、頓首敬白。

七月廿六日

頼 久太郎襄

築山奉盈先生案下

山陽が情理並び盡せし書翰は、固より築山嘉平の手に落ちたれども、遂に其効なかりき、蓋し上京を許可するの一言は、春水が到底與ふる能はざる所なればなり、是に於て翌文化八年山陽は遂に自ら禁すること能はず、上京の志を決し、二月廿七日其事に關する書翰を郷家に贈り、閏二月七日を以て神邊を發したり、時に山陽三十二歳なりき、廣島にては三月二十一日大阪篠崎小竹よりの書翰到來し、山陽が閏二月十五日を以て小竹を訪問し、此處に止まること四五日、小竹の紹介に依り京都の醫師小石元俊の子元瑞の許に赴きしことを詳かにせり、父春水は尙ほ之を憂ひ、竹原の頼春風をして、山陽を追蹤して京に上らしむ、一日山陽は春風を訪ひ、又た書翰を送りて、「音へ返ることの事は出來がたくと存候、左候へば國へ呼戻と申候ても、何とも不本意に奉存候、京地を以て終焉の地と定め候、慈顔に違ひ候は備も京も五十歩百歩に御座候、何卒官邊さへ程能く申譯相立候て、萬苦成業仕るべくと奉存候、御深思御相談被遊可被下、惶れながら願奉る」と惻願せり、春風は遂に書を春水に送りて、「山陽は神邊より用事につき上京と申すものにて、書通も差許し申さるべき哉」と音信し、以て春水の意を慰めたり、斯くて山陽は京都の新町に寓

居を定め、帷を下して徒に授け、遂に京師を以て終焉の地と定めたり。文化十年の春三月、父春水は漸く年老い、小病亦た身に在り、公暇を乞ひ、六十八齡の老軀を以て、十三歳の孫餘一(聿庵)を携へ、先づ有馬の温泉に浴し、遂に大阪に至りしに、山陽は既に豫め期する所あり、早く大阪に出で、父を篠崎小竹の家^に迎へ、之を京都の寓に奉じぬ。春水京師に滞在すること十數日、慈父子孫鼎座歡顔を開き、平生の渴望を醫せり、殊に山陽は數年定省を缺きたるを以て、温情の敬を盡したり。文化十一年八月二十三日、山陽は初めて廣島に歸り、父母に定省し、九月十一日を以て海路東歸せり。文化十二年正月二十八日、義弟權二郎(元鼎)病歿す、遺腹の男兒三千三あれども、幼且つ庶出にして、春水の嗣と爲すべからず、乃ち山陽の子餘一を以て嗣となす。餘一は時に十五歳なり、四月山陽は父の病ありと聞きて西歸し、海路輅に着するや、上陸して菅茶山を訪ひ、七日廣島に到れば、幸にして父春水の病は甚しからず、歡談詩に及ぶ。乃ち古賀精里菅茶山唱和の詩を示し、に、春水押韻七律五首あり、山陽承歡七日にして東歸す、此際故ありて通稱を德太郎と改む、是年山陽齡三十六、京都醫師小石元瑞の養女を娶れり、女の名は里惠^{りゑ}、實は近江の豪農大崎某の

女といふ。文化十三年二月春水病篤し、十八日母よりの報到る、山陽時に莊子を講ず、書を投じて起ち西歸せしも、遂に及ばず、是より復た莊子を講せず、三月二十二日東歸し、諒闇三年寢に入らず、酒肉に近かず、以て其禮を盡せり。文政元年二月十九日は父春水の大祥忌なれば、是月五日を以て廣島に歸來し、十九日祭事を了り、三年の喪は茲に除きぬ、門人後藤機^{通稱は俊藏、松陰と號す}豫約を履んで來る、遂に共に西遊の途に上れり、時は維れ晚春三月六日なり、家を辭して西行、赤間關に到りて滯留、凡三旬、壇浦行、遇大舍師の長篇、赤關醉歌の短歌、七絶の竹枝等あり、漸く海峡を渡りて豊前に入り、箱崎八幡祠に謁し、龜井元鳳の招飲を受け、松永子登の家^に寓して、小倉博多の間に出入し、大宰府に到りて菅祠に謁し、佐賀に入りて諸儒の會飲に臨み、大村より長興を経て遂に長崎に達す、沿道到る處、皆長短詩あり、長崎淹留二箇月間、支那和蘭人に接し、頗る外國の事情を見聞し、荷蘭船行、佛朗王歌の賦あり、古賀穀堂も亦佐賀より來り、遂に共に舟中詩酒の遊をなせり、隨從せる後藤機は故ありて急に郷里美濃に歸り、山陽は遂に肥後に入る、千皴海上、大風浪に遭ひ、船殆んど覆らんとし、磯原に上り、漁戸に宿し、長篇を以て之を叙し、尋で天草洋上を航し、夕景

に舟を泊し、彼の雲耶山耶吳耶越の短歌あり、熊本城下に入れば、父執辛島教授の招飲ありて諸儒と會談し、清正公の廟に謁し、荒涼たる菊池村を訪ひ、皆絶律の作あり、是より又た海を渡り、山を越え、遂に薩摩に入る、前後兵兒謠は薩摩壯士の氣風を寫し、鎮西八郎歌は九州行中の傑作か、山陽は之を歌ひつゝ大隅に入り、再び肥後に入り、又去りて豊後に入り、田能村竹田を訪ひ、廣瀬淡窓を訪ひ、行々詩料を拾ひ、遂に筑後川を下り、菊池武光快戦の跡を見て長篇あり、復た豊前に入りては、山谷川を沿ひ、僧雲華を訪ひ、相携へて共に絶景を賞し、八絶句を得、後ち耶馬溪記を以て之を天下に紹介し、山谷川の名は改めて耶馬溪を以て聞ゆるに至れり、山陽は九州を跋涉すること殆んど一年、茲に杖履を故園に向け、赤間關に抵り、廣江峰翁の梅月樓に投し、こゝに新春を迎へ、又防州に入りて上田少藏を岩國に訪ひ、留連幾日、二月四日船廣島灣に入り、己妻に到りて、家に之を報すれば、母の梅櫻は三千三を携へ、他の門人奴婢と共に之を己妻に迎へ、夜に至るまで酒宴を開き、山陽の安全歸郷を喜べり、是より山陽は廣島に留まること十五日、遂に母を奉じて故權二郎の弟尙平及び母の友暎雪を伴ひ、京攝より奈良吉野に侍遊し、四月二十九日母を

送りて廣島に至れり、文政四年の秋、山陽は居を木屋町に移し、明年冬、また三本木に卜居し、水西莊と稱す、文政七年の春三月十四日母又上京す、山陽これを大阪に迎へ、夏を經、十月二十四日送りて廣島に到る、明年三月叔父春風京寓を來り訪ふ、遂に與に近江に遊ぶ、春風歸りて後ち九月十一日春風歿す、是年十二月春水遺稿刻成る、山陽の悉く整理する所なり、同十年二月十九日母又叔父杏坪を伴ひ、三千三故權二子常太祖叔父の孫立齋を携へ、再び吉野に遊び湖上に浮ばんとす、山陽これを大阪に迎へ、遂に共に行く、其遊行を終り西歸するや、五月十一日山陽これを送りて、有馬温泉客舎に至りて別る、是年山陽齡四十八、白河城主松平定信樂翁其嫡子の幕命を帯び京都に至るに託し、吏をして山陽著はす所の日本外史を得んことを求めしむ、山陽これを歎承し、五月二十一日を以て外史と共に書を侯に上る、日本外史の卷首に載するものはなり、定信は外史を得て之を悦び、後ち謝禮として自著の集古十種全部二函、白銀二十枚を賜はる、時に山陽より其執事に送れる謝狀の文中に「亡父春在世に候はゞ、如何程か相喜び申すべく、是又設位祝告仕候」といへり、同年八月菅茶山疾あり、山陽遠く之を訪ふ、途にして訃を得て東歸す、文政十一年の春、

水西莊の閑地に一小亭を起して、山紫水明處と稱す。十二月二十八日、日本樂府成る。同十二年二月十九日は父春水の十三祥忌に當る。山陽因りて展墓の途に就き、途中迂回して、叔父杏坪を備後國三次の官廨に尋ね、遠く攝酒一樽を以て之に饋り、對飲唱和せり。偶、從弟佐一郎眞采の藩府に赴くあり、相伴ひて三次を出で、廣島に來る。途に吉田の郡山を過ぎ、毛利元就の墓に謁す。長篇の作あり、廣島に着し、亡父の吊祭を終り、藩の儒員坂井虎山の來訪するあり。置酒文を論ず、相傳ふ。是時虎山は近頃作る所の遊漢辨記を示し、添削せんことを請ふ。山陽一覽佳作となし、只だ其末句に至りて數字を改むと、蓋し是時に屬する談なり。山陽また母を奉じて東遊せんと欲し、三月七日母と共に宇品を發し、十八日淀に達し、直ちに嵐山に遊び、翌日三本木の宅に到り、日々京洛の花を賞し、二十五日遂に伊勢に向ひ、四月十日歸京す。五月六日又母輿に侍し、江州湖上諸勝に吟遊し、明日歸る。八日夕刻、日野大納言資愛、參院の歸途、水西莊に臨過す。山陽は母をして見えしむ。母より和歌を上る。越えて十三日、日野大納言より謝狀あり、和歌を添ふ。此頃山陽は時々京人藤井雪堂といふ者と往來し、平曲(琵琶)を學び、母をして之を聽かしむ。酒間門人牧信侯も亦これ

を演ず。母は和歌を好み、時に賀茂季鷹、香川景樹と往來して風詠し、添削を求む。山陽も亦た時に和歌を作る。十月二十日母西歸す。山陽また之を送り、途次攝州箕面山に觀楓す。遂に俱に廣島に來る。山陽は尾道に至り、母を同行。賴常太に託し、己は海路竹原に至り、賴氏を訪ひ、數日滯留の後、廣島に到り、東歸せり。時に山陽齡五十、母は七十一なり。天保元年山陽母の病ありと聞き歸省し、二十二日廣島に着す。病輕し。明日叔父杏坪に招かれ、同舟小飲す。七月二十六日淺野甲斐の別業に招かる。蓋し其園名と園記を撰ぶことを託されしなり。乃ち命名して萬象園といひ、後ち記文成る。二十八日乗船東歸す。天保二年息餘一肆庵と號す。江戸祇役の途次、水西莊に伺候す。山陽喜び、送りて近江の瀬田に至りて相別る。是年九月中旬山陽又た歸省す。途次竹原賴氏に至りて、叔父杏坪に邂逅せり。十月二日廣島に着し、十六日母を奉じて嚴島に詣で、祠官野坂氏に館す。野坂氏山陽を導き、神庫を開き、寶物を觀せしむ。遂に舟を命じて同酌す。山陽神庫を觀る二十八韻の長篇あり。嚴島園繪寶物篇の題時に肆庵江戸祇役中に在りて相逢はず。廣島に滯留三旬、十一月三日乗船歸東す。是より山陽復た廣島に來らず。天保三年六月十二日山陽突然咳血し、數日に及ぶ。醫の

曰、是れ積年勞神の致す所にして、治すべからず、子は死を怖れず、故に敢て實を以て告ぐと、一醫は曰、猶ほ療すべしと、山陽曰、死生命あり、然れども老母堂にあるあり、且著述に尙ほ未だ了せざるものあり、假令一の生くべき理なきも、宜しく醫療を加ふべし、吾慎みて藥を服し、傍ら死計を爲んのみと、時に日本政記の著未だ完成せず、乃ち日夜黽勉、稿を構へて曰、必ず之を成して、地に入らんと欲すと、秋に及んで疾益、劇し、然れども母の之を憂へんことを恐れて、久しく之を報せず、只だ八月下旬に及んで、血症ありと告げしも、其甚しきことを言はず、微恙尋いで癒ゆべしと云へり、病已に革まり、曰、死期已に逼れりと、然れども猶ほ眼鏡を着け、政記を手にし、剛潤止まず、一夕忽ち左右に謂つて曰、暫く喧しきこと勿れ、我將に假寐せんとすと、眼鏡を脱せずして瞑す、後ち就いて之を撫すれば、既に逝く、實に九月二十三日酉刻なり、享年五十三、二十五日其遺言に従ひ、光林寺にて葬儀を行ひ、遺骸を東山長樂寺山上に埋葬せり、山陽再娶後、三男一女あり、長を辰之助といふ、天す、次は復二郎名は復次、時と號す、時に甫めて十歳、次は三樹三郎名は三樹、甫めて七歳、女は陽子、甫めて三歳、寡婦、小石氏能く家を守りて三孤を養育す、而して老母梅巖尙ほ堂にあり、先配の

子餘一名は元協、半菴と號す、廣島に在りて之を奉養せり、山陽の著書甚多し、日本外史十二卷、日本政記十五卷、新策六卷、通議三卷、春秋講義若干卷、先友錄一卷、山陽文稿二卷、外史年表一卷、書後題跋四卷、日本樂府一卷、山陽詩鈔八卷、山陽遺稿十四卷、此外孟子評語、八家文評語、文章軌範評語、韓蘇詩鈔古文典型、小文規則、謝選拾遺、李忠定公集鈔等、他の著書に評語を下し、又は他の遺文を選集せしもの併せて數十卷あり、山陽勤王の志甚だ厚く、その外史政記を著はせしは、大義名分を明らかにして、天下の士氣を鼓舞するにあり、是を以て其歿後二十年、勤王憂國の士大に起り、其子三樹三郎亦た國事に斃る、未だ幾ばくならずして、王政復古の大業成れり、蓋その著書の功與りて大に力ありと云ふ、明治十四年三月二十一日、宮内省より山陽の二男復二郎に對し、亡父襄尊王の志厚く、書を著はして大義名分を明にし、世益抄からざるを以て、祭料金百圓を下賜せらるゝ旨を宣下せられ、明治二十四年十二月十七日を以て、特旨に依り正四位を贈らる、是れ歿後干支一周の年なり、

賴聿菴 名は元協又た單に協と云ふ、字は承緒、幼名は都具雄、後ち通稱を餘一と改む、聿菴は其號なり、山陽の長子、母は御園氏、名は淳、聿菴尙ほ胎中にあるとき、山

陽出奔す、是を以て御園氏は離縁せられて生家に歸り、享和元年二月二十日を以て聿菴を生み、聿菴は母を離れて、祖父母梅水の手に鞠育せらる。文化十三年二月十九日祖父歿し、其後を繼ぐ時に齡十六、既に祖父より其學を傳ふる所あり、是に至り春風、杏坪は藩命を受けて之を教養し、經史の學、駁々として進み、遂に家聲を墜さざるを得たり、書法は初め祖父春水に學び、後ち父山陽を擬し、又東坡を摸せり、幼少の時、春水その運腕自在にして、善く大字を爲すを喜び、山陽幼少の書に優ると爲せり、天保二年五月、聿菴初めて命を奉じて江戸に祇役す、時に齡三十一、京師を過ぎ、父を伺候す、父子相喜びて各、詩あり、同三年正月十六日御輿詰次席となる、同年九月父病歿す、時に尙ほ江戸に在り、天保四年父の遺著日本外史を藩主に献せんことを請ひ、四月九日許可せられ、其寫本を献す、同五年正月二十五日書法を藩主齊肅に授ぐるの命あり、同十二年十二月十八日更に御輿詰に進み、世子定之後ちの藩主慶嶺の侍讀と爲り、兼て書道を授く、祿百八十石に至る、世子聰明、能く書し、大字を善し、長ずるに及びて、經史に通ず、聿菴甚だ悦ぶ、是時に當り藩營の教授金子霜山、經學を以て世に聞ゆ、藩執政俄に聿菴を江戸より召還し、霜山を以て之に代らしむ、

聿菴甚だ不平なり、詩を作りて其悶を遣る、聿菴は祖父春水の餘業を紹ぎ、家塾を起して天日堂と稱す、其從ひ學べるもの前後三百人、天保十四五年塾運最も隆昌なり、學者の其門に出で、文學を以て名を得しもの、河野小石名は文、字は微、は金藏、山田十竹名は浩、字は養吉、字は通稱とす、等あり、父山陽歿して、其遺族京都に在るもの、將さに生活に苦まんとす、聿菴遙に糧米を繼母に送りて之を扶け、異母弟復二郎時に十歳を招致して之を養育し、更に又三樹三郎をも復二郎の如くす、二人の後年名を成すに至りしもの、蓋聿菴の恩惠なり、聿菴人と爲り甚だ謹勅、而して事に觸れて意氣軒昂す、顔容音聲ともに父山陽に酷似し、體格較、偉なり、然れども父の歿後、往、暴飲漫興、龐狂の事あり、親友坂井虎山等これを憂ひ、諫むれども聽かず、書風これが爲めに一變し、筆鋒雄勁より奔放に向へり、嘉永三年三月六日、齡四十八、故ありて致仕し、家を其子元啓字は子明、誠軒と號す、通稱は東三郎に譲り、詩酒自ら娛む、嘉永五年特に俸五口を給はる、安政四年八月三十日病んで歿す、享年五十六、比治山安養院に葬る、

頼元鼎 字は新甫、通稱は熊吉、後ち權二郎と改む、元鼎は其號なり、頼春風の長子たり、伯父春水、故ありて其嫡子山陽を廢するや、元鼎を養ひて嗣子とな

賴采真

す、學識日に進み、藩學問所の句讀師に至りしが、文化十二年正月二十八日春水に先ちて早世す、四月六日春水請ひて嫡孫、餘一庵^號を以て嗣子となす、賴采真 名は舜燾、字は子晦、通稱は佐一郎、采真是其號なり、杏坪の子にして、儒學あり、文政中遊伴を以て祿せられてより、御銀奉行、御藏奉行等を経て、大阪藩邸の監司又は御普請奉行となれり、嘉永三年五月歿す、享年六十、比治山安養院に葬る。

坂井東派

坂井東派 名は積、字は善夫、通稱は孫三郎、東派は其號なり、少にして武を好み、稍や長じて一意苦學し、名聲大に揚る、其家もと徒士に班す、遂に擢んでられて藩費の教授となる、人となり寛厚圭角なし、而も亦時に慨然として義を言ふ、又懇歎人を誨ふ、因りて人これを尊重す、家塾を開き、公餘徒に授く、平居澹薄を甘んじ、能く窮人に施與す、詩を賦し、文を屬する、温雅にして風韻ありと稱せらる、天保五年二月二十一日歿す、享年六十二、新川場町本照寺に葬る、生前賴春水、飯田篤老等と友とし、善し、篤老の歿後その碑文を作り、賴聿庵東派の碑銘を撰せり。

坂井虎山

坂井虎山 東派の長子なり、名は華、字は公實、通稱は百太郎、初め安南と號し、後ち改めて臥虎山人と號し、又約して單に虎山と稱せり、人と爲り方面大耳、望見威風あり、其幼穉なる時、父東派が孝經小學の講義を諸生に授くる、必ず呼んで之を聞かしむ、數人相替ると雖も、席を去ること能はず、既にして藩費に入り書を讀む、穎雋群童に異なり、教頭春水これを見て奇とし、呼んで誠へて曰、童子天下の士たらん事を志すべし、一國の士たらん事を望むべからず、天下の士たらんと欲する者は能く一國の士と爲る、一國の士たらんと望む者は竟に何の成す所も無きなりと、蓋し期するに國士を以てせしなり、年十三試に應じ、經を講ず、公子以下座に在り、虎山從容として席に上り、辯晰明暢、議論風發、傍人なきが如し、一座大に驚く、稍長じて才學俱に進み、益刻苦精勵す、時に家祿僅に二十石、貧甚し、躬自ら薪春の勞を執り、且春き且讀む、嘗て人に謂て曰、吾離騷を誦すること一遍、春米乃ち白しと、夜讀每ねに旦に達し、倦めば即ち机に倚りて座睡し、未だ嘗て衾褥に就かず、其學は程朱を宗とし、又最も文章に巧なり、文政八年十二月二十七日、齡二十八、遊伴を以て、擢んでられて藩費教授となり、父子職を同ふし、家祿の外、更に俸五口を賜はる、同十二年、齡三十二、賴山陽偶、其母を送りて、京師より來る、虎山これを訪ひ、文を論じ、

作る處の遊漢辨記を出し、添削を乞ふ、山陽これを劇賞し、其結末に至り「久之」の二字を加るのみ、棹尾力を加へ、文章始めて觀るべし、虎山これに服す、山陽曰、子が文は精博なり、平日好んで讀む所は何の書ぞ、答へて曰、家に唯だ文章軌範あるのみ、山陽曰、古文は軌範に盡きず、然れども軌範は以て古文の妙を窺ふべし、子の文に於ける、博く取りて守り約なりといふべしと、又虎山を歎稱して、文中の傑と爲す、天保五年父歿し、其祿を襲ぐ、八年四月俸十口を加へ、命に依り江戸藩邸講學所に教授たり、時に丹後の野田、笛浦、伊勢の齋藤拙堂、江戸にあり、共に相得て甚だ悦び、文酒徵逐す、古賀侗菴、松崎慊堂、佐藤一齋等の先輩亦た時に來り會す、既にして西歸するや、文名益、颺り、從遊の士、諸州より來る、山陽は天保三年を以て歿し、爾來關西の文柄獨り虎山に歸せり、故に諸州の人士、東西廣島を行過すれば、必ず門に踵り、謁を通ず、塾舎常に滿ち、門人五百に至る、其塾を稱して百千堂と云ひ、其書樓を號して亦佳樓と云ふ、玉乃世履、土屋矢之介、木原桑宅、濱野章吉、山田修平等の人物、其門より出づるもの少からず、豊後の人廣瀬範、當時の攝西詩人六大家を選び、其詩鈔を編纂し、宋の六大家に擬し、周防の僧月性、今世名家文鈔を選び、四大家の文を載す、虎

山其一に居れり、幕儒古賀侗菴も、其文を以て當今天下無比と稱せり、弘化四年六月二十四日御輿詰次席に進められ、又祿十石を加賜せらる、嘉永三年の夏、俄に疾を獲、沈綿連月、遂に九月六日を以て歿す、享年五十三、新川場町本照寺に葬る、門人私に謚して文成と云ふ、虎山父母に事へて至孝、配喜連氏、須磨氏、上野氏、皆母に悦ばれず、之を去り、遂に娶らず、妾を置く、二男一女あり、男皆夭折し、親族田宮氏の子保之丞を養ひて嗣となし、以て其女を配せり、虎山の著はす所、杞國策一卷、論語講義、亦佳樓日記各若干あり、其詩文は未だ整理する所あらざりしを、門人立野勉、其詩を取りて虎山詩鈔二卷を得たり、嘉永五年門人相議して、其碑を立てんとす、僧月性奔走し、齋藤拙堂の虎山に知あるを以て、其碑文を選せしむ、明治十六年三月遂に之を二葉公園に建つ、大正五年十二月二十八日特旨に依り正五位を贈らる、

金子蕉隱

金子蕉隱 名は璋、字は熊介、而して通稱も亦熊介、蕉隱は其號なり、父の名は政好、天明三年十一月を以て病死す、蕉隱時に年八歳、家を繼ぎ、徒士の列にあり、母に養育せられ、頼春水に師事し、又江戸に隨行し、漸く自立して塾舎を開き、敬塾と稱す、蕉隱は春水に學び、杏坪、山陽と友とし、善し、常に交遊す、故に其

名多く頼氏の詩文中に見ゆ、文化五年十二月七日病んで歿す、竹屋町川今は三圓隆寺に葬る、其歿する時、山陽屢往きて其病を看、又其墓誌を撰す、

津村聖山

津村聖山 名は尙誼、字は明甫、通稱は正五郎、聖山は其號なり、資性寡黙恬淡、阪井東派に就きて經學を修め、詩を善くし、書法を頼春水に習ひて巧なり、文政二年藩命に依り、頼杏坪に屬して藝藩通志の纂校に従事し、功を以て、徒士に昇用せらる、嘉永五年十一月二十九日歿す、享年六十四、比治山多聞院に葬る、

津田仁山

津田仁山 名は岳、字は元海、通稱は篤平、仁山は其號なり、資性恭謙にして、文學を好み、詩を善くす、坂井東派の門に入り、虎山と友とし、善し、津村聖山の女婿なり、安政六年八月十八日歿す、東白鳥妙風寺に葬る、

植田兼山

植田兼山 名は贊、字は子襄、通稱は贊三郎、世儒たり、歴進して、班次御奥詰と爲る、屢俸祿を増加せらる、文久三年五月病の爲め致仕す、初め藩學問所の教授たる日、家に於て徒に授く、庭園掃はず、衣服改めず、夷然として經を講す、餘暇詩文を作り、書法に尤も長せり、慶應三年二月十一日歿す、享年凡そ六十、比治山安養院に葬る、

加藤定齋

加藤定齋 名は德基後ち女諱、通稱は三平、定齋は其號なり、別號を中瀬と云ふ、本姓は清水氏、元包の第六子なり、初め金子樂山に學び、後ち樂山の師加藤十千友に従ひて、神儒學の訣を受く、安永七年五月十千の子靜古病む、嗣子なきを以て、病革まるに及び、定齋を得て、義子と爲し、其長女を之に配す、十千既に致仕し、老ひ且病む、定齋加藤氏を嗣ぎて、後ち其義父の喪に服し、又十千の老病を養ひ、并にその悃誠を竭す、而して僅に二月にして、十千亦歿す、時に薄祿、大故並び到り、家計窮乏すれども、定齋以て意となさず、専ら家學を修む、因りて藩府金若干を賜ひて、其精勵を賞す、天明二年藩學問所の創立あるや、定齋其教授に列す、時に年廿六、頼春水等と程朱の學を唱ふ、藩主齊賢の治世、執政堀江典膳等新政を創建し、上下物議あり、齊賢竊に之を患ひ、密に命じて封事を上り、可否を論せしむ、定齋初め御奥詰より出で、御歩行頭の格式に至り、職祿三百石を得、文政十二年歳七十二、骸骨を乞ひ、優旨ありて允されず、天保三年再乞ひ、又聽されず、特に時服を賜ひて、多年の勤功を賞し、且其職務を緩ふす、天保六年四月四日病歿す、享年八十、佛護寺寺の西、別に一區をなすに葬る、定齋に一男三女あり、男景繼景繼、家を繼ぐ、景繼暫に俸を賜ひて、侍講たり、長女は夭し、次女

は米村氏に適き、季女は儒者金子濟民に適く、景續行狀を作り、濟民墓誌銘を撰す。

加藤棕廬

加藤棕廬 名は景續、字は君緒、通稱は太郎三、棕廬は其號なり、別に肯堂と號す、定齋の長子にして、資性聰穎、家學夙に成り、藩學教授に任じ、侍講として毎に藩主に隨從し、江戸に往來す、天保六年五月父定齋老ひて致仕し、家祿^{百十五}石を襲ぎ、遂に藩學の教頭となり、一藩の文柄を握る、其學は山崎闇齋神儒學の統にして、闇齋の門人植田良背より祖父十千、金子樂山及父の定齋を経て之に傳へたり、故に一般洛閩學の外、深く皇典を修め、隨て和歌和文に達し、兼て漢詩を善くし、又餘技に於て書畫を能くす、文政二年藩府に藝藩通志編纂の舉あり、賴杏坪は命を受けて董役し、棕廬これを佐けて編纂に従事し、最力あり、故事の調査、古文書の解釋は固より其長する所にして、書中の圖畫の如きも、其手になりしもの少からず、後ち天保年間、藝備孝義傳第三編編纂の時、金子霜山と共に其編輯に與る、棕廬家學の重んずる所、最も皇室を尊崇するにあり、其藩主に隨從して江戸に往來するや、屢、京師に入り、皇城を拜す、曾て人に從ひ禁裡に入ることを得たりしかば、一拳石を紫宸殿階下に拾ひ、携へ

金子樂山

歸りて家に藏し、毎年元旦には必ず出して之を拜し、流涕するに至ると云ふ、晩年格式益進み、御歩行頭に至り、祿三百石を得、嘉永四年八月二十三日歿す、享年六十二、江戸赤坂寛永寺境内に葬る、長子景釋、其敗齒臍帶の家に存するものを斂めて、廣島寺町佛護寺内先塋の側に埋む、其門人相謀り、石を建て、之を表す、其碑文は同僚金子霜山^{民濟}の撰する所なり、遺著に論語説あり、金子樂山 名は忠福、通稱は源内、樂山は其號なり、父は國老淺野氏^{頼田}の醫師たり、樂山奮然として、志を立て、醫を廢して、儒學を修む、初め加藤十千は垂加流の學を植田良背^{闇齋}の門人より傳へ、藩の督學たり、樂山これに師事し、其高弟と爲る、後ち十千これを藩府に薦む、安永三年三月徵されて、儒員に列し、藩學問所の教授と爲り、俸五口を給せられ、天明五年十二月二十一日格式御奥詰次第に進み、祿十石を増加せらる、賴春水、賴杏坪等と一藩の教育に當る、文化二年五月九日病んで歿す、享年八十七、新川場町等覺院に葬る、金子華山 名は忠周、字は君郁、通稱は希三、華山は其號なり、樂山の長子、母は友清氏なり、家業を襲ぎて藩に仕へ、藩學問所の教授となる、文化十三年十二月十六日歿す、享年五十五、新川場町等覺院に葬る、

金子華山

金子霜山

金子霜山 華山の子なり、初名忠順、中ごろ中導後ち濟民と改む、字は伯成、通稱は德之助、號は八霜山人、約して霜山とす、一に勉廬と號す、寛政元年十一月九日廣島に於て生る、祖父樂山通稱は源内以來藩の儒臣たり、初め山崎闇齋の高弟、植田良背は藝藩に祿仕し、神儒學を加藤十千に傳へ、十千又これを樂山に授けて、霜山に至り、専ら朱子學の神髓を琢磨せり、霜山幼にして慈母(寺尾氏)を失ひ、繼母に就けり、時に家祿薄くして赤貧なれども、書を讀んで止まず、繼母これを見て悦ばず、夜中燈油を制限せるを以て、霜山竊かに油を購ひ、繼母の寝るを待らて讀書す、然れども母の之を覺るあらんことを恐れ、燈を掩ふに衣服を以てし、外見點火せざるものゝ如くす、文化元年十一月齡十六、藩校の句讀師見習と爲り、同二年八月句讀師本勤に進む、同八年八月十七日齡二十三、遊伴を以て俸米五口を賜はり、儒員に列し、父子職を同くせり、十三年十二月十六日父歿す、翌年家を襲ぎ、累進して天保十四年十二月十日御歩行頭次席と爲り、家祿職俸合せて三百石に至る、又御持頭同格中小姓頭同格を歴て、文久三年七月十三日遂に御用人並に昇り、職祿百石を加へ、別に足輕俸十石を給せらる、藝藩儒員の榮達、前後其右に出る者なし、霜山經學に通じ、二世

に冠たり、殊に易學に長ず、著述頗る多し、而して其最も力を致したるものは四書纂要、易學啓蒙纂要、易本義纂要、書集傳纂要、詩集傳纂要、近思錄纂要とす、この中學庸纂要二書を除く外は、未刊の書なり、而して易學に於ては、古人が釋義に苦しみて口傳とし、僅に進路を開きたるものと雖も、盡く文字を以て易々として之に註釋せり、然れども霜山は只だ經學をのみ琢磨し、他を顧みざるものに非ず、年未だ弱冠に至らずして、早く已に二十一史を讀了し、終に諸子百家の説を涉獵し、傍ら長沼流の兵學を修めたり、天保以後藩の執政昌平に馴れ、多くは奢侈怠慢に流れて、政治日に非なれば、之を憤懣せるの士少しとせず、嘉永六年米艦浦賀に來航するも、執政覺醒せざるを以て、國老淺野遠江後ち忠同藩士黒田圖書等は、密に謀りて藩政を改革し、國防の實を擧げんとす、時に藩主父子江戸に在り、世子慶熾年僅に十八、資性聰明なれば、之を輔佐して目的を達せんとす、霜山耆宿を以て侍講となり、江戸邸に在り、遠江等計畫の内報を得て、同藩士増田平太夫等と協力改革の擧を助け、一意世子の成立に任じ、天晴明君になさんことを期し、授くるに専ら通鑑綱目、大學衍義等を以てす、蓋し慶熾の奮然勤王に志し、大に國家に盡すところあらんとせ

られしも、霜山の薫陶興りて力ありと謂ふ、文久二年後は藩主長訓より屢、政務改革の諮問あり、又軍政改革の事にも盡す所あり、嘗て江戸霞關邸講學所にありて、生徒に授くるや、藩外の者と雖も、來り請ふものには其學舎に寄宿し、又は通學することを許せるが故に、昌平黌の生徒も亦來りて聽講せり、又時には昌平黌分舎なる麴町麴溪書院の招聘に由り、經書を講ずることあり、重野安釋、三輪田高房、南摩綱紀、秋月悌二郎は其門人なり、慶應元年八月二日歿す、享年七十七、尾長町瑞川寺に葬る、大正五年十二月二十八日特旨に依り正五位を贈らる、

中村龍川

中村龍川 名は堅、字は守、龍川は其號、又清陰齋と號す、藩士なり、福山鳳州に就きて徂徠派の學說を受け、其門の高足たり、又平素骨董品を受玩し、頗る書畫の鑑識ありしと云ふ、寛政十一年十一月十六日病歿す、享年六十一、寺町善正寺に葬る、

松島愚公

松島愚公 名は之先、字は子觀、觀八郎と稱す、愚公は其號なり、藩の徒士たり、資性温雅、古學を修め、修業堂の都講と爲る、文化四年二月歿す、享年六十三、白島東町萬行寺に葬る、

梅園太嶺

梅園太嶺 名は之清、通稱は文英、後ち文平と改む、太嶺は其號なり、初め藩の側醫にして、儒醫の班列第一にあり、藩學問所の創設せらるゝや、古學に達せるを以て、天明三年九月朔日儒員と爲し、其教授を命じ、兼て醫學を授く、同年十二月二十五日命を受けて薨髮し、御奥詰次席に班す、是に於て通稱を改めて文平とす、寛政四年學派の異なる故を以て學問所を退き、其家に講せしめらる、此時香川南濱、増田來次皆此命あり、香川南濱は修業堂を再興して最も盛なり、南濱の歿後、藩主命じて修業堂を存續せしむ、太嶺因りて命せられて其教頭となり、徒に授く、文化六年六月二十六日病歿す、新川場町本照寺に葬る、

梅園直雨

梅園直雨 太嶺の子、名は敏行、通稱は立介、直雨は其號なり、其傳詳ならず、然れども文政、弘化の間に藩學問所の儒員と爲りし事は明かなり、最も天文曆數に精通す、嘉永元年八月二十四日歿す、新川場町本照寺に葬る、

賀美公臺

賀美公臺 名は通、通稱は喜和馬、後ち臺と改む、公臺は其字なり、文武多伎、古學を修め、寛政七年班を御奥詰とし、修業堂教授となる、梅園太嶺の歿後、繼ぎて教頭となる、文化九年十月廿一日歿す、享年五十八、堀川町般舟寺に葬る、賴

門司東里

春水其墓銘を撰す、

門司東里 名は中通稱は成藏字は子成東里は其號なり、幼にして香川南濱の門に遊び、奇童を以て稱せらる、長ずるに及び強記博識、兼て詩文を能くす、帷を廣島に下して徒に授く、門弟麁至し、家塾容るゝ能はず、遂に擢でられて修業堂教授となる、文化十四年七月十二日歿す、田中興禪寺に葬る、人々爲り坦夷、敢て奇を衒はず、故を以て人多く之に親しむ、其死を聞くに及び哀惜せざる者なし、友人坂井東派、依囑を受けて其碑銘を撰す、配青井氏、男子一人有り、病を以て廢嫡し、周詢を養ひて子となす、

市川寧

市川寧 字は君安、通稱は太輔、寧は其名なり、兄忠篤通稱野右衛門の嗣子と爲る、香川南濱の高弟にして、南濱歿後、其行狀を作れり、寛政六年四月修業堂の助教と爲り、文政二年正月御勘定所の吏に轉ず、藝藩通志編纂の事に關與し、専ら嚴島に赴きて古文書及古器物の調査に従事す、同四年四月以後再び修業堂に教授し、次で藩學問所に勤務す、天保二年七月二十三日歿す、享年六十六、比治山多門院に葬る、

山口西里

山口西里 名は直道、貫右衛門と稱す、伊豫國宇和島の人なり、年少の時、京師

山口西園

に遊び、仁齋派の學を修め、郷に歸りて徒に授く、寛政の初め廣島に來り、仕を藩に求む、藩時に朱子學に專なり、之を用ふるに途なし、西里悦ばずして去らん、とす、時に廣島町大年寄芥河屋孫右衛門佐といふ者あり、西里の學徳高きを知り、窃に國老上田主水に説きて之を用ゐしむ、時に劉元高は徂徠派の學を以て上田氏に篋仕し、其學舎に教授たり、西里は仁齋派の古義學を以て並び教授す、又帷を天滿町南裏に下し、徒に授く、柳花園と稱す、寛政十一年十一月二十三日病歿す、材木町傳福寺に葬る、

山口西園 名は直淳、通稱は恕助、西園は其號、西里の長子なり、京師に遊びて古義學を修め、歸りて後、箕裘を紹ぎ、國老上田氏に仕ふ、常に岡田士享、坂井東派、門司東里、三宅丹立、金子璋、賴山陽を友とし、社を結び、其天滿町なる柳花園に會し、詩文を研磨す、其文に於けるや、社員時に筆談以て清韓客に對するに擬し、積んで冊を爲す、寛政十一年堺町二丁目に帷を下し、公暇徒に授く、講堂の楣間に扁額を掲げ、題して敬業堂といふ、賴山陽の書する所なり、而して柳花園を其塾生の寄宿する所となせり、其門に入るもの、藩内は固より、讀豫、長防、雲石、諸州より來れるもの、百名に至る、嘉永五年正月二十三日病んで歿す、

山口鳴鶴

す、材木町傳福寺に葬る。西園の著せる所、祖君遺事一卷は上田宗固の事を記す。頼山陽の序坂井東派の跋あり、其他日本古文眞寶三卷、聽雨漫錄あり、山口鳴鶴、西里の第二子にして、西園の弟なり、名は直節、通稱は清介、西樵或は鳴鶴と號す、天資穎敏、古義學を父兄より傳ふ、常に遊歴を好み、少年にして江戸に出で、聖堂に修學し、後ち伊豫に往き、又長崎に遊び交友甚多し、幼にして書を頼山陽に學び、好んで詩を賦す、國老上田氏に仕へて、其學舎の師員に列せらる、年十七にして長崎に往く、途次、筑前を過ぎ、龜井道載を訪ふ、詩を以て贊とす、心中思ふ、必ず詩を稱せられんと、道載詩を賞せずして、書を嘆美す、西樵悦ばず、然ども忍んで色に見はさず、道載も亦其才鋒を見て、共に語ること懇欵なり、既にして曰、昨夜屋後の松上鶴鳴あり、願ふに足下の來訪を報ずるものかと、乃ち鳴鶴の二大字を書して之に贈る、西樵喜び、是より鳴鶴を以て號となす、嘗て嚴島に遊び、千疊閣修繕の時、劉元高が詩を其梁木に題したるを見て、鳴鶴これに倣ひ、長梯を架し、仰で詩を其梁木に大書す、曰、絶海大軍還、遙招殉國鬼、巍然五十尋、日本眞男子、梯書不得如意、山口鳴鶴と、蓋豊太閤を詠するなり、文政十年十一月九日病歿す、享年三十五、材木町傳福寺に葬る、

山口西郭

山口西郭、名は直方、通稱は大佐、西郭は其號なり、西園の子にして、堺町に住す、少時京都に赴き、伊藤氏の門に入り、古義學を修め、父に繼ぎ、國老上田氏の儒臣と爲る、雲石長防等諸州より來りて業を受くる者多し、安政四年十月二十四日歿す、享年四十五、中島本町傳福寺に葬る、嫡子直亮通稱文造父の業を繼ぎ、子弟を教授せり、

吉村秋陽

吉村秋陽、名は晋、通稱は重助、字は麗明、秋陽は其號なり、一に六卿氏と稱す、五世の祖三右衛門は紀伊の人、來りて廣島に住し、其子市左衛門、始めて國老三原司城淺野氏に仕へ、子市郎兵衛に傳ふ、市郎兵衛二子あり、長子家を承ぐ、次子莊七別に俸を賜はり、一家を成す、莊七女ありて男なし、小田氏の子三左衛門を養ひて嗣と爲し、以て女を配す、秋陽は三左衛門の第三子なり、寛政九年二月四日を以て生る、生るゝ年父を喪ひ、長兄僅かに八歳家を繼ぐ、祖母尙ほ存し、母子與に艱楚を嘗め、以て諸子を養ひ、其成長を期す、秋陽幼にして善く記憶し、喜んで國史を讀む、年甫めて十五、山口西園の門に入り、古義學を受け、年十八、京都に遊び、伊藤東里に従ひ、其學を修む、已にして歸り、主家より特に俸米を賜ひ、朝陽館の助教に擢んでらる、此際始めて専ら程朱の説を修む、

後ち三原に學舎明善堂の創立あるや、使命を奉じ、備後菅茶山の紹介を得て、備中の西山履軒を聘す。因りて屢、茶山の家に宿し、其説を聞く。文政七年秋八月内艱に丁り、服闋の後ち、伯兄と別居す。同十二年歳三十三、將に東遊せんとし、伊豫の今治を過ぐ。藩老士庶切に請ひ、留めて其學を稟く。明年元保去りて東行し、江戸に至り、未だ適從する所を知らず。諸名儒を歴訪して侃々討論し、遂に佐藤一齋に從學す。一齋深く之を愛遇す。明年七月江戸を去り、信州松本藩に寓し、學を講ずること數月にして歸り、帷を廣島に下し、徒に授く。一時は材木町に在り、一時は猿樂町に在り。後ち瓦焼今の河原町に定居し、其家塾を號して咬菜といふ。七年長府支藩主毛利氏より使者を遣はし來聘す。往て其學政を督すること數年、支藩主敬重優待し、文教大に興る。其歸るや、支藩主又其家士をして來り從學せしむ。是より四方從遊の士益進む。主家俸祿を加賜し、御近習班に進め、教授となし、且職務に參與せしむ。嘉永年中主君遠江は宗藩の秕政を慨し、之を改革せんと欲し、志士と謀る所あり。秋陽は家士脇本武兵衛と密旨を受けて江戸に抵り、建白書を藩主齊肅及世子并に青山支家茂長に奉ず。安政元年、歳五十九、特に米二十苞を賜はり、以て其老を養ふ。因りて書堂

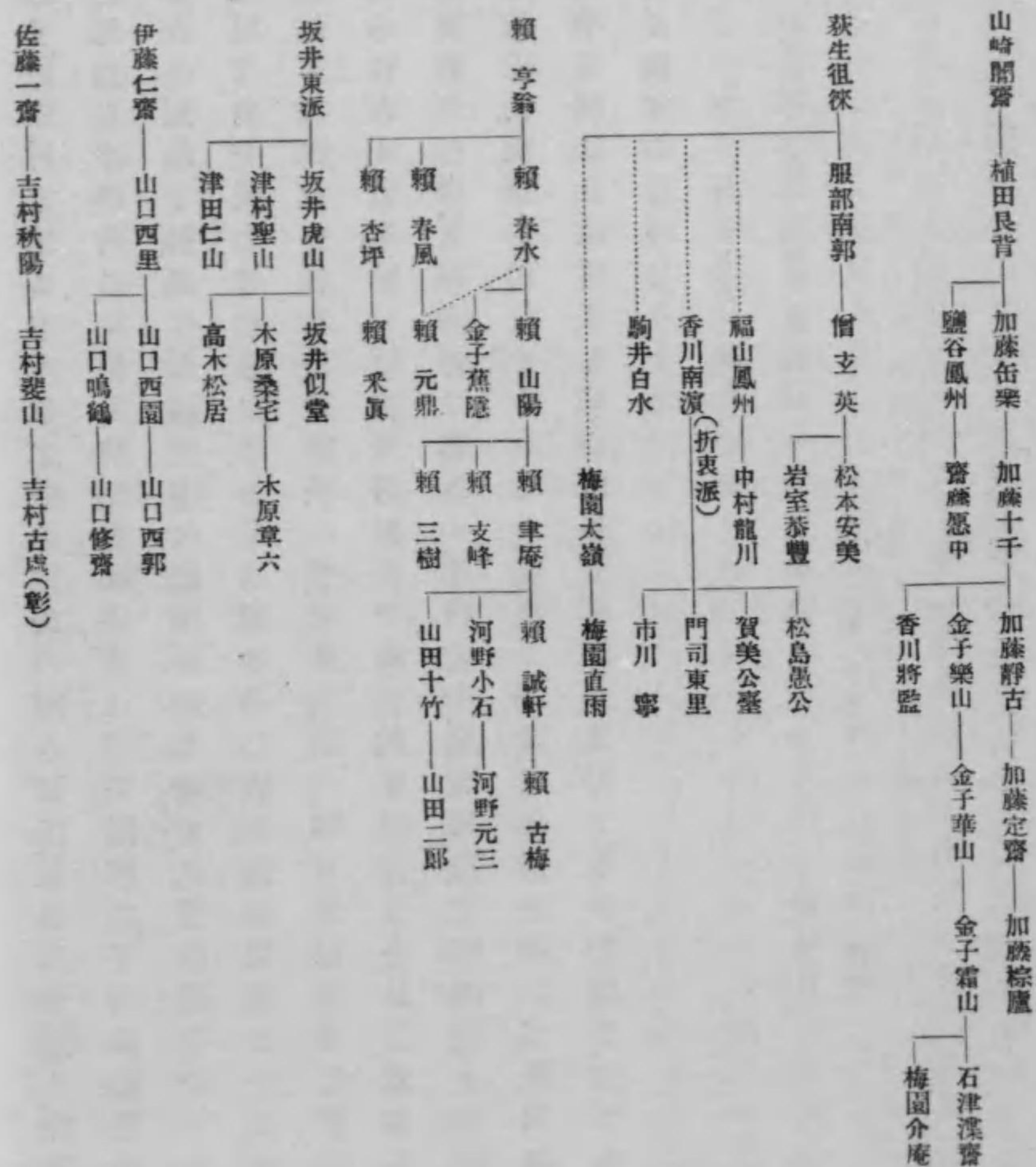
を後圃に構へ、題して一枝樓といふ。別に松菊主人と署す。文久三年主君三原城に退くや、秋陽從ひて移り、邸を櫻山近傍に賜ふ。因りて又自ら號して花王山樵といひ、時々門人知己の請に因り、出遊講學し、再び石見に遊び、又岩國に遊び、又數、京都に遊びて講説し、又近江に適きて藤樹書院に詣り、古本大學を講ず。士民之を聽き流涕する者ありと云ふ。元治元年、多度津藩の聘に應じ、往き遊ぶ。藩侯禮遇甚だ厚し。慶應二年の春、侯又その藩老臣林某をして、手書を齎し來りて再遊を請はしむ。秋に至りて其請に應せんと欲す。會、幕府征長の師を起し、兵馬倥傯、時勢復た舊日の如くならず。秋陽亦疾に罹り、在菴果さず。慶應二年十一月十五日歿す。享年七十。三原香積寺に葬る。私に謚して定格といふ。秋陽天資警敏、風格沉毅、壯歲記誦博識を務め、天文、兵法等の書に至るまで涉獵せざるなし。又詞章を喜び、文章を作る。毎に鍛鍊精密、其力を盡して止む。初め江戸に遊ぶや、京都を過ぎ、頼山陽を訪ひ、之と文を論ず。山陽亦た善と稱し、其塾に留り學ばしめんと欲す。秋陽聽かずして、東上す。蓋し秋陽の志は經學にあり。經學は山陽の長所にあらざればなり。その佐藤一齋に信せらるるや、一齋幕府に仕ふるに及び、書を致して之を招き、共に事を議し、之をして

留まりて江都に住せしめんと欲す、秋陽首邱の義を述べ、辭謝して去る、一齋乃ち貽るに、隱士の服を以てす、其後一齋の壽八旬に至る、秋陽は義子斐山を拉し往き賀し、遂に斐山をして其社籍に入らしむ、後ち又一たび往謁す、秋陽常に人に謂て曰、吾佐藤氏に於ける師弟の義偶然に非ずと、蓋秋陽は初め古義學を修め、又程朱の學を修め、一齋に謁するに及び、始めて陽明の學説を聞き、是より研鑽愈、久しく、而して終に以て自ら信する所ありしなり、然れども常に弟子に授くるには、大率朱子章句集註に従ひ、諄々講説して、必ず其蘊奥を盡す、王氏の書に至りては、學者の篤く信じて懇請するにあらずんば、敢て妄りに講せず、嘗謂へらく、余は平生自ら警むる者三つあり、一は訓詁の陋に落ちず、二は門戸の見を立てず、三は和解の精を頼まずと、又工夫を論ずる三説あり、曰、動上求靜、曰、動靜合一、曰、下手從靜と、居常實踐して、敢て僥倖過高の説をなさず、其己を持すること、堅苦刻勵、而して心城府を設けず、人の過失あれば、必ず之を面責す、親戚故舊と雖も皆嚴彈す、常に氣質を變化するを以て、自修の要となす、晩にして温藉容るゝ所あり、嘉永四年佐賀の藩士横井小楠、其主命を奉じ、諸國を漫遊するや、廣島に來り、秋陽に逢へり、歸りて其主に報

じて曰、吉村重助と申人有之、佐藤一齋の門人にて、最早六十近く、餘程得力有之、知識も亦格別に相見申候、此重助學意は例の陽明にて、御座候得共、十分咄も合ひ、面白く御座候、山陽道中には第一の人物と見受申候』といへり、秋陽の遺稿は、嗣子斐山其七卷を裁して四卷と爲し、讀我書樓遺稿といふ、文詩各二卷あり、其刪定せし所、格致臆議一卷、大學臆議一卷あり、纂定せしところ、戰國策八卷あり、校點せし所、儒門語要若干卷、汪武曹四書大全廿二卷あり、又王説を輯録せし者、王學綱要二卷あり、此諸書中、格致臆議と戰國策とを除く外は、生前死後皆漸く刊行せられたり、姚江の學説、其年齒を追ひて異同變化あり、王學提綱は其宗旨最も緊切にして、定論とす可きものを抜き、以て家塾の模範と爲せしものなり、

藝藩儒學の流派





國文學にては、寶永より寶曆に至る間、諸國に名勝靈地を尋ねて吟遊し、世人に「今西行」と稱せられたる歌人河村似雲傳記は第二卷第三、五二頁に詳出あり、元文より安永に至る間に、狂歌を以て有名なる豪賈芥河屋貞佐傳記は第二卷第六、七二頁に詳出あり、又これと殆んど時を同ふして、蕉門の野坡に就き、俳諧を學びて、深く造詣し、關西の一人と稱せられし多賀庵傳記は第二卷第六、七五頁にあり出でしも、未だ純正なる國學を修めて、復古の皇道を唱導する者なかりき、寛政以後に至りて、初めて伊勢國本居宣長の門に遊び、皇學を修めたる末田稻麿、橋本稻彦等出で、少しく後れて片田行義あり、又輕妙なる和文を以て地誌、紀行文を草せる太田午菴、飯田篤老、岡田清等輩出したたり、

末田稻麿 通稱忠八郎、初名は芳麿、後ち稻麿と改む、寶曆二年二月佐伯郡古江村に生る、移りて廣島播磨屋町に住し、藥舗を開けり、家號を井筒屋と稱す、寛政二年、歳卅九、初めて伊勢の本居宣長に師事し、國學を修む、是れ當時此地稀有に屬する所なり、後ち八年東引御堂町橋本稻彦の宣長に従ひ、皇學を修めしも、亦稻麿の勸誘に因ると云ふ、然れども其傳詳かならず、其和歌の存するもの亦甚稀なり、唯兩通の書簡を同家に存するのみ、蓋稻麿既に本居

橋本稻彦

塾を退き、年を経て後、其子小太郎を拉し、京阪より奈良・伊勢に巡遊せし時の書狀なり、享和三年三月十六日歿す、佐伯郡古江村今の古田村の内所有地に葬る。橋本稻彦 通稱は保次郎、琴の屋と號す、又中臺の稱あり、東引御堂町の商賈の子なり、少時より國學を好み、石見國濱田町に遊び、小篠大記に學ぶこと一年餘、寛政十年正月、齡十八、伊勢に赴き、本居宣長に學ぶ、人と爲り不羈放逸の諂を免れざりしも、慨然として道を求むるの志厚く、一たび皇國の爲に異端を聞き、復古を唱へ、師の志を紹がんと欲し、勉めて怠らず、荻生徂徠が孔子に贊して、自ら東夷と稱せし事の如きは、滿腔の憤恨を抱きて、反覆駁論せり。云ふ、稻彦年少なりと雖も、早く本居宣長門弟の巨擘と爲り、二十一歳にして宣長を喪ひしも、既に旗幟を樹て、弟子を大阪に教授し、數多の著述をなせり、不幸にして世を早ふし、文化六年六月十五日、享年僅かに二十九を以て歿せり、大阪天王寺口蠅坂梅舊院に葬る、著はすところ、和訓部類二冊、紫文製錦八冊、萬葉梯二冊、古辭解玉訓五冊、萬葉訓例一名古訓考、同異考合八冊、萬葉集說十五卷、萬葉品物圖解四冊、萬葉對句抄一冊、辨讀國意考卷數不詳、小萩が本一名紫文消息一冊、訂正新撰姓氏錄四冊、神代卷正訓三冊、將門記校本一冊、和名抄

校本卷數不詳、古今假名遣一冊、古學楷梯寫本一名ふるのたかはし卷數不詳、非時文摘紙卷數不詳、等あり、稻彦頼山陽と友とし、善し、寛政十二年の夏、廣島に歸省し、山陽

と往來して交遊せり、是時稻彦は齒二十、山陽は齡二十一なり、時に稻彦著書あり、紫文製錦といふ、源氏物語を摘解せるものなり、出して以て山陽に示し、之に序せんことを求む、山陽これに序して、『今得橋本氏、蓋從伊勢本居氏而學和言語云、乃抵掌而語、恨相得晚、云々』といへり、後ち六年ばかりして、稻彦再び歸省せし時、復た山陽を訪ひ、書を贈りて、『稻彦がやうなる淺慕なる者をも、友がきの契り忘れ給はず、なほ今より行末なれまつはし給はむ、御心あらば、むさしの、露のゆかりに、日のものもこのねざし絶せぬ、神世の心をも、などかは尋ねも見たまはざらん云々』と云へり、蓋し山陽に皇道を唱ふるを勸むるなり、稻彦は和歌和文に長せるのみならず、餘技として漢書を善くし、多く竹木を寫して自ら娛めりと云ふ。

太田午菴

太田午菴 名は豫、字は子順、通稱は權三郎、午菴は其號なり、又俳號を呂十と云ふ、官は御者頭に至る、寛政文化の間、俳諧及繪畫を以て聞え、俳諧は多賀庵三世玄蛙、北川素白、申田凡十、飯田篤老等と唱和し、繪畫は岡岷山、高橋墨湖と

馳走し、藝備孝義傳第二編の繪畫は午菴の筆に成る、又詩を善くし、賴春水、杏坪、坂井東振等と吟遊し、又點茶を嗜む、蒲柳の質にて仕官に堪へず、文化三年五十三歳を以て致仕し、専ら身を風月に委す、其別莊を甲子樓と云ふ、蓋し文化元甲子の歳を以て落成せるが故に號せる歟、當時の文墨を弄するもの毎に此處に會すと云ふ、文化五年七月十一日病歿す、享年五十六、興德寺に葬る、午菴の子某亦俳諧を好み、號を柳屋と云ふ、父の遺稿二卷を編輯し、篤老これが跋を選す、吳行の日記は致仕後自ら慰するの發句、白山居士追善の俳諧等を載せり、

飯田篤老

飯田篤老 名は利矩、通稱は慎平、篤老は其號なり、又篤老園とも號す、幼にして俳句を善くし、七八歳の時、女郎花を詠じて人を驚かす、稍や長じて劍を試み、文を學ぶ、弱冠にして京攝に遊び、俳客蘭更、蒼虬の輩と交り、名聲益、揚る、性磊落漫遊を好み、泉勢に往來し、防長豊筑の間を巡遊し、或は雪を越山に見月を壹岐の海に玩ぶ、凡そ關西俳句の中興するもの、實に篤老が稱首たるに因ると云ふ、篤老の家は徒士たり、會、弟利周、病を以て廢し、篤老召歸さる、文化九年召出されて町御奉行所の屬僚となる、故ありて免せらる、會、藩府藝藩通志

編纂の舉あり、町御奉行菅求馬、因りて市内の藩志材料を蒐集せんとし、文政二年四月再び篤老を起して、之が事務に膺らしむ、篤老山縣屋九代目九郎右衛門安田屋理右衛門等を補助とし、之が材料を蒐集し、一部の府志を編纂し、五年四月晦日に至りて成る、卷數二十五、町御奉行これを藩志の編纂局に提出す、同年十月町御奉行は定めて一書となし、名けて知新集と云ふ、文政九年四月廿三日病歿す、享年四十九、六丁目目村今の大手町七丁目長遠寺に葬る、篤老は石川丈山のひと爲りを敬慕し、丈山の畫像を壁間に懸けて之を祭り、又嘗て市内興禪寺に於て丈山の追遠祭を行へり、性質倜儻にして奇節あり、酒を嗜み、又諧謔を善くす、或時歎じて曰、吾他事の以て譴責を得るものなし、その之を得る所以のもの必ず酒の爲めのみと、因りて將に誓つて酒を禁せんとす、既にしてまた歎じて曰、吾酒を以て生を樂む、生きて飲まずんば將に何を以て生を樂まん、要するに節を踰えざるにあるのみと、而して死に先だつこと半歳、復た飲むこと能はず、衆頗る之を怪しむ、遂に病んで起たず、

岡田清 通稱は清太郎、後ち小右衛門と改む、柳處と號す、清は其名なり、皇典に通じ、和歌を近藤芳樹に學ぶ、天保十二年嚴島圖繪を著はし、翌年正月出版

岡田清

片田行義

す、繪畫は山野峻峰の筆に成り、廣島の書肆中島本町世並屋伊兵衛播磨屋町樽屋惣左衛門より發兌す、藏版主は廣島銀山町宮崎小十郎なり、清は久しく藩の吏務に従事し、明治二年皇學教授となり、尋で東京に出で神祇官に奉職せり、辭職して廣島に歸り、明治五六年の頃病歿す、

片田行義 通稱を保人と云ひ、加藤棕廬の高弟なり、洛閩の學を修め、兼て皇典に通せり、當時の藩制として、士家の子弟は容易に分家を許さず、故に學力は儒官に列するに足るも、片田家の弟たり叔父たるの身分なるに困り、僅に七口俸と、別に年金を給せられ、學問所學事方とし、句讀師の頭となるのみ、晚年餘暇を以て、皇學教導の命を受け、子弟を教授す、尙擴張あらんとし、偶、病に罹り、元治元年正月十三日歿す、

和歌
俳諧

此の外和歌に江田居中藩士通稱は佐左衛門常山と號す、和歌を堂上家飛鳥井家に學ぶ、大藤恂郷第三卷第八章第十三節編年記事、弘化三年九月十九日の項参照、あり、俳諧に多賀庵二六合、第三卷第七章第十三節編年記事、享和二年二月十九日の項参照、北川素白第三卷第八章第十三節編年記事、天保五年二月三日の項参照、多賀庵四、第三卷第八章第十三節編年記事、天保五年四月二十七日の項参照、多賀庵五、第三卷第九章第十一節編年記事、延元元年十月二十三日の項参照、月香園第三卷第九章第十一節編年記事、久三年の項参照、甘古第三卷第九章第十一節編年記事、久三年の項参照、あり、又た狂歌に栗

本軒貞國 第三卷第八章第十三節編年記事、天保四年二月二十三日の項参照、あり、
國學家の流派

○皇學

本居宣長 — 末田稻麿 — 末田道麿 初め麗蔵、後ち道齋と改む、稲麿の子なり、藩塾教授となる、

加藤棕廬 — 片田行義
橋本稻彦

近藤芳樹 — 岡田 清

○和歌

儀同三司實陰 — 河村似雲

飛鳥井家 — 江田居中 — 大藤恂郷

○俳諧

芭蕉 志多 — 野坡 — 多賀庵 初世、木地屋保兵衛、鹽屋町漆器商

仙呂亭 — 霞卜

素臺 — 蒼梧園 — 一鳳 二宮太郎八、田中町に住

橋中庵大必 堀山量介、齋號魚志、俳號一仙、如櫻、天蛆大必

文五

淡屋庄兵衛、猫屋町染物業

玉華亭梅佛

淡屋與右衛門、文五の子

岩田涼菴

高桑

飯田篤老

月香園甘古

和泉屋所右衛門、京橋町に住

六呂堂

初士方、三笠屋平祐

六呂堂

世祖木、山脇道悅、胡町に住

多賀

世六合

茶屋喜三郎、西引御堂町茶商

多賀庵

世三玄蛙、醫師小田默居、合歡酒家

串田凡十

彌助、後ち豐三、土手町大吉庵

多賀庵

世四蕊史、六合の養子、茶商

北川素白

金五郎

多賀庵

世五菊年

藤井正次郎、大手町四丁目紺屋職

多賀庵

世六由池、勝見九兵衛、登工

第六節 藝備孝義傳の編纂

第一編の編修

前藩主重晟の治世、藩府は儒臣頼春水及其弟頼杏坪名は惟柔通、稱は萬四郎に命ずるに、封内の孝子順孫忠僕節婦の類にて賞賜を被りたる者の傳記輯録を以てす、二

體裁

江戸幕府と聖堂とに献納

町大年寄に頒與

人命を承けて藤原茂親、深津知央等を編修員に加へ、共に之に従事し、明暦三年より寛政三年六月に至る百三十五年間二百二十餘人の行狀を輯録す、其書九卷より成り、行文平易間、繪畫を挿みて、孝義の情況を描寫し、専ら通俗を旨とせり、其繪畫は岡岷山名は煥、通稱は利源太の揮毫する所なり、卷首に頼氏兄弟の題序あり、卷尾に若槻敬の跋文あり、而して本文の前に天長十年の勅賞孝子安藝國加茂郡風早審麻呂の肖像、史文續日本後紀の原文なり并に勅賞力田と佐伯郡伊福部五百足同姓豊公若櫻部繼常等の史文とを掲載す、寛政九年三月に至り編纂を完了し、藝備孝義傳と名づく、藩主齊賢の治世享和元年十二月に至りて刊行す、是を以て藩府より江戸幕府及聖堂に各一部を獻納す、其聖堂に納むるもの、匣蓋は、表面に書名を書し、裏面に其献納する所以を款記して曰、「藝備孝義傳九冊者、封内之民以孝義而著者之行狀也、今歲辛酉春命之梓而刻成矣、爰裝全帙、恭納之東武昌平坂聖堂書庫云爾、享和元年辛酉冬十二月下濬、從四位松平安藝守源齊賢」と、其版本は藩學問所に之を所藏し、京都の書肆瑤芳堂より發兌せり、翌年享和二年三月藩府は町御奉行所を経て此書籍を廣島町五組大年寄に頒與し、忠孝大義の獎勵に資せしむ、同月九日各組大年寄は其配下の

第二編の編修

體裁

町頭年寄を招集し、今回藩府より頒與せられたる趣旨を告げて之を配與し、且各町役人は之を熟讀し、今後各町内集會の際は懈怠なく忠孝の大義を一統に説き示すべしと申渡せり、藝備孝義傳第一編の出版後、未だ幾くならずして第二編編修の舉あり、亦頼氏兄弟に命じて從事せしむ、初編に續きて寛政三年七月より同十一年八月に至る八年間百八十六人の行狀を輯録す、卷首に著者二人の序文あり、卷尾に儒臣堀正輔の跋文あり、繪畫は大田午庵の筆になれり、第一編の體裁に倣ひ、本文の前に貞觀十四年の節婦勅賞安藝國佐伯郡榎本連福佐賣の像并に史文三代實錄の文なりを掲載す、享和三年に至りて編纂を完了し、文化三年三月刊行あり、京都の書肆瑤芳堂より發兌す、初め斯書の編纂成るや、藩主齊賢は編修者頼春水に告げて曰、第一編は固より家君の治世に成る、第二編の如きは寡人襲封後に出版せるを以て、世人或は之を寡人の徳となす者あらん、然れども其事多くは家君の時の事に屬す、予甚だ安する能はずと、重晟これを聞きて曰、傷むこと勿れ、續述の相及ぶは古の道なり、奚んぞ必ずしも拘々たらんやと、父子の謙虛推讓すること是の如し、文化四年三月廿五日藩府より江戸幕府及聖堂に各一部を献納す、後ち凡そ二十年

江戸幕府と聖堂とに献納

第三編の編修

體裁

を経て、次の藩主齊肅の治世、儒臣金子霜山名は濟民、通稱徳之助、加藤棕庵名は景綱、通稱太郎三の二人に命じて第三編を編修せらる、天保十四年八月に至りて成る、寛政十一年九月より天保十一年に至る四十二年間三百九十餘人の孝子義民の行狀を輯録せるなり、卷首に編者二人の叙文を載せ、卷尾に頼津庵の跋あり、石井景毅、岡正風、及大藤恂郷、高橋克昌等其編纂を補助す、繪畫は山野峻峰の筆に成る、京都の書肆文藻堂より發兌せり、明年弘化と改元あり二月藝備孝義傳拾遺二卷成る、亦霜山、棕庵の編纂するところ、第一編以來遺漏に屬する者三十六人の行狀を輯録す、亦文藻堂の發兌なり、後ち藩府より之を江戸昌平費に献納し、弘化二年藩主齊肅より藝備孝義傳第一編第二編第三編拾遺各一部を饒津神社に奉納せらる、

拾遺二卷の編修

江戸昌平費に献納、饒津神社に奉納

藝備通志の編修

第七節 藝備通志・知新集の編纂

藝備孝義傳の編纂は前藩主重晟の發意に始まり、齊賢、齊肅の治世に至りて大成したることは、前に述ぶるが如しと雖も、未だ地志改修のことに及ばず、

是に於て齊賢の治世更に藝藩通志百五十九卷を編修せらる。是れ現藩主齊賢父に繼ぎて學を好み、文士學庭に満ちたるに因るなるべし。初め藝藩にては、寛文年間藩主光晟の治世、黒川道祐に命じて藝備國郡志を編纂せらる。第二章第五節參照爾來年を経ること百有餘歲、滄桑の變一にあらず、勢ひ改誌の擧なかる可からず。是に於て文化元年藩主齊賢は頼杏坪に命ずるに、藝備國郡志を改修すべきことを以てせらる。時に杏坪の官職侍講格式御典にあり、毎に藩主に隨從して江戸に往來し、未だ編纂に着手するに違あらず。同八年職を轉じて城内郡御役所詰格式御納戸奉行上席となり、民政に參與し、備後北境四郡可三上三の支配を命せらる。是に至り始めて修志事業に着手し、關藩の郡町村里に令し、一定の様式に依り、其地方の志料を録上せしむ。文政元年より編修局を開始し、加藤棕庵頼采真、杏坪の子、名は舞、藩通稱左一郎、黒川方楳、津村尙誼、山田吉甫、正岡元翼に命じて編纂校録の事務に當らしめ、又河原實秀江、南、藤井其原、小泉一善號、深、湖、壘、高橋義喬號、壘に命じて圖書の揮毫に膺らしむ。加藤棕庵も亦圖書を作れり文政八年の秋八月に至りて其稿成る。安藝備後十六郡の疆域、形勢、國郡、村里の建置、沿革、田畝、歲額、租調、庸、戸口、牛馬、人物、古蹟、名勝、古器、古文書、藝文等、歴々觀るべし。

體裁

漢文の藝藩通志

知新集の編纂

其體裁は首め安藝備後兩國に就き總體に關はる事を通記し、次に廣島府三原府、嚴島、尾道は各其地の一志を作り、次に安藝八郡、備後八郡に就きて各其郡志を選びて、其所管の内を記し、次に古文書、古器物、藝文に就き各郡市相追ふて通記せり。其間提封全圖より各郡府沿革圖、古郷圖、各村里圖、古文書、古器物及名勝等數百の圖書を挿入せり。抑、此修志の擧は、初め藝備國郡志を改修するにありしを以て、その文献を徵するに當りても、藝備國郡志下調べと稱し、國郡志は此書未成前の名稱なりしが、提封區域備後全國を蔽はざるが故に、中間改めて藝藩通志と稱するに至れり。又別に漢文の藝藩通志あり、通編十四卷より成る。本篇を漢譯せしものなり。然れども其體裁は大差ありて、叙事も頗る簡潔なり。

藝備國郡志改修即ち藝藩通志の編纂の擧あるや、廣島町奉行所にては藩命を受け、其資料として廣島城下の町組并に新開方の地志を輯録せり。時に廣島西町御奉行は菅求馬名は氏、齋、東町御奉行は松野唯次郎名は忠、雅なり。求馬最も心を修志に用ゐ、文化十一年九月十八日白神組一町目御客屋守町年寄同格山縣屋目九代九郎右衛門組頭並惣代安田屋理右衛門に材料輯録の御用係を命じ、次で文政

二年三月六日町方附御歩行飯田篤老名は利矩、通稱愷平に命じ、専ら編輯の任に當らしめ、同時に町方附御歩行森本量平・町廻り香川文次に之が補助を命じ、西町御奉行所内に編纂所を設置し、先きに任命せる山縣屋九郎右衛門・安田屋理右衛門・其他數名と共に、各町村の民家社寺より出せる舊記・古文書及藩府の祕録に就きて編纂校録に従事せしめ、同四年十一月二十五日稿本の一部完成れり、是を以て飯田篤老は町御奉行所に五組大年寄對馬屋目六代七郎右衛門・茶屋目八代次郎右衛門・三原屋目十一代三郎右衛門・室屋目六代喜右衛門・藤井犀右衛門を召致し、國郡志草稿五冊を渡して之を披見せしめ、猶存旨もこれあらば申出づべき旨を示談し、各組に壹冊づつを配附し、順次に交代熟覽せしめたり、同五年四月に至り、稿本全部脱稿せしを以て、町御奉行より之を藩府の編輯局に提出せり、然れども未だ一誌の體裁を爲さず、其後飯田篤老これを寫し取りて、新たに一誌の成本となし、名けて知新集と云へり、全部二十五卷より成り、第一卷は國名・郡名・鄉名・村名等總體の事を通記し、第二卷より第八卷に至るまでは、廣島五組の部は各組に分ちて各町の事を列叙し、新開の部は各村・新開の事を列叙し、町新開ともに其沿革・戸口・橋梁・渡津・町門・舊家人物・孝

體裁

町大年寄に示す

子節婦・義僕等町は間敷新開村は田畝高附を記すを詳記し、第九卷より第二十四卷に至るまでを寺社部として、神社・佛寺の位置沿革・緣起・堂宇・寶物・古文書・神職・巫覡・僧侶等を記し、最後に第二十五卷は附録として専ら廣島城郭の事を記載せり、之を藝藩通志に比するに、彼は元來閩藩の誌なること、且其著者の儒家なりしこと、故を以て、力めて簡潔を貴び、省略に従ひ、又體裁を裝ふ痕跡頗る少からず、故に讀む者、時に隔靴搔痒の憾あり、知新集に至りては、もと是れ通志の、一部資料として作りしが故と、著者が國文家たるの故とを以て、行文流暢、自づから詳密に入り、網羅を力めたること、善く和文の趣致を存せり、故に讀むもの、或は時に其繁雜冗長を感ずることありと雖も、苟も廣島一區域に限り事蹟の詳細を知らんと欲せば、藝藩通志に依らずして、此一書に據るの優れるに若かざるなり、

第八節 嚴島大鳥居の再建

藩主吉長の治世、嚴島大鳥居の朽蝕せるを以て之を造營し、元文四年九月五

安永の雷火

日落成せり、爾來年を閱すること三十八、安永五年七月七日雷火に罹りて燬く、當時の藩主重晟は之が再建を爲さんと欲して、木材を封内に探求することあり、而して未だ之を獲る能はず、蓋古例に其正柱は樟樹を用ゆ、其深地に生じて、高且大なるものは獲易からざればなり、是を以て重晟私かに慮へらく、鳥居の荒廢既に格を致すの所以にあらず、今や樟樹なしと雖も、巨杉のあるあり、他木を代用するは褻越に幾からん乎と、乃ち御用人林甚左衛門名敦を嚴島に差遣し、恭しく幣を奉じて神前に卜籤す、卜に曰、宜しく封内樟樹の適用に至るを俟つべしと、是に於て造營の議暫く緩む、既にして重晟復た慮へらく、卜に従へば歲月悠遠何の時を期してか成らん、久しく祠前を曠ふするは、是れ神慮を安んずる所以にあらずと、因りて再び甚左衛門を嚴島に遣はし、材を他州に求むるの吉凶を卜籤せしむ、果して吉を得たり、乃ち命じて人を遣はし、瀬海諸州を咨訪して、材を覓めしむ、偶、紀州牟婁郡島勝浦に巨樟三株を得たり、一は以て一柱となすに足り、二つは合せて一柱と爲す可し、乃ち金千五百兩を以て之を購ひ、採伐して之を嚴島に運搬す、時に寛政十一年二月なり、其副柱は四つ、皆杉材を用ゆ、一は封内佐伯郡惠下山中より、一は

用材の探求

斧初めの式

同郡上伏谷村より得、一は山縣郡津浪村より、一は豊田郡中河内村より獲たるなり、其棟梁の諸材は皆佐伯山縣の兩郡、及嚴島彌山、大聖院前より探出す、而して諸柱の冒及諸小材は皆樟木を用ゆるを例とす、是れ廣島市宇品島豊田郡吉名村、賀茂郡廣村より産出せるものを採れり、是年八月二十一日重晟致仕し、世子齊賢封を襲ぎ、其志を繼ぎて之を經營す、寛政十二年四月二十一日再建御用掛員を任命し、御年寄關外衛名忠實を以て總奉行となし、諸員を統轄せしむ、衆材既に集る、乃ち神社の左右海濱を以て材木場と爲し、三大廠を設けて剝削所と爲し、六月二十二日「斧初めの式」を行ふ、藩主賢齊乃ち御用人山本屯名豊昌を差遣して代拜せしめ、八月二十一日祀官地鎮祭を行ひ、春楫初め上を均平し、以て柱礎となす、十月に至り正柱を建て、次で副柱に及ぶ、潮水干すれば則ち作り、滿つれば則ち輟め、工師技倆を盡して建柱するを得たり、是より嚴冬風勁の候に及び、一旦工事を中止し、翌享和元年復た續工し、三月二十七日上梁式を擧ぐ、藩府乃ち御用人松村平馬を差遣臨場せしめ、尋で四月二十五日總奉行關外衛以下工事に關與せるもの威な衰り、落成式を行ふ、是

落成式

時工事に關與せしもの、姓名を擧ぐれば左の如し、

總奉行	關外衛
御勘定奉行、御作事奉行兼帶	青木半之丞
御勘定奉行	木村齊
宮島御奉行	青木猪助
郡廻り同格、御用達所頭取	横山平三
吟味役積方	中野甚十郎
御大工	田原忠三郎
御手輪方	木本新之助
御用達所御歩行	荒木清藏
御勘定所御歩行組筆頭	岡西嘉祐
御歩行目付	秦兵左衛門
御作事御歩行	田中甚之丞
	山本勘五郎
	瀧好作

小工格	齋木甚太郎
御作事所物書役	野田文平
御材木場同	伊藤惣八
宮島帖元物書役並	岡龍藏
棟梁	太郎右衛門
	幸右衛門
	甚藏

座主	
棚守	
大願寺	
金剛院	
宮島大工	豐島甚左衛門
同 大工見習	豐島善五郎
同 小工	野坂左一郎
同 小工見習	野坂定之進

鳥居の大きさ

大鳥居の正柱は高さ各四丈四尺三寸、周圍一丈五尺、副柱は高さ各二丈八尺、周圍一丈一尺五寸、棟の長さ六丈四尺四寸、梁の長さ五丈九尺六寸にして、本社前廊嘴を距ること凡七十八間間は六尺六寸を用ゆの海上に建つ、其宏大なる海内無比なりと云ふ、扁額横八尺三寸、縦四尺二寸は、もと後奈良天皇の宸筆大内義隆の奏請に依り賜ふところにして、其剝蝕するや、之を神庫に納め、天文年中摹寫して之を用ゆ、今復た之に倣へり、刻して鍍金を填む、一面は楷書嚴島大明神より、一面は草書伊部岐島大明神より、其邊緣裝ふに金碧銅漆の飾を以てし、彫むに雲龍珠葵の文を以てす、大抵舊制に遵照して更に精巧なるものなり、用工凡一萬八千二百用丁二萬三千三百五十、衆材伐運の費はこれに與からずと云ふ、

廣島城下の寄附銀

是より先き、寛政十一年三月十三日廣島町御奉行寺西六之亟、築山嘉平は、嚴島大鳥居の再建資金を募集し、嚴島大鳥居奉加帖なるものを町大年寄に配附し、普ねく町民に諭して、各自の志に依り、多少に拘らず寄進金額を帖簿に記入し、金銀鳥目等を取集め、近日差出すべき旨を命せり、

一 嚴島大鳥居奉加帖、町中末々迄、志次第、不依多少帖面に書記し、金銀鳥目等取集め、近々指出候様可申付候、以上、

三月十三日

五組え

翌年四月に至り、五組大年寄より其醜集せる寄進銀高九貫四百九十五匁を町御奉行所に献納す、當時各組の寄進銀高は左記の如し、

覺

- | | |
|-----------------|-----|
| 一 銀一貫九百目九分 | 中通組 |
| 一 同一貫七百九十二匁二厘 | 白神組 |
| 一 同一貫六百七十八匁八分 | 廣瀬組 |
| 一 同一貫二百一十一匁二分七厘 | 中島組 |
| 一 同一貫九百十二匁一厘 | 新町組 |
| 合 九貫四百九十五匁 | |

右者嚴島大鳥居寄進銀高如此御座候、以上、

申四月

五組

第九節 諸系譜・諸士畧傳・濟美録の編纂

初め藩府に於て歴代の舊記古文書を調査し、藩家の系譜并に藩政の沿革を編纂せんとの議あり、寛政十二年十月に至り、遂に議を決し、其旨を前藩主重晟に内申して、台慮を伺ふ、而るに重晟此議に賛せられしかば、同月九日藩府は急使を江戸に發し、藩主齊賢に奏して其聽許を得、十一月朔日御用達所御歩行市川半藏、同長尾禎助、同串田又三に御記録編纂并に御系譜纂修を命じ、先づ御系譜しらべより着手す、享和三年秋^{月日}御系譜纂修を畢り、其草稿を藩主に上つる、藩主これを見て悦び、更に命じて古來家臣の諸系譜をも調査編輯し、次で歴代藩主の世記編纂に及ばさしむ、是に於て從來の編修局は其規模を擴大し、御舊記調席と稱し、城中御用達所内に之を置き、御用達所詰池田直一、御用達所御歩行中島三之丞、梶山清兵衛、市川半藏、山本平之丞、湯川祐平、串田又三、大木吉之進等の八人を其係員と爲し、又御用人松村平馬、御歩行頭次席儒者頼彌太郎^{號春}をして其事務に參與せしめ、次で御用人並築山嘉平を御用係に加へ、以て松村平馬を輔助せしめらる、翌文化元年四月二十一

御系譜の編修

諸士畧傳の編修

日御用人松村平馬より藩執政に稟議して、藩家所藏の舊記及御勘定所舊記を調査するの外、御家老以下御家中末々の輩に至るまでの家々に藏せる系譜、舊記を提供せしめ、之を覈査せんことを請ふ、藩府乃ち此議を納れ、御家中一般に觸示して云く、「侍中御歩行以下共、銘々祖先由緒書は、元祿年中御調査仰出され、夫れ々々差出し、猶又正徳年中、士分のみの系圖傳記改め仰出され、夫れ以來子孫に至り系圖中絶に及べり、是に依て此度御調査につき、正徳年中差出せし輩は、夫れ以來の系圖傳記を書認め差出す可く、右正徳以後新に召出されし諸士或は御取立等の諸士は、今度初めての事なる故、先祖より當代迄の系圖傳記を添へ差出す可し、御歩行組以下は以前銘々先祖由緒書差出せし輩と雖も、年久しき儀につき、此度猶又改めて先祖由緒書に略系圖を添加し差出すべきなり」と命せり、文化三年六月御舊記調方池田直一は江戸詰を命せられ、御用達所詰山本彌三郎を以て之に代へらる、文化五年の頃に至りて此編修事業成る、之を「舊臣録」諸士略傳と云ふ、而して同年正月御書翰方列御勘定所詰松岡三郎左衛門に御舊記調方を兼ねしめ、同七年五月二十八日御奥詰次席儒者頼萬四郎^{號杏}に御舊記調べ御用を命せられ、俱に御用

濟美録の編修

達所に出仕せしめらる。六月七日御勘定所舊記方席を廢止して、其舊記録を御用達所の御舊記調席に移さる。是より八年を経て文政元年五月に至り、太祖傳正院長より顯妙院綱に至るまでの世記を完成し、次で體國院吉の世記編纂に着手し、御用達所詰中島六太夫・同筒井極人其事務を管掌す、御書翰方列松岡三郎左衛門、御歩行筆頭酒井莊介、御歩行組梶山清兵衛、松尾三平、太田村猪三郎、津村政之進、三上龜八、吉田權太郎、柴田久之丞、物書役田中勘六、守山万齋等日々出仕して、編修事務に執掌す、同三年正月體國院御代記成り、次で鶴阜院宗御代記成る、之を「濟美錄」と云ふ、寛政十二年事業を開始してより茲に至るまで二十餘年を経過せり。

第十節 銀札通用の繼續

文化二年以後
二十五年間
の通用繼續

安永九年以後二十五年間の銀札通用期限は、方さに享和四年文化三改に至りて満期となれるが故に、是に先ちて享和元年八月十五日藩府より伺書を幕府老中戸田采女正氏教に差出し、更に來る丑年文化二年より廿五年間繼續通用

の許可を請へり、其文に曰、

私領分安藝備後兩國銀札通用之儀、享保十五年寶曆四年迄、二十五年之間伺濟無滯通用仕候付、引續明和安永之度も、以先格相伺札遣申候處、領分中紛敷儀も無之、隨分無滯通用仕候、然る處、子年迄に而年限相立候間、翌丑年分尙又二十五年之間銀札通用爲仕度奉存候、尤是迄之通彌、紛敷儀無御座候様念入可申付候、此段相伺申候、以上、

松平安藝守

八月十五日

十月二日幕府御勘定所に藝藩江戸留守居役を召致し、是れまで藩内に通用せる銀札の種類并に員數を記して差出すべき旨を命せらる、依て同月五日藩府は江戸留守居役柴田群助をして銀札員數の覺書を上らしむ、其覺書に曰、

覺

- 一五匁札 百七十萬枚
- 一壹匁札 百七十萬枚
- 一五分札 三十萬枚

一三分札 二百七十萬枚
一貳分札 三百萬枚

安藝守領分員數前々右之通御座候御尋に付此段申上候以上、

十月五日

松平安藝守留守居

柴田 群助

天保元年以後
二十五箇年の
通川繼紙

是に於て十二月二十二日に至り、幕府は文化元年以後二十五年間の銀札通用繼續の許可を與へたり、是時の藩執政は關外衛堀江典膳・山田圖書・淺野縫殿後山・仙石隼人・寺西司馬、又御勘定奉行は今北三左衛門・青木半之丞・木村齊薄田十郎左衛門・澤井加右衛門・周參見新右衛門なりき、斯て文化元年以後二十五箇年間の銀札通用期限は、再び文政十二年を以て滿期となるが故に、藩府は文政九年十月九日附を以て、伺書を江戸留守居役福永助左衛門を経て、幕府老中松平和泉守乘寛に差出さしめ、更に來る寅年天保より二十五箇年間繼續通用を爲さんことを請へり、

私領分安藝備後兩國銀札通用之儀、享保十五年寶曆四年迄、二十五ヶ年之間伺相濟、其以來も年限相立候得者、以先格連々相伺無滯通用仕、當時之

處、文化二年來丑年迄に而伺通年限相立候間、翌寅年か猶又二十五ヶ年之間銀札通用爲仕度奉存候、尤是迄之通紛敷儀無御座様念入可申付候、此段相伺申候、以上、

十月九日

松平安藝守

同年十二月朔日に至り、幕府より之が許可を爲せり、是時藩執政は關藏人・弓削左膳・今中大學・木村主膳、又御勘定奉行は御牧武太夫・池田直一・小笠原富三郎・木本新之助・小野武八郎・筒井極人なりき、

當時發行の銀札種類は、従前のものと同じく五匁壹匁五分三分貳分の五種なり、而して其札面に記載せる文字・模様の種類は、總て明和年間發行のものに異ならず、只異なるは、其札紙の幅が明和のものに比して僅に廣く、曲尺一寸七分五厘乃至一寸八分明和のものは幅一寸五分五厘なりなるのみ、

第十一節 淺野長政公二百回忌法會

文化七年四月七日は、藩主の太祖傳正院淺野禪正二百回の忌辰に當れるを以

御位牌堂の改築

て、藩府は其前年文化六年の十月明星院に於ける傳正院の御位牌堂を改築せんとす、同月二十二日、筈始めの式を挙げ、翌年三月落成す、堂宇は梁行三間半、桁間五間なり、同月二十八日、靈牌遷座式を行ふ、藩主齊賢は御普請用掛の諸員に御寺詰を命じ、御年寄人名を差遣して代拜せしめ、御作善料銀十五枚を獻備せらる、而して前藩主重嚴よりも亦御用人人名を差遣して代拜せしめらる、是より明星院に賜はりし傳正院并に同夫人長生院の齋米每歲各十石なりしを増加して高百石四つ物成に賜はるを附し、每歲祥月法會には、必ず御年寄一名、御用人一名、町御奉行一名を差遣して、御寺詰并に御代香を勤めしめ、法會終りて後ち藩主親ら參拜あり、又年頭中元正五九月には、九曜之間詰以上の重臣に命じて代拜せしむること定め、而して祥月法會には、御家中御歩行組の輩に至るまで一統參拜を命じ、廣島城下庶民の請願に依り、祥月法會の當日には、諸家中參拜の後ち、其翌日に於て、御中門外にて一般民衆の隨意參拜を許可せられたり、

文化七年四月五日より同七日に至るまで二夜三日間、明星院に於て大法會を行はる、御年寄淺野縫殿に御用奉を命せられ、大御目付龍神甚太夫町御奉

齋米百石に贈
加
每歲祥月法會
の制

大法會

行澤井半外、御勘定奉行木村齊、御普請奉行寺川十左衛門、御作事奉行伊藤半左衛門等に御用掛を命せらる、又御作善奉行を大御小姓御牧助九郎、御馬廻り大橋勇藏の二人に命じ、法會中の警固を御先手者頭に命じ、足輕残らず相詰むること云ふ、藩主は明星院に御作善料米百石、太祖の靈前に造花知新集曰、蓮紙屋町繪物屋十一代目彦右衛門の細工にかゝる故に彦右衛門に傳二口を賜はるを獻備せらる、かくて廣島市中一般には、當日より七日までの三日間、諸事穩便、火之元別して念入れ、鳴り物音曲の停止、尤も仕掛りの普請作事は用捨に及ばずと觸示し、御家中の輩には、御法事は初日二座、中日三座、御當日二座にして、三日間とも、御家老初め御家中の面々儒醫組に至るまで、朝夕日割を以て御寺詰を仰付られ、御家老より御香奠前の通り、淺野甲斐は銀二枚、上田主水、淺野孫左衛門は銀一枚づゝ大寄合御年寄御番頭は御香奠金百匹宛、御側詰次席以上は定旅詰とも銀青銅之内員數勝手次第但千石以上は金百匹づゝ御年寄上座隱居、御番頭隱居よりは御香奠勝手次第差上ぐべしと令し、法會の第三日には、松榮寺・國泰寺・正清院・日通寺の僧にも御寺詰を命せらる、さて大法會は第一日初第二日中第三日日御當と三日間に亘り、晝夜とも執行せらる、其祭式情況を舊記に録すること左の如し、

本日四月五日御用掛りの輩六ツ時明星院へ相揃、御寺詰之御家老初侍中儒醫組類迄、兼而日割之通六ツ半時罷越、今日早め六ツ半時御供揃に而、正五ツ時公御參詣被遊(署中)御法事始前御家老詰席へ出る、公御詰席へ被成、御座、御着座被遊、無程頓寫有之、瀉水住持斗へ御汲被遊、直に御着座御詰被遊、御法事相濟御休息之間へ被爲入、夫より御位牌堂内陣へ被成、御座、右御出座奉見上、御祭文御名代頼彌太郎(御則詰同格儒者)讀之、讀祝相濟、御燒香御拜被遊、長生院様御位牌へも御燒香御拜被遊、直に御立座被遊、御用掛り御役人へ御齋出る、

御祭文

維

文化七年庚午四月七日、具位襲封十世孝孫藝備兩國守護從四位下侍從兼安藝守齊賢

謹致祭

太祖傳正公之靈、敢昭告之曰、嗚呼

公以雄偉之資、起禍亂之際、大承豐關白之委、廼

爲水魚之親、又得

源神君之知、遂結金蘭之契、其進善筭、納嘉謀、不可舉數、控銳鋒、摧堅陣、蓋亦幾何、桓々百征能助、四海混一之功業、諤々一諫直救、天下億兆之生靈、撫民以仁、故其所居之黎庶、久懷其德、理家以儉、故其所養之臣子、皆守其風、是以皇天降休、疆益大、鬼神錫福、子孫永昌、惟吾愚庸、膺茲爵祿、夙興夜寐、切恐家風或衰、仰瞻俯思、深願祖德無辱、兆域雖在一千里外、爰造新堂、以安神之英魂、忌辰正值二百年期、因修舊典、以竭吾之衷悃、無勝感激悽愴之至、右京長邁君(藩主の舍弟)御參詣被成(署中)同六日御法事始時刻七ツ半時に付、御用奉り初、御用掛り之面々、八ツ半時御寺へ罷越、一先休息之間へ罷越、同朝御法事始時刻五ツ半時、御家老始御寺詰之面々、昨日之通、御用掛りは今曉より直に相詰る、右京長邁君御參詣御詰被成(署中)公早め九ツ時御供揃に而、九ツ半時頃御參詣被遊(署中)恭昭公御參詣被遊(署中)同七日御法事始時刻曉七ツ時、御用掛り之輩八ツ時罷越仕構宜敷處に而詰席へ罷越、御法事相濟、休息之間へ罷越、同日朝御法事初時刻正五ツ時、御家老大寄合、御年寄始御寺詰之面々、昨日之通り、御用掛り之輩今曉より直に相詰、公早め六半時御供揃に而、御參詣被遊(署中)長邁君には、公より御先達に而御參詣被成

(署中) 此度格別之御法事相勤候付、明星院へ御内々白羽二重貳匹被下、御用掛
 り之面々へ御齋出る(署中) 恭昭公御參詣被遊、同日於江戸松平越中守定信
 君陸奥國白川城より御香奠白銀十兩、御國元明星院へ御備被成候旨、御使者
 有之、同日夕伊東修理大夫祐民君より御使者を以て御遠忌之御儀に付、爲
 御精進落、鮮魚一折御到來、右御肴は御廣式へ差上候旨、且堀大和守親憲君
信濃國飯田城主二萬石より御香奠御備被成度趣、御留守居迄申來、御斷被仰進候趣等
 江戸より申來候付、申上有之云々、

是日紀州高野山悉地院常陸國眞壁傳正寺に於ても、亦一夜越の法會を行は
 る、同月十一・十二の兩日、御家老を始め御家中の輩は御歩行組に至るまで、明
 星院内の太祖公の靈牌に參拜を命せられ、御作善奉行は御位牌堂に終日相
 詰む、次で二十二日明星院一派の諸寺院僧侶は、協同して寸志の御法會を執
 行せんことを請ひ、又廣島城下眞言宗一派の寺僧は相集り、明星院御位牌堂
 に於て寸志の御法會を執行せんことを願ひ出で、共に許可せらる、次で備後
 國尾道にては淨土寺・西國寺の主僧各自門末の寺僧を率ゐ、國恩報謝の爲め、
 同寺に於て寸志の御追善法會を執行せり、

城中内祝の延

四月二十四日藩主齊賢は大法會の滞りなく終了せるを悦び、城中に内祝の
 筵を張り、奥舞臺に於て能舞を演せしめ、前藩主重晟公弟右京長邁を招きて
 共に之を觀覽し、御家老・大寄合・御番頭・御旗奉行・並寄合・御先手者頭・御使番・御
 槍奉行・及慶長十六年以前より歷代奉仕せる家筋の子孫に陪覽せしめ、且酒
 饌を賜はる、後ち城中にて能舞を演せし江川十三郎以下五十四人に金銀若
 干を賜はる、其人名左の如し、

- | | |
|--------|----------|
| 一金貳百匹宛 | 江川十三郎 |
| 屬 屋庄三郎 | 權 屋惣左衛門 |
| 塗師屋權三郎 | 平住屋安藏 |
| 鍋屋源兵衛 | 金屋來次 |
| 對馬屋吉之助 | 新久屋英次郎 |
| 井筒屋勝次郎 | 竹野屋惣左衛門 |
| 竹野屋利兵衛 | 柄卷屋彌三右衛門 |
| 一銀五兩宛 | 榮屋万右衛門 |
| 塗師屋勘兵衛 | 吉井藤九郎 |

- | | |
|-----------|-------------|
| 小川 玄 藏 | 茗荷屋 與三右衛門 |
| 世並屋 甚 太郎 | 木挽屋 傳 三郎 |
| 伊豫屋 助 三郎 | 若狭屋 富 藏 |
| 藤 屋 吉 太郎 | 箸 屋 茂 兵衛 |
| 三藏屋 久 兵衛 | 増田屋 太 郎 一 |
| 木挽屋 彦 三郎 | 富士屋 藤 左衛門 |
| 三國屋 幾 三郎 | 二もんじ屋 源 右衛門 |
| 金 屋 太 右衛門 | 出郷屋 善 三郎 |
| すゝ屋 清 三郎 | 若狭屋 孝 三郎 |
| 朝賀屋 多 十郎 | 鐵 屋 幸 助 |
| 法 安 兵 次 | 茶 屋 陽 次郎 |
| 鍋 屋 孫 六 | 菊 屋 五 祐 |
| 一銀三兩宛 | 伊豫屋 利 三郎 |
| 箸 屋 他 三郎 | 三原屋 長 右衛門 |
| 倉橋屋 德 次郎 | |

特赦

是時また封内の囚人に特赦を行ひ、死罪のもの四人には、死一等を減じて領分追放に處し、永牢のもの八人には、出牢を命じて追放せしめ、其他領分追放以下のものに至るまで、罪の輕重に依りて減刑宥罪を行はるゝこと差ありき。

大石燈籠、石水盤の獻備

五月朔日藩士卒にて太祖時代より奉仕したる家筋の子孫より新御位牌堂の前面に大石燈籠二基、石製水盤一基を獻備せんことを請ふ、藩主これを許して、獻納者の姓名を別に碑石に列記鐫刻し、唐門の外に建立せり、石水盤の銘并に獻納者の姓名は社寺誌饒津神社の條に記す。

法會の制定

大法會の後ち五日を経て四月十四日、從來諸法會の獻備品類其他につき、區々一定の制なきに依り、今回執行せし所を以て標準として、其制を定め、凡て

の法會を上中下の三等に分ち、上は二夜三日法事、御作善料米百石、御寺詰諸士不殘、御香奠御側詰次席以上とし、中は一夜越法事、御作善料銀百枚、御寺詰御側詰次席以上、御香奠大御目付以上とし、下は一朝二座法事、或は一夜越、御作善料銀五拾枚、或は三拾枚、御寺詰御香奠共御用人並以上差上ぐる』ことゝ爲し、且、御歷代様方諸法事、御國元を第一に重く御祭祀被遊、他所寺院にては軽く被遊』と定められたり、

第十二節 尾長東照宮の大祭禮

文化十二年九月十六日・十七日の兩日、尾長村今尾の東照宮貳百年大祭禮を行はる、是より先き、正保四年尾長東照宮の造營成就し第四期第二章玄徳院時代第二節尾長東照宮の造營の條(第一卷三四〇頁)に詳記、寛文六年九月十六日・十七日の兩日は、徳川家康薨後五十年に當れるを以て、盛んに大祭禮を行はれしが、爾來五十年毎に之を行ふを以て恒例と爲し、正徳五年百年大祭〇第四期第四章體園院時代第八節編年記事正徳五年九月十七日の項(第二卷二一七頁)に詳記、明和二年百年大祭〇第四期第六章泰昭院時代第十一節編年記事明和二年九月十六日十七日の項(第二卷六二三頁)に詳記に舉行あり、然るに正徳年間の大

大祭の準備

祭は莊重嚴肅に行はれ、明和年間の大祭は簡易質素を旨とし、時代に應じて典儀に輕重ありしかば、今回の祭儀は諸事正徳・明和兩度の中間を以て程度とし、『通り御祭禮』を舉行すべしと治定せられ、御年寄石井内膳に御用奉を命ぜらる、廣島市民は大祭の前日より軒別、手すりを構へ、毛氈を懸け、屏風を立て、神輿通御の拜觀準備をこゝのへ、御家中借受の町家にては、各自の定紋晒幕を張れり、同十六日の朝、御年寄淺野縫殿以下御用掛りの輩、御宮詰を奉仕し、祭式を行ふ、藩主乃ち使者九曜の輩を遣はし、大根・牛蒡・昆布各一折、酒樽二荷を松榮寺に賜はる、同十七日曉、七半時、神輿御供揃、八半時御迎ひ、神同刻より神事始まる、藩主より御太刀一腰、御馬代黃金十兩を獻備せられ、別に廣瀬神社に銀拾枚を獻備せらる、御年寄仙石隼人は御宮詰、同淺野縫殿、關藏人は御棧敷詰、石井内膳は供奉を奉仕す、御棧敷は櫻の馬場と松原との境に構へ、北側は九曜之間詰の輩を初め御近習向の座となし、南側は御年寄御用人菱之間詰の輩の席と定め、別に御家老御番頭の棧敷を設く、會神事の終らんとするに及び、降雨あり、是に於て神輿渡御式を翌日に延期す、翌日降雨猶已まず、亦延期して二十日渡御式、二十一日還御式を行ふべき旨を令せらる、十九日

御迎の神

神事

藩主の社参

神輿の渡御

夕刻天晴る、廿日曉六つ時、藩主衣冠束帶乘輿して城の南門を出て、一町目本町通り、京橋猿猴橋を過ぎ、櫻の馬場より社参し、禮拜畢りて後、棧敷に入り衣冠を脱し、熨斗目半社袴を着す、夕八つ時、神輿儀仗を正して宮を發す、藩主座を下りて敬禮し、駕籠に乗り、明星院川渡船場を経て歸城せらる、公弟右京長懋は京橋町友屋彦右衛門の宅に、南御屋敷の諸公族は同町平野屋茂右衛門の宅に、三の御丸諸公子女は一町目富士屋喜兵衛の宅に微行して、神輿儀仗の莊嚴華麗なるを観る、遠近郡國より男女老幼此盛儀を観んと欲し、廣島に廣集するもの太だ多し、神輿中島本町を過ぐる頃、黄昏に及び、夜に入りて廣瀬御旅所に着す、供奉の輩其附近の民家に宿泊す、是より先き明和の大祭までは、神輿の市街を通御すること唯一回にして、還御は略式の行列にて廣瀬御旅所より間道を取り、明星院川渡船場を舟にて渡り、而して本宮に還るを例と爲せしが、近年市中の人氣も昔時とは違ひ、拜觀人も多く、唯一回の市中通御のみにては、庶民家を明け出で、火災盜難に罹るもの少からざるを以て、今回は神輿の渡御、還御とも市街を通御あるべしとの議出で、終に神慮を伺ひ、其事に定まりしかば、翌廿一日神輿廣瀬社御旅所を發し、供奉行列道筋

神輿の還御

藩主再社参

城中の盛筵

大祭の費用

等前日と異らず、市中を通過し、夕八つ時、櫻の馬場より本宮に還御あり、藩主衣冠束帶して、再び社参禮拜せらる、翌二十二日より五日間、本宮の裝飾を撤せず、藩士卒庶民に至るまで隨意に参拜を許さる、十月三日藩主城中金之間舞臺に於て能舞を演せしめ、長懋以下諸公子女及御家老御番頭、其外供奉の輩御用懸りの諸役人、松榮寺住僧并に火廻り番御旗奉行、御馬廻り、張番御先手者頭、辻固の御馬廻等を召して陪觀せしめ、酒饌を賜ひ、特に淺野縫殿以下御用掛りの輩に御召小袖并に白銀若干を賜ふ、翌四日供奉の侍士及御歩行組以下に至るまで、城中に於て酒饌赤飯、吸を賜はる、十二月六日藩主御用奉石井内膳を召し、特に手づから御召小袖、白銀廿枚を賜ひ、以て其勞を犒ふ、此大祭禮の總費用は米四石六斗〇五合、大判一枚、銀二百四十一貫六百三十一匁九分二厘を要せしと云ふ、○編者曰、是年大祭の神輿渡御式行列は、知新集、東照宮の條下市植田有年氏所記に、本書第一卷、三四六―三六〇頁に記載あり。

此後、慶應元年は、徳川家康薨後二百五十年に當りしが、當時廣島城下は征長役に際し、兵馬倥傯の地たりしが故に、簡略に大祭を舉行し、神輿の渡御式を行はず、所謂「据り御祭禮」として之を行ひたりき、第四期第九章の末節、編年記事、慶應元年四月十六、十七日の項、參照